

決算特別委員会

平成29年9月14・15日

葛城市議会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 平成29年9月14日(木) 午前9時30分 開会
午後7時06分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	川村優子
委員	山本英樹
〃	西川朗
〃	増田順弘
〃	岡本吉司
〃	藤井本浩
〃	白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席委員 議長 西井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
企画部長	飯島要介
企画部理事兼企画政策課長	岸本俊博
人事課長	前村芳安
情報推進課長	板橋行則
総務部長	安川誠
総務財政課長	米田匡勝
生活安全課長	門口昌義
税務課長	仲川早苗
収納促進課長	西川嘉則
市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事兼 センター所長	木村喜哉
市民窓口課長	吉川正人

人権政策課長	布 施 憲 一
環境課長	吉 村 泰 祐
保険課長	森 本 美起代
都市整備部長	増 井 良 之
都市計画課長	吉 村 雅 央
建設課長	松 本 秀 樹
産業観光部長	池 原 博 文
商工観光課長	岩 永 睦 治
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	東 錦 也
子育て福祉課長	松 浦 幸 恵
こども・若者サポートセンター所長	松 山 神 恵
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	森 井 敏 英
健康増進課長	西 川 佳 伸
〃 主幹	中 井 浩 子
生涯学習課長	白 澤 真 治
会計管理者	下 村 喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 平成28年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

それでは、皆さん、おはようございます。天気予報を見てますと、この週末から台風が接近をするというようなことで、この週末は特に市にとってもさまざまな行事が予定をされておりまして、少し心配をしているところでございますが、先日5日の本会議で市長の方から上程がございました、平成28年度、昨年度の葛城市全体のまちづくり事業を全て執行された、さまざまなそのことによる決算の認定ということの議案が、一般会計を初め、特別会計と、このような重要な議案を本委員会ですべて集中的に審査をするということで、その後、この委員会を設置をされて、そして委員の皆さん方のご賛同のもと、議長の指名を受けまして、このたび委員長を拝命させていただきました。川村副委員長としっかりと呼吸を合わせながら、皆様方のご協力のもとで運営をしてみたい、このような思いでございます。議員の皆様方におきましては、日ごろの議会活動の中で市民から多くのお声を聞いていらっしゃる、このように思いますので、どうかこの決算委員会の中でそのような声を届けていただきまして、平成28年度の決算状況、そして執行状況の中で、また翌年度、これからのまちづくりにいかにそういう声を反映してまちづくりを進めていただくか、こういうような議論の場になっていただきたい、このような思いでございます。限られた時間の中での審査でございますが、本日2日間、どうぞ皆様方のご協力をいただきまして円滑な運営をしてみたい、このような思いでございますので、理事者初め、行政当局におかれましては、よろしくご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の所見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず一般の傍聴の方についてお諮りをいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可をすべしといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴並びに会議中の入退室についても許可をいたしたいと思っております。

(傍聴者入場)

朝岡委員長 発言をされる場合は挙手をいただいて、こちらから指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してご起立いただいて、発言をされるようお願いを申し上げたいと思っております。携帯電話をお持ちの方については、電源を切っていただくかマナーモードに切りかえるようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、事前に進行及び審議方法の打ち合わせをさせていただいておりますので、皆様方にご周知をお願いいたしたいと思っております。

お手元でございます審議の順番につきましては、配付の決算特別委員会次第の記載の順で、

1 議案ごと上程し、採決まで行いたいと思います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等につきましては、同じくお手元に配付の決算特別委員会審査方法・日程、資料1に記載のとおり、一般会計決算につきましては、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。続いて、同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして7款から歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、討論、採決という予定をさせていただいております。また、総括質疑につきましては、市政全般にかかわるものとなりますので、その点ご留意をお願いいたします。特別会計決算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行ってまいります。水道事業会計決算につきましては、歳入、歳出の順番で説明を受けますのでご了承をお願いいたします。なお、先ほど申しあげました審査日程については、審査状況により多少予定が前後する場合がございますが、できる限りその日に決められた当初予定の費目まで進めてまいりたい、このように思います。ご協力をお願い申し上げます。

次に、決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2でございますが、1番から3番までは、今ご説明をさせていただいたとおりでございます。2ページ目でございます4番目の質問項目については、1回につき3問までとし、質疑回数については原則2回まで、3回目は委員の皆さん方には発言のみということになります。ただし、答弁漏れ等、理事者の方でございました場合については、私の判断のもと、その回数を超えて質疑を許可する場合があります、こういうふうにしてございます。質問をされる方については私から指名をいたしますが、関連質問である場合については、これを優先いたします。

発言内容の制限といたしまして、会議規則第116条の規定により、できる限り発言は簡明とすることとして、質疑も簡単明瞭に行い、できる限り前置き、要望については議事の進行上慎んでいただけるようお願いを申し上げます。質問をされる委員の皆さん方については、決算書のページ数及び款、項、目、費目を述べながら質問をしていただきたいと思います。このような報告書で説明を求める場合は、報告書のページ数もあわせてお示しをいただきたい、このように思います。理事者側につきましては、答弁をされる方は必ず挙手をいただいて、私が指名した後、質問者がかわるごとにその所属、役職名とお名前を言っていただき、簡単明瞭、的確にご答弁をお願いいたします。原則として、答弁者については部長及び所管の担当課長でお願いをいたしたいと思います。

最後に、決算特別委員会時間配分表、資料3をごらんいただきたいと思います。委員会を進めるに当たって、時間配分の目安として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたい、このような思いでございます。委員の皆さん方はもとより、理事者の方にもご協力をお願いいたします。

以上、開会前に確認をさせていただきたいことを申し述べましたが、これにつきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、そのような委員会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく

お願いいたします。

それでは、議案審査に移らせていただきます。

認第1号、平成28年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成28年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入歳出決算書3ページの実質収支に関する調書により説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額192億4,970万6,000円、歳出総額186億3,757万9,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして6億1,212万7,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費逓次繰越額と繰越明許費繰越額を合わせまして4億4,387万1,000円を繰越しいたしますので、実質収支といたしましては1億6,825万6,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算書事項別明細書の歳出、1款、2款の説明を申し上げます。38ページをお開きください。説明につきましては、備考欄に記載しておりますのでご了承賜りたいと存じます。左から款、項、目、予算現額、節、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。

それでは、1款議会費より説明させていただきます。1款議会費につきましては、全体といたしまして1億6,482万791円の支出でございます。主なものといたしましては、1節報酬で6,364万8,385円、11節需用費で340万3,021円でございます。

2款総務費につきましては、全体といたしまして15億8,736万9,503円でございます。また、8,548万9,000円を繰越しいたします。1項1目一般管理費につきましては6億3,150万3,828円でございます。また、506万8,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、11節需用費で911万9,360円、13節委託料で1,776万7,897円、19節負担金補助及び交付金で1億3,139万5,112円でございます。

2目文書広報費につきましては1,099万7,826円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で815万1,972円、13節委託料で266万3,280円でございます。

3目会計管理費につきましては791万9,264円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で582万1,887円でございます。

4目財産管理費につきましては1億1,606万6,538円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で3,833万4,594円、12節役務費で1,115万3,113円、13節委託料で4,025万9,094円、15節工事請負費で2,458万908円でございます。

5目電子計算費につきましては7,931万4,567円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,585万349円、14節使用料及び賃借料で4,598万8,332円でございます。

6目地域情報化推進費につきましては2,544万776円でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料で1,540万5,307円でございます。

7目交通安全対策費につきましては4,042万5,567円でございます。主なものといたしまし

て、15節工事請負費で3,079万9,446円でございます。

8目自治振興費につきましては1億7,142万928円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で1,639万4,568円、13節委託料で8,170万2,469円、19節負担金補助及び交付金で6,190万6,307円でございます。

9目企画費につきましては1,544万1,392円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で1,064万8,800円でございます。

10目公平委員会費につきましては21万3,500円でございます。

11目防災行政無線管理費につきましては1,414万5,269円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で1,297万3,350円でございます。

12目地方創生推進交付金事業費につきましては2,980万1,602円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,150万9,192円、18節備品購入費で785万6,122円でございます。

13目地方創生加速化交付金事業費につきましては7,937万6,227円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で5,922万3,736円、19節負担金補助及び交付金で1,963万4,091円でございます。

14目地方創生拠点整備交付金事業費につきましては7,763万円を繰越しいたします。

2項1目税務総務費につきましては1億3,459万3,546円でございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては4,201万9,224円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,313万3,659円、14節使用料及び賃借料で969万8,409円でございます。

3目過年度支出金につきましては1,132万1,386円でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては1億396万898円でございます。また、279万1,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で3,068万9,502円、14節使用料及び賃借料で684万4,797円、19節負担金補助及び交付金で1,178万6,524円でございます。

4項1目人権啓発費につきましては3,172万8,987円でございます。

5項1目選挙管理委員会費につきましては56万7,558円でございます。

2目選挙啓発費につきましては5,702円でございます。

3目参議院議員選挙費につきましては1,863万8,571円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で390万6,624円でございます。

4目市長及び市議会議員補欠選挙費につきましては1,968万2,668円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で462万5,915円でございます。

6項1目統計調査総務費につきましては91万7,400円でございます。

2目基幹統計費につきましては113万3,836円でございます。

7項1目監査委員費につきましては73万2,443円でございます。

以上で1款、2款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました1款並びに2款につきまして、その関係部分について質疑を行ってまいります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 それでは、平成28年度葛城市一般会計決算について質疑を行ってまいりたいと思います。

歳出の38ページ、議会費でありますけれども、このことにかかわって、議長なり、また事務局からご所見をお伺いしておきたい、このように思います。ご承知のように、議会の役割というのは行政をしっかりとチェックし、監督をする。これが第一の役割であります。議会議員がその役割を果たすために、生活の憂いなく調査活動費等が保障され、十分な資料収集、調査を行える。こういう環境が私は大事ではないかというふうに常々思っていました。そして、議会改革特別委員会でも提起をしてまいりました。そこでお伺いをしたいのは、阿古市長は公約にあわせて、みずからの給料を半額にいたしました。市長は半額にしても、たくさんの副市長並びに職員がいますので、行政執行にとっては何ら支障がないというふうに思いますけれども、議会の方は半額になんてしてしまうとなると大変なことになるわけです。そこで、その議論の中で報酬審議会の開催ということが議論されてまいりました。私は、まず第一に、報酬審議会を開会して、議員報酬について諮問をしていただくということが必要ではないのかというふうに思います。

もう一つは、私は、議会改革特別委員会で政務活動費が必要ではないのかということで委員会での議論をお願いしてまいりました。その中では、議会改革特別委員会では全会一致で政務活動費の設置、制度を整えていくということでは一致したわけではありますが、全員協議会の中で、残念ながらこれらについては先送りされるということになりました。そこで、まずお伺いをしたい。12市の中で葛城市の議員報酬はどのような状況にあるか。あるいは、政務活動費が12市の中でどのような形で実施をされているか。その内容等についてお伺いをしたいというふうに思います。これは2件だね。

もう1件ですけども、きょうもライブで市民の皆さんにネット配信をされているわけありますけれども、これは、平成28年度決算ということでもありますけれども、実際にこの間議論されてきたということとあわせて、その実績についてどれだけの方々が本会議並びに委員会等をごらんいただいているか、ご報告をいただければありがたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 中井議会事務局長。

中井事務局長 議会事務局長の中井でございます。ただいまの白石委員の質問でございます。

まず、議員報酬についてでございます。議員報酬につきましては、奈良県12市におきましては、葛城市は議員報酬37万円となっております。12市の中では下から2番目の11番目という形になっております。ちなみに、一番高いのが奈良市の59万6,000円、一番安いのが宇陀市の33万円でございます。

それと、政務活動費の話でございます。政務活動費につきましては、今12市の中で政務活動費を支給していない市は、葛城市と大和郡山市の2市でございます。ほかの10市につきま

しては、全て政務活動費が支給されております。その支給月額は、大体3万円から5万円となっております。

それと、あとインターネット接続数でございます。9月5日の本会議におきましては、アクセス数が354件、人数につきましては約163人の方が見られていたということでございます。次の7日の本会議の一般質問でございます。アクセス数が586件、約276名。次の8日の一般質問でございます。アクセス数が353件、人数につきましては199名。続きまして、9月11日の総務建設常任委員会におきましては、アクセス数が97件、人数につきましては59名。同じく、次の12日の厚生文教常任委員会におきましては、アクセス数が136件、人数につきましては約57名の方が見られているという状況でございました。

以上でございます。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。ただいまの白石委員のご質問に対して説明をさせていただきます。

葛城市特別職報酬等審議会というのは、条例で設置されております。これにつきましては、今年6月に農業委員の制度改正に伴うものとして1度開催させていただきまして、また機会があれば開催させていただくということで、本年度はなっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 中井事務局長から、また前村人事課長からご答弁をいただきました。葛城市の議員報酬については、奈良県下で11番目。そういう水準にあるということでありまして、奈良県内で政務活動費がない市議会は、大和郡山市と葛城市ということでございます。もちろん、私は政務活動費については、兵庫県の県議会議員あるいは富山市議会議員、あるいは神戸市の市議会議員の本当に全国ニュースをにぎわすような不正な使用が行われて、市民の皆さんから本当に政務活動費を葛城市はどのように使っているんだと、こういうふうに言われることがあるわけでありまして、もともと葛城市には政務活動費はありません。もちろん、そういう事件があり、国民、市民の大きな批判があるということは、私はよく承知しております。しかし、あえて、議会議員が本来の役割であるチェック機能、監督機能、政策の立案機能を果たしていくためには、私は大事な制度だというふうに思っています。

法律もこの間改正をされて、地方自治法第100条第14項から第15項、第16項と政務活動に関する規定が整備をされてまいりました。政務活動費については法定をされているわけでございます。長くなりますのでその中身についてはご紹介はいたしませんけれども、市民の皆さんは、葛城市の市議会議員も政務活動費をもらっているだろうという誤解が非常にあるので、まずそういうことはないんだということを強調するとともに、法定された政務活動費はどうしても議員活動にとっては必要なんだということを強調し、今後、新しい定例の選挙で選ばれた議員において議論をしていただく、このことを求めておきたいと思っておりますし、また、報酬についても、本当に若い優秀な人材が市議会の一員として市民の負託を受けて、住民福祉の向上のために頑張れる。そういう環境、条件をつくるという意味では一番大切なところだ

というふうに思います。やはり、そういう点でも議会から、あるいは理事者の方からも報酬審議会を開催し、答申をしていただくことを求めている、このように思います。

質疑ということではありませんけれども、9月定例会からスタートしたライブのネット配信は、本当にまだまだ皆さんに行きわたってないという点はありますけれども、最高で586件のアクセスがあり、270人の方が審査の様子を見ていただいているということでもあります。葛城市の議会にとっては画期的な取り組みで、本当に開かれた議会を進めていく。市民と議会をつなぐ大きなパイプとして更に周知徹底をしていただき、また環境整備をしていただいて、ライブだけではなくて録画もできるようにぜひ取り組んでいただきたい。ご所見があればお伺いをしたいと思いますけれども、なければこれで終わりたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 中井議会事務局長。

中井事務局長 議会事務局長の中井でございます。

録画中継につきましては、今現在のところ編集をすとかしないとか、議員の皆様のご同意が得られておりません。しようと思えば技術的な問題はないのでいつでもできると思いますが、若干、費用的なものが発生してきますので、今後はまた議員の皆様と協議いただいて、同意をいただいて、録画中継については前向きに取り組んでいきたいと思っております。

朝岡委員長 西井議長。

西井議長 先ほど白石委員から政務活動費のことについて、議会改革特別委員会では全員が必要やという認識を持ちながら、ただ、先ほども白石委員がおっしゃったように、全員が一致しなければ議会改革として、基本条例の中でも全会一致の原則という形で進めてきたところでございます。実際、全員協議会の中では必要ということについては皆さんが感じておられるわけでございますが、ただ、政務活動費につきましては、全国的にいろんな悪質というような事件がいっぱい発生していると。そのような疑われる状況では政務活動費をいただくことが不審に思われるのではないかという声の一部にあったことで、断念したということでございますので、また次、改選後、政治活動の中で真剣に検討していくとしたら必要事項は必ずあると思いますが、また次期に検討してもらえたらということで、私の簡単な所見を申し述べておきます。

以上です。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 3点ございます。まず41ページでございます。総務費の一般管理費13節の委託料でございます。法律相談業務等委託料ということでございます。成果報告書の中でも具体的にいろいろ書いていただいております。無料法律相談業務につきましては143件で95万円と。それと、報告書の9番目のところに人権・行政・心配ごと相談、これが相談件数22件ということで、こういう法律に関する相談、中南和法律相談、関連する相談業務が複数ございます。これは、それぞれ法律相談の中にもこういう相談、ああいう相談と必要なのか、どこの相談がどういうことに関連して開催されているのかというのは、私もわかりにくいので、その辺の、

これはこういう関連の法律相談やということがわかれば、お聞かせを願いたい。

それから、43ページ、財産管理費でございます。13節委託料、設備等保守点検委託料664万1,362円。これは、報告書の中で見ておきますと、庁舎の管理費ということで新庄庁舎548万5,104円、それから當麻庁舎が115万6,248円と、こういう内訳が解説として出ております。これだけ見ると、庁舎の点検管理費が、新庄庁舎が非常に多くかかっていると。これは、たまたま大きな保守点検をする機会に当たったので、こういう高額になったのか。それとも、規模が當麻庁舎と新庄庁舎の違いによって、こういう大きな開きがあるのか。私が心配してるのは、老朽化が進んで、多くの点検委託をされているということになるとそういう不安も募りますので、その内容についてお聞かせを願いたい。

それから、44ページ、電子計算費、13節委託料、自治体情報システム強靱性向上事業委託料1,659万5,280円。これは、恐らくマイナンバーの事務端末の工事云々と、こういう内容かなというふうに思います。ここで私はお聞きしたい。マイナンバー制度は総務省の方から非常に勧められて、各地方自治体に導入されておると。認識番号等で個人を特定といいますか、事務処理のそれぞれの部署で違った管理をしていたのが統一化されると、そういうことで非常に事務の合理化を進めるためのシステムであると。結果的に、これは総務省に聞かないとわからないかと思えますけど、それによる将来に向けての事務軽減とはどのぐらいを見込めるのかと、わかればご所見をお伺いさせていただきます。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事、岸本でございます。よろしくお願いたします。

私の方からは、無料法律相談と中南和法律相談についてのご質問に答えさせていただきます。無料法律相談と中南和法律相談につきましては、相談の内容自体は、同じように法律に関する相談をお受けいたしておるものでございます。市の無料法律相談につきましては、毎週第3、第4木曜日、午後13時より16時で受け付けさせていただいております。中南和法律相談につきましては、葛城市の方では毎月第2木曜日に法律相談を受けさせていただいております。中南和法律相談につきましては、18市町村が負担金を出し合っており、各市にそれぞれ窓口を設けて相談を行っているものでございます。ちなみに、中南和法律相談の件数につきましては、平成27年度は1,211件、そのうち64件が葛城市内の方でございました。また、平成28年につきましては1,226件、そのうち66件が葛城市民の方が相談しておられます。

以上でございます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課長の米田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

人権・行政・心配ごと相談につきましては、ご説明の方をさせていただきたいと思っております。人権・行政・心配ごと相談業務につきましては、人権擁護委員、行政相談員、民生委員それぞれが協働して人権侵害に関する諸問題、一般行政上の諸問題、暮らしの諸問題等、市民の心配事の相談を受けての解決の一助を行っている事業でございます。毎月第2、第3、第4木曜日の午前中にそれぞれ新庄庁舎、忍海集会所、當麻文化会館にて開設しており、事務

局といたしましては人権政策課、総務財政課、社会福祉協議会が中心となって行っているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 相談件数は成果説明書に書いてあるからわかるんやけども、今増田委員が聞いているのは、どういう内容のということをお聞かせ願いますので、もう一度答弁をお願いします。

岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 相談内容につきましては、市の方の無料相談でございますが、最も多いものが財産に関する相談、これが52件ございました。次いで離婚17件、家族15件、人権法律12件、住宅11件となっております。

中南和法律相談の内容でございます。最も多かったのが家事についてでございます、これが515件、次いで不動産が237件、次いで損害賠償が116件、債務に関する部分が52件、同じく金銭関係ということで50件。

以上でございます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

人権・行政・心配ごと相談におけます相談内容ということでございます。平成28年度におきましては、資料にもお示しさせていただいておりますように22件の相談がございました。主な相談内容といたしましては、家族のことや財産や相続の件、また近所つきあい等のことについての相談内容が主なものとなっているところでございます。

以上でございます。

続きまして、財産管理の方の答弁をさせていただきます。財産管理の設備等保守点検委託料についてでございます。この分につきましては、先ほど増田委員の方からご質問ございましたように、新庄庁舎と當麻庁舎の額についての差額というところ辺りのご質問であったかと思いますが、まず大きくこの差が出ている内容につきましては、新庄庁舎におきましては昇降機、要はエレベーター関係の保守点検委託、また庁舎の電気設備であったり空調設備に伴う保守点検業務につきまして、差額が約400万円ほど出ているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

増田委員よりご質問のありました、マイナンバーの関係についての質問にお答えさせていただきます。マイナンバーによる市役所における事務効率化という観点でございますけれども、あくまで一般論ということにはなりますけれども、マイナンバーというのは、住民の方に対して番号という記号で事務処理を進めていくと。しかもそれをネットワークを使って進めていくということによって、従前、それぞれの事務事業でそれぞれ様式があって、その処理をしていかなければならなかったというものを、マイナンバーという記号を介して一元的に処理できるようになるという意味で、一定の事務処理の効率化にはつながるということなんですけれども、それが実際にどれぐらいの人件費の抑制とかということについては詳細な検証が

必要かと存じますので、この場ではお答えすることは難しい状況でございます。

他方、マイナンバーはいろいろ懸念も言われてございまして、特に個人情報保護の観点からいろいろ心配なご意見も賜っておりまして、今回、平成28年度の自治体情報システム強靱性向上事業委託料の予算で行ったことでございますけども、そういった住民情報漏えいとか、あとはインターネットにそういった情報が接続してしまうと、情報が漏えいしてしまって非常に危険性があるということ、2点ございましたので、住民情報漏えいの防止でありますとか、そもそもマイナンバーというものをインターネットのネットワークから切り離す作業をさせていただいた、そういった趣旨の事業でございます。

また、住民情報システム端末でございますけども、従来はID、パスワードにより利用者の確認を行っていたんですけども、それに加えて顔認証による本人確認というものもできるようなシステムの構築もさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 私が相談内容で最初に感じたことと、説明を受けて感じたことと同じでございます。中南和は地域連合でやっていたというので、要するに、同じような内容の相談を形を変えてそれぞれされているそれ以外の無料相談、それから人権相談、それぞれが生活に関することであったり財産に関する事、こういうふうな内容の相談業務かなというふうに説明で感じました。私が言いたかったのは、シンプルにそういう相談というのは、あっちにもこっちにも同じようなものというよりも、統合化、シンプルにされてはいかがかなど、こういうご提案でございます。

それから、財産管理、エレベーターの点検と空調。一定の時期が来ると、空調等が非常にランニングコスト面においても、新しい空調を入れることによってランニングコストが下がるとかというふうなこともございますけど、私、先日、當麻文化会館である会議がございまして、ちょっと暑いなと感じたので、空調はどうなんですかと、するとこのごろ調子が悪くてききにくいと、こういうふうなお話でございました。こういう空調は老朽化も非常に早いというふうに伺ってますので、ほかにもそういう時期が来て、どんどんこういうものの更新時期が来てる、そういうものが今後発生するという予測があれば、少しお伺いをさせていただきます。

それから、マイナンバーの効果についてでございます。マイナンバーの事業目的とか勉強してないのでわからないので、総務省から来ていただいている飯島部長に聞いているわけですが、恐らくそもそも論があると思うんです。こういう情報化時代になったのでそういう管理をするというよりも、コスト面でも当然、事業目的があると思うんです。国から100%ではないですよ。地方自治体の負担額も相当ある。これは、それぐらいのお金を投入して事務の簡素化、今後の人件費の削減等々につながってくる大事なところかなというふうに思います。その辺のところをちゃんとご理解していただいた上で、こういう税の投入、合理化に向けての将来の人件費削減といえますか、管理費の削減を目的にやるんですと、こういう模範解答といえますか、私が期待しているご回答をいただけたらありがたかったんですけど、

もう一度その辺のところもご質問をさせていただきます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの増田委員のご質問であったかと思えます。空調設備等点検につきまして、日ごろより保守の方で点検をかけていただいているところでございます。その中で具合の悪いところが出てくるようなことがあれば、そういった点検の調査票によりまして、随時報告をいただいているところでございます。その中で早急に修理を行わなければならないというようなところをご指摘いただきましたら、その部分については修理を行っていくということで、少しでも長く使えるようにということで、現在、設備等の点検を行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

マイナンバーの関係について、私の方からご答弁をさせていただきます。まず、委員お述べのように、確かに今後いろいろと検討をしていきながら、業務軽減効果の見込めるところも出てまいるでしょうから、そのあたりはそもそも適正な人員配置、それから業務軽減を念頭に置きながら、十分に検討は進めてまいりたいと思えます。

一方で、マイナンバーそのものにつきましては、もともと導入の目的といいますか、全国的にはやはり税の加入を初めとした、いろんな各種の住民にまつわる情報を一元的に管理して、そちらにおいても行政事務の執行の適正性、確実性もあわせて確保していこうという目的で導入されたものと理解はしておりますが、いずれにいたしましても、個人情報管理の厳格性でありますとか適正性とあわせて、今後はその業務の適切な軽減につなげていくということも含めて検討して、検証してまいりたいと存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 先ほど財政課長のご答弁で補修していくと。私は、詳しく言わなくて申しわけなかったんですけど、補修するのか、入れかえた方が得なのかということも視野に入れた空調の今後の更新というのにも必要な場合もある。例えば中央公民館に先日行きますと、全館、空調がだめになったと。中央公民館のホールの横に室外機といいますか、それぞれの空調がいっぱい並んで、それぞれスイッチを入れて、あれは恐らくあのホールで12個か14個、室外機がそれぞれ並んでいて、それも方法なのかなど。全館入れかえるのでなしに、必要なところに必要なエアコンを置かれると、こういう方法もあったんだと。それを改めていろいろと考えていただいているのかなというふうに感じたので、随時補修という考えではなしに、ファシリティーマネジメントによって悪いものは入れかえる、補修するべきは補修すると、その辺のみきわめをしていただきたい。

それから、マイナンバーについては、副市長からのご答弁ありがとうございました。一元管理、確実性と、こういう目的もあるというふうにご答弁いただきました。ところが、情報

推進課でしたか、管理をしていただいている元締めのところは非常にご苦勞をされておる。先ほどもご説明にあったように、ネットからの情報漏えいのことも懸念されて、マイナンバー用の管理と別にパソコンを持たなければならない。こういう状況になって、スリム化というよりも二元化になってるということも、これは合理化なのか二元管理になったのか、わかりにくいと思ったので、その辺の本来の事業効果が、スタートの段階ではいろいろと情報漏えい対策にてこずっておられるのかと、こういうふうに心配したものでお聞きをしました。いずれにいたしましても、こういう機械化による事務の効率化というのは、最終的には当然、成果として上がってくるのかなと思います。そういう成果を今後の人件費の削減といたら失礼ですけども、管理費のスリム化とか、非常に偏りのある職場の業務のバランスの是正の一助にしていただけたらありがたいと、こういうふうに感じました。もし、一元化、二元化の食い違いの話にご答弁をいただけたらありがたいんですけど、もう言いつぱなしですので。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 マイナンバーにつきましては、これは国の政策なんですけども、その時代、時代で背番号制というような表現をした時期もありましたけども、個人を特定するに当たりましては、氏名と生年月日だけでは完全に掌握できない。アメリカもそうなんですけども、一人一人名前にかわる番号をあてがうことによって情報の一元管理をするという目的でございます。ですから、事務処理を軽減化するという目的ではなく、あくまで国民一人一人の管理の問題として発生した事象でございます。ですが、近年の電算化といいますか、コンピューター、情報システムの過程におきまして、いろんなセキュリティーの問題がございます。それで、通常のインターネットに接続してまいりますと、いろんなアクセスの仕方によって情報漏えいするというような、技術的に、ハッカーを含めまして、そういうサーバーに対するプレッシャーが物すごくかかります。ですから、それを通常のインターネットとは切り離れた中でのセキュリティー管理をするという目的で切り離してございますので、二元の管理というわけでは決してございません。あくまで個人情報の漏えいがないと、一部、たしか社保庁で情報漏えいがあったので、そういう意味での新たな管理の仕方ということで、あくまで二元管理という考え方ではないという具合に理解しております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員、それでよろしいですか。

増田委員 はい。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

山本委員。

山本委員 それでは、質問させていただきます。

54ページ、2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料の中のコンビニ交付システム保守委託料及びコンビニ交付構築業務委託料等がございますけど、これは、もちろん住民サービス向上のために、身近で、また休みの日も使えるということで構築していただいたものと思うんですけど、もう一度この内容についてわかりやすく説明していただきたいのと、実際にこのシステムが導入されて、どれぐらいの成果が上がっているのかというところを1

つ教えていただきたい。

それと、同じく総務費の中で55ページ、1目人権啓発費の中の8節報償費の中で、講師72万6,800円というのがございますけど、この講師を選ぶ基準というのがあるのでしょうか。また、この費用の詳細な内訳について教えていただきたい。

それと、もう一つなんですけど、57ページの総務費、参議院議員選挙費の中の13節委託料並びに、同じく市長並びに市議会議員補欠選挙のポスター掲示の取りつけ撤去費用というのがございますけど、ポスターを取りつけ及び撤去の業者を選ぶときの契約方法は、競争入札しているのか随意契約による契約なのか。またこの件に関して、私は、もう少し職員の方並びに地域の方が、いい方法を考えて節約できることはないのかということを考えているんですけど、その辺について説明の方をよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 吉川市民窓口課長。

吉川市民窓口課長 市民窓口課の吉川でございます。ただいまの山本委員の質問でございます。

コンビニ交付システム保守委託料、それからコンビニ交付構築業務委託料の件でございます。それぞれこの経費に関しましては、コンビニ交付を行うための経費でございまして、まず構築委託料につきましては、コンビニ交付を行うに当たりまして、そのシステムを開発するというところで、基幹システム共同化の7団体のうち5団体、7団体は香芝、広陵、上牧、河合、川西、田原本、葛城の7団体でございますけども、そのうちの5団体、香芝、広陵、上牧、田原本、葛城で共同実施をするための経費を支出したものでございます。

保守委託の方に関しましては、そのランニングコスト、機器等の補修の経費でございます。

コンビニ交付の内容でございますけども、葛城市と香芝市では平成28年10月1日からコンビニ交付を実施しておりまして、利用できるコンビニにつきましては、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、それからセブンイレブンの全国の店舗で利用できるようになっております。利用時間等でございますけども、年末年始の12月29日から1月3日の間を除く、毎日午前6時30分から午後11時までの間で、住民票の写し、それから印鑑登録証明書を取得できるという内容でございます。

平成28年度中の利用状況でございますけども、住民票の写しに関しましては37件、それから、印鑑登録証明書に関しましては36件ということで、合計73件の交付利用がございました。あと、県内でのコンビニ交付の実施団体でございますけども、奈良県内では6市5町ということで、11団体で現在実施されているところでございます。今現状そういう状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 布施人権政策課長。

布施人権政策課長 人権政策課の布施です。どうぞよろしくお願いいたします。

山本委員の人権啓発費の報償費、講師謝礼についての内容につきましてでございますけども、中身につきましては、市民集会といいます「人権を確かめあう記念集会」につきまして、平成28年度4月11日にあかねホールで実施させていただきました。講師につきましては、フリージャーナリスト西谷文和様、演題としまして、「戦火の子どもたちに学んだこと」。そし

て7月2日、差別をなくす市民集会につきましては、エスペランサに来ていただき、トークコンサートをさせていただきました。これにつきましては、演題としまして、「夢をあきらめないで生きていくことってー」という内容でございました。また、男女共同参画セミナーにつきましては、2月25日、家事ジャーナリストの山田亮様に来ていただき、「人生いろいろ、夫婦もいろいろ」という形で講演をいただきました。これが市民集会についての中身でございます。

また、その他、差別をなくす強調月間中の講師の費用につきましては、各種団体それぞれ11回の研修をしていただいている内容、それと男女共同参画の関係で、パパ流の講師、またフェミニスト相談の講師の費用等につきましてはの内容でございます。

その基準につきましては、市民集会等につきましては、各市町村の内容を検討しながら、それを葛城市の方でも参考になると思うような講演会をさせてもらっております。それと、各種研修会につきましては、市の条例に載ってます基準の中で金額を定めておる次第でございます。

以上です。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

山本委員からのご質問につきまして、回答の方をさせていただきたいと思ひます。選挙期間中のポスター掲示場の取り付け、撤去等に係る業者をどのように選定しているのかというところでございます。この選定方法につきましては、市内に本店または支店があり、看板業務を希望するものの中から、約6業者ほどございます。この業者の中から競争入札をしていただいた中で業者を決定しているものでございます。市内におきましては171カ所に設置を行っているものでございます。また、経費削減等についてというようなお質問もいただいたかと思ひます。こちらの分につきましては、やはり設置期間中の強風であったりとか、暴風雨であったり、特に秋になりますとそういった天候のかげんもありますので、やはり設置につきましては専門的な業者による取り付けが必要であるという考えのもとで、専門業者にお任せするのがよいという考えを持っているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 コンビニの市民サービスなんですけど、住民票と印鑑証明合わせて73件ですか。思ってた以上に非常に少ないというふうに私は感じているんですけど、今後このようなコンビニのサービスも、これからも次年度に向けて継続されると思うんですけど、行政としてPRもしていると思うんですけど、思ってた以上に数字が少ない。非常にお金をかけてる割にもったいないと。せっかくいいモノをつくっていただいているんですけど、その辺をどのように今後PRするのかというのをもう一度教えていただきたいのと、あと、講師の謝礼につきましては、私も市民セミナーに参加もさせていただきまして、私も参加した講師の先生方の内容は非常におもしろかったし、どのような形で選んでいるのかということで興味を持ちました。今後先生によっても値段の幅があるとは思いますが、市民の皆さんにとって有意義になる

セミナー、また集会等を行っていく上でも、ぜひどんどん活用していただきたいと思っております。

それと、ポスターの設置及び撤去は6業者があるということなんですけど、私はそんなにないと思ってたので、それは値段が適正なのかと改めてここで感じております。もう一度、コンビニの住民サービス向上の部分だけ1点、今後どのような形で考えているのかというのを答えていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

朝岡委員長 吉川市民窓口課長。

吉川市民窓口課長 今後のコンビニ交付の方向性ということでございますけども、まず、当初、周知の方法といたしましては、広報、ポスター、それからコンビニでののぼり等を実施いたしまして、周知をしていってるわけでございますけども、まず、コンビニ交付を行うに当たっては、マイナンバーカードの取得が必須条件になってきますので、まだ現在、マイナンバーカードの普及率というのは全国的にもまだまだ進んでない状況でございます、今後マイナンバーカードの普及が進んでいくにつれて、この利用ももっとふえていくのかなというふうに思っております。

それから、今現在、住民票と印鑑登録証明書のみ交付ということになっておりますけども、今後、戸籍であったり税の証明であったり、その辺も取得できるような方向で検討していきたいというふうに考えております。庁舎の開庁時間が限られております。8時半から5時15分、それから休日は休みということで、その時間帯での利用がやっぱり有効であると思っておりますので、もっといろいろ周知をしながら、マイナンバーカードの普及も含めて今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私も3点を質問させてもらいたいというふうに思います。

まず1つ目は、47ページ、自治振興費の中の使用料及び賃借料の中に入ってるかと思っておりますけども、昨年来から設置された防犯カメラについて、平成28年度は20台ですか、その後、毎年15台ずつということになってます。全国的ないろんな事件解決の糸口として、防犯カメラが映ってるのがよくニュースで報道され、葛城市でもそれに取り組んでいただいたその成果について、まずお尋ねしておきたいというふうに思います。

2点目が、負担金補助及び交付金のところですけども、すむなら葛城市住宅取得事業補助金というのがございます。これは何件の方にこういう交付をしたということは説明をされているのはよくわかってるんですけども、実際に人口をふやしていく、葛城市に住もうとしたいときに、おうちを建てられたら2万円を給付しますという制度です。中古住宅の場合は1万円加算します。それ以外にも条件というのはあるわけですけども、これを導入するときから、前市長にも私は言っていましたけど、中途半端ではないのかと。もっと出しているところは出しているし、本当にどのまちに住もうかと探すときに、葛城市で家を建てたら2万円がもらえるということが本当に効果的なのかどうかというところら辺で、どういうふうに答えを

もらおうかな。これを導入する前後においてどういうふうに変ったかというレベルで、いろんな答え方があるかと思いますが、これをやってから人口がたくさんふえてますねんと。全体的に日本は減ってるわけですから、そうではないかと思いますが、この成果はどうやとわかるように答えていただけたら。また、意見としても伺いできたらというふうに思います。

3点目になりますけども、49ページ、地方創生推進交付金事業費の中の18節備品購入というところです。ここで市民サービスカーというものを購入されています。この市民サービスカーについてお尋ねをするものであります。昨年10月の葛城市が発行する広報の1面には、市民サービスカー導入やったかな、大々的に広報された。これの後、阿古市長にかわられて、まず動いてないというのがよくわかるわけです。一体これはどこへ行ったのか。何をしてるのかというところです。これについてご説明をいただきたいと思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

昨年度、防犯カメラですが、主要な箇所に20カ所つけさせていただきました。その中で、その成果でございますが、警察等の方より捜査のお願いということで3件ほど依頼書をもっております。その中で3件でございますが、盗難、迷い人に関しての映像の確認、また捜査上のそういう関係で、捜査のお願いというその3件に関しまして、依頼書を受け取ったわけでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部の岸本でございます。

私の方からは、まず、すむなら葛城の状況でございます。件数等を示しているとおりでございますが、平成28年度から新たに子育て加算ということで、15歳以下の子どもをお持ちの方について加算している分がございまして、それが63人分ございました。あと、導入前と導入後、どのような効果があらわれているかということでございますが、人口的に見させていただいて、県内各地減っている中で、微増ながらふえてきているということが若干の効果というふうに考えているところでございます。きちっとした数字は今持ち合わせておりません。

続きまして、市民サービスカーでございますが、こちらにつきましては昨年度導入いたしまして、各大字回りとか行っておりまして、昨年度は稼働回数が110回ございました。それで、今年度についてでございますが、今年の第三者委員の方の事業評価等でも評価していただいているところでございます。多機能を持った車でございますので、相談等に限らずに、イベント等の活用等、市民の身近での活用方法を検討するようにとのお答えもいただいておりますので、今は各課イベント、広報等に利用していただきますように呼びかけているという状況でございます。実際にイベントに利用した課は、今のところまだございません。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 まず防犯カメラです。3件について事件があって、警察からの要請があって、それで犯

人解決に至ったのかということ。それとも、その事件を解決するために、防犯カメラを確認したということなのか、できたら、これは犯人解決に行きましたということであれば、その辺まで教えていただけたらいいです。

2点目です。すむなら葛城市と、その制度を導入して、導入前と導入後とでふえ方が変わりましたかと質問した答えは、数字を持っていないが、奈良県各地で減っている中で、まだ葛城市は伸びてますという答弁でした。しかしこれを導入しなかったとしても伸びてる可能性はあるわけです。本当にこれは中途半端な制度やと私は思っています。本当に喜ばれているのか。ただ、家を建てられた方その者は2万円いただく。これは申請もされてありがたい話だろうかと思えますけども、長く話はしませんけど、葛城市に住んでもらう、人口をふやしていこう、また若い世代の人に来ていただくということの目的はよくわかりますので、もっとほかの方法があるであろうと思えます。そのことをここで議論するわけにいきませんので、また理事者の方でその辺というのは確認をしておいていただきたいというふうに思います。

あと、市民サービスカーです。これは去年110回走ったというんですか、出動したということ。平成29年度は全く出てないということではないんですね。全く動かしてない、各課で何か使うことがあれば、使ってくださいと呼びかけているということです。宝の持ちぐされとっていいのか、要らないものであれば、昨日もテレビでやってましたけども、オークションで売るというのも1つの手であろうかと思う。しかし、使うのであれば、企業でいったら資産の回転率を悪くしているわけですから、全然動かさない、私はこれは大きな問題があるかというふうに思います。ただ、呼びかけているということでございましたけど、この件についてやめようということの判断をされたのは市長であろうかと思えます。どういう方向で本当に考えてるのか。これについては、やめられたということは、私は正直言って評価をしておきたいと思えます。やめるのはいいけども、その後の方針が決まっていないと、この部分について市長にお答えを求めたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず、ご質問の1点目の防犯カメラの件について、私の方からご答弁させていただきます。まず、藤井本委員のご質問は、非常に市民の安全を守るためということで、重要な質問、またご心配をいただいているということについて、ご理解するとともに感謝申し上げたいと思えます。その上で申し上げますが、まずは防犯カメラ設置の1つの効果は、抑止効果、抑止力でございます。どれだけ、どこで、どんな目が光っているかということを意識していただくことによって、犯罪の発生を思いとどまってもらうといった効果を狙ってのこともございますので、先ほどのご質問については、分析をすれば数字等も申し上げることができるかもしれませんが、この場でご答弁を申し上げるのは、そのあたりの内容をご理解賜りました上でご容赦いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問にお答えいたします。すむなら葛城市の方はよろしいんですか。考え方として、委員の考え方と全く同じなんです。一定の検証をかけたいと思います。当然、新築ですとか中古を買う場合でも2,000万円とか3,000万円の費用がかかります。その中で2万円が、その枠があるということで選ばれてるのかということ、私はまたいろんな検証をする必要があるのではないかと考えております。

それと、市民サービスカーにつきましては、これは一連の事業といたしまして、葛城市にとって行政サービスのあり方はどうあるべきかという中で判断させていただきました。サテライトスタジオですとかおたがいさまサポートハウス、要は市役所の出張所を3カ所持っておりましたので平成28年度の決算で出るんですけど、平成29年度はやめております。それに伴いまして、市民サービスカーの方は、現状としては、車は保有しております。当然、補助金をいただいておりますから、有効な利用の仕方はできないのかということで、各課にできるだけ使ってくださいということで訴えておりますが、なかなか使い勝手としては難しいですというような返答の中で、今現在、市役所の方にとめておるわけでございます。正直、市長車として使いましょうかと言ったこともあったんですけど、かなりいろいろな機材を積んでる中でそういう使い方もできない。ただ、これは総務省予算であったと思うんですけども、これを導入しておりますので、これは有効に使わないといけないということが大前提になりますので、有効な使い方を模索したいと思います。ただ、サービスのあり方につきましては、健康診断等は健康増進課の方で新たに回数をふやした中で、各大字公民館での健康診断等も入れておりますし、買い物につきましては、ある業者さんの方で、今現在は公民館の方で回数をふやしていただけるという交渉をさせていただいている段階でございます。やめることによっての不便さはできるだけ与えないように。それと、行政コストとしてやはり抑えるという考え方に沿った中で今現在、市民サービスカーの使用については模索中であるというご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 3点ありがとうございます。防犯カメラの件、これは抑止力も含めて成果が出てるであろうというふうに私は市民にお知らせしたいと思います。

最初は20台、翌年度は15台、その次も15台ということですので、計画どおり、またそれ以上に設置をするというふうな方向で進んでいっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

2点目です。人口の方です。すむなら葛城市、これは市長と幾分同じ考えであるということもわかりました。考え直すということもございますので、ここらをひとつまたご検討いただけたらというふうに思います。真に本当に葛城市に家を持ちたいといったときに、何が決め手になるのかといったところ、これを考えていただきたい。

3点目、市長の方でストップされた。先ほど申し上げたように、私はそれでいいと思いますけども、ただ、市民が見てるのは、車が動いていないということです。そこからもう半年が過ぎようとして、部長が各課に呼びかけてるということでございましたけども、これ以上

はストップさせておくことは、できないので、市長の思いというものを示して、早く何らかのいい案を職員の皆さん方で考えていただいて、補助金をもらってやってるのであれば早く動かすように。それをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、1款及び2款の質疑に入ってまいりたいと思います。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

西川朗委員。

西川朗委員 私の質問は2つございます。

決算報告書のページ数でいきますと42ページ、2目文書広報費、11節印刷製本費に対して若干質問と、2目の13節委託料、テレビ放送委託料に対してでございます。成果報告書の内容を見ますと、市の発行部数は月1回、1万3,650部と記載されて、811万7,529円と記載されております。この様子はインターネット中継もされてますので、この辺の内容を市民の皆さんに理解していただきたいので、あえてどのような形式で発行して配布されているか。また、配布されてる状況が各地区によっても違うと思われるので、質問させていただきます。私の地区では各組長さんに配布して、それから組長さんが訪問して、その組に入っておられないところでもちゃんと配るという状態は、私の地区ではなされているようでございます。しかしながら、ほかの地区で聞いたところ、区費を払ってないところには配ってないというようなことを耳にしました。そこで、配布状況とどのように配布されてるかを市当局の方が把握されてるかという質問でございます。このことに対してお尋ねしたい。

2問目は、テレビ放送委託料、ニュース形式による情報発信が年18回、デジタル放送による行政情報の発信が51回と成果報告書には書いておりますので、この辺の内容。また、今後どのように進めていかれるか。ネット配信につき、また、皆さんのご関心もございますので、その辺の説明をよろしくお願いします。2点でございます。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部理事の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

広報の配布方法につきましては、各大字の方へ配らせていただきまして、大字の方で配布をお願いしてるのが現状でございます。

それと、テレビ放送委託料につきましては、奈良テレビ放送の毎週金曜日に行われております「ゆうドキッ！」の放送中のいきいきまちだよりというコーナーで、県内各地のことを取り上げておるものでございますが、それが葛城市については18回放送されております。データ放送につきましても、その放送後約1週間、そのテレビの内容をデータでごらんいただけるようになっているというものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川委員。

西川朗委員 広報の配布方法は、大字の方に配布してるということで、それは私の地区も一緒ですからわかってますけども、ちゃんとそれが配られているのかということです。それを把握してるかということです。それは各大字のやり方もあるし、それは区長さんにもいろいろ区長会議の中でもお話をさせていただいたらいいのではないかと思いますけども、各大字の配布方法を把握されてるのか。私が聞いたのは、ほかの地区にもあるんだとは思いますが、例を挙げたら、私の地区では区費というのがございまして、その区費を払ってない世帯にはどうしたらいいのか。区費を払ってないのであれば、広報は配らなくてもいいのかということをある大字で質問されたので私はそれは別の話やと。だから、区費をいただいている以上は配りましょうという格好に私の区ではなっているわけですが、ほかの地区では、区費を払わない世帯には配る必要ないとかいうような意見を耳にしましたので、もし払ってないから配ってないということがあれば、市広報は全世帯には行き届いてないのではないかとというような疑問を抱きましたので、今ここで質問させていただいたということです。その辺を把握されてなかったらなかったでよろしいですけども、その辺の状態を聞きたいと。

それから、奈良テレビのいきいきまちだよりが18回放送され、またそれを再生、録画のためにもという答弁でした。また「かつらぎ・てれび」放送もやっておられます。これは、この委託料には、入ってないということになるんですか。その辺をもう1点、お願いいたします。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 広報の配布、各大字の最後のところまで把握しているかということですが、市の方といたしましては、各大字の方で配っていただくようお願いしているという状況でございます。ただし、直接欲しいという方も、ほんの数件の方ですけどもおられます。その人は各大字でどういう状況かは把握しておりません。

それと、「かつらぎ・てれび」でございますが、これは市民の方が中心になってやっただいただいているものでございまして、ネット配信が中心という形のものでございまして、奈良テレビとかそういうものとは一切関係のないところでやっただいただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 西川委員。

西川朗委員 これで市民の方も内容は大体わかってくれたと思います。今、広報に関しては大字の方で任せてるということで、また今後私も勉強して、大字の方でいろいろ意見を聞かせていただきます。

どうもありがとうございました。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 広報につきましては、各大字の方をお願いしております。当然、そのときに県の情報紙といますか、広報紙も一緒に配布していただいている次第なんですけども、基本的な考え方を申し上げますと、市民の世帯の方に必ずお配りするというのが基本でございます。もし大字

の方でそういうふうないきさつの中で配布されてないということがございましたら、情報をいただきまして、各大字にその旨をお伝えしたいと思います。当然のことながら、各大字の配布にいたしましては、わずかではございますが一定の費用をお支払いさせていただいているという状況でございます。あくまで広報紙というのは市民の各世帯隅々まで、一軒残らず配布するというのが基本でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

朝岡委員長 西川委員。

西川朗委員 今、市長の方から答弁をいただきました。だから、私は耳にしたというだけで、どこの大字がどうやこうやとは言ってませんので、そういうのを耳にしたから、そういう状況を把握されてるのかという質問をした。そして、今、市長から答弁をいただきました。市民の皆さんに対して配るのが当然のことやと私も認識しておりますので、そういうようなことがないように、また行政の方からも進めていただいて、各大字の区長さんに区長会議の中でもそういうのを取り上げていただいて、ちゃんとしていただきたいというのが意見でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、質疑をさせていただきます。

まず、40ページ、総務の一般管理費ですけども、いつも聞く内容なんですけど、まず1つ目。8節報償費、予算に対して執行が約半分ぐらいしかになってない。この内容について聞かせていただきたい。これを見ますと、消費生活相談あるいは産業医の報酬費は予算どおりに執行されてる。それ以外が執行額が非常に少ないということです。

それから、2点目は旅費の問題です。当初予算344万1,000円に対して、執行が148万9,000円。これも約半分ぐらいになってる。皆さんがご存じのように、旅費は合併当時、大体230万円から220万円ぐらい。これ、大体150万円ぐらいの執行であったと。それから平成21年、金額が290万円ぐらいに上がってる。それから、執行につきましては230万円ぐらい執行になって、平成21年から急に上がってきている。これは以前から話をしてきました。もっとひどいのは、平成26年になりますと金額が下がってるわけやけども、補正をされてきて約280万円ぐらい執行されてる。平成27年につきましては、350万円の予算に対して280万円ぐらい執行されてる。平成28年については344万1,000円。これに2分の1ぐらいしか執行されてない。お聞きしたいのは、首長がかわって10月までの執行金額、それから10月以降の執行金額です。同じく交際費についても、合併当時は240万円ぐらいの予算に対して、大体130万円ぐらいの執行であった。平成19年に240万円から200万円に予算が減額された。このときも大体120万円から130万円ぐらい。平成21年になって180万円に予算が減額された。このときから150万円、160万円というような執行になっている。平成26年に150万円から30万円増額をされて、180万円と170万円執行されてる。それから平成27年も同じく150万円で、10万円ほどふえてきて160万円で執行されてる。平成28年については、10万円の補正で160万円になってきて、今現在が報償費につきましては157万5,000円とほぼ満額に近い執行をされてる。交際費についても、10月までの執行額、11月以降の執行額、それぞれを教えてくださいというように思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。ただいまの岡本委員の質問に対して説明をさせていただきます。

まず1点目の報償費でございますが、人事の方で予算配当となっております53万円に対して決算は36万1,550円、それから35万円の予算に対して18万円と、委員おっしゃいますように少なかった主な内訳でございますが、香料につきまして、予算では3万円の香料を6件、それから供花等について12件、企業研修について1万円掛ける5件というふうな見込みで予算をいただいておりますが、実際、香料が6件に対して、3万円が2件であった。そして供花についても12件見込ませていただいておりますのが、11件の10万7,800円であったという、これは、葛城市慶弔規定による支出でございます。それから、企業研修におきましての支出が減となっているというところでございます。それが報償費の半減の分でございます。

それから、2点目、旅費についてでございますが、予算的には2泊3日の特別職の上京を18回、一般職24回、それから千葉のアカデミー研修について、これは9日間の分ですが5人分。それから、滋賀県の国際文化研修センターについて15人分を見込んでおりました。これにつきまして、実際の状況については、特別職が延べ20日、これについては日帰り、それから1泊、最長4泊というのがあったんですけども、約40万円。一般職については、随行等を含めて25日で約65万円。その他の旅費について40万円、研修に係る旅費が40万円という内訳でございます。11月以降の分についてはお待ちください。

それから、交際費につきましての説明ですが、こちらにつきましては、予算が160万円に対して、決算157万5,664円の説明でございます。これにつきましては、奈良新聞とか近畿市長会等の約17団体に対する賛助会費として30万5,800円、それから大臣就任、線香、供花等の慶弔費で6万4,000円、そして、区長会、老人会等、各種団体、クラブ等の総会時の祝儀として45万円。それから、各種全国大会出場者への激励金として63万円が大きなところです。それ以外としては、祝電、弔電等、通信運搬費で2万4,064円。それから孝女伊麻頭彰法要、綿弓頭彰法要等のお供えとして10万1,800円となっております。

戻りまして、2番目の旅費の10月末までと11月からの内訳ですが、4月から10月末までが110万7,920円、11月以降が37万6,340円でございます。

以上です。

すいません。交際費につきましては、4月から10月末までが約91万2,400円程度、11月以降3月までが約66万3,000円となっております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 報償費の中で、企業研修が少なかったというのが大きな原因ということでもあります。旅費が、今までずっと10年ほど見てきた金額から見て半分ぐらいしか執行されてない。今聞いてみますと、特別職が予算は18回とか20日、4泊の泊まりもあるということです。そこに随行も25日で65万円あると、こうなっているわけやけど、その他40万円。いつも聞くわけやけども、この一般管理の旅費については、大半は特別職の分やろうと聞いたら、違いますといつもそう答えられてきた。もちろんそうやと私も思っていました。しかし、実際は特別職が大半の旅費として執行されてる。それでざっと見ていったら、約6カ月が前市長の期間であったと思

います。その間に旅費については約111万円であると言われてるわけやけど、いつも言うてるように、その辺が今、一般職の中で旅費の問題はどうなったんやとか、後で高速料金も聞きますけども、その辺をきちっとやっていかないかんの違うかというように思います。

それと、交際費についてもほとんど執行されています。今聞いたら、4月から10月までで91万2,400円、11月から3月末までが66万3,000円ということになってるわけやけど、例えば、慶弔費の中で、綿弓塚とか、孝女伊麻は、これは祝儀も必要であるのかわかりませんが、この団体については通常の補助金を出しているの、そこへ祝儀を出すのは、あかんというのかどうかかわかりませんが、その辺も考えていかないかんし、激励金を、交際費でこれだけ大きい60万円とか、3分の1近く出すということになってきたら、大半が教育委員会ですので、例えば、教育委員会の予算を組むとか何らかを考えていかないと、団体によってはある程度の祝儀をもらえる団体もあれば、全然もらえないという団体もあるということを目にするわけで、どれがどうということをおしは言いませんけども、そういう交際費の中から執行していく内容についても、いろんな問題があるというふうなことも聞くわけです。

交際費が要るということはよくわかって、いつも聞くわけやけど、特別職が上京されたときに、食料費が全然この中にいつも出てこない。この前聞いたら、会費制やというような答弁もあった。本当に官公庁のところに補助金をもらいに行くと、本当に会費制で食事をするのか。そんないいかげんな答弁しか返ってこない。実際はそのための交際費です。何も無駄遣いするわけでも何でもなし。ネット中継の中で、堂々と国の官僚に対して接待やってますねんといったら具合悪いかわからんけども、私はそれは必要やというふうに思います。しかし、毎回決算で聞く中で、食料費が一切出てこない。私は不思議でたまらん。実際は執行されてるはずや。どこの市町村でもそうや。ただ、いつも言いますように、平成21年以後、12市の中で交際費が100万円以上というのは本市だけです。ほかの市町村については、予算配分をどういうふうにされてるのか、市長が全部ポケットマネーで出しているのか、それは知らんけども、やはりこれだけ全国的に財政が逼迫してきたら、わずかな金額であるけども、だんだん交際費とかそういうようなところに目が向いてくる。これは世間一般の常識みたいなもんやから、その辺を、他市がこうやから葛城市もこうしなさいと言いませんが、例えば、何遍も言うてる団体補助とか、そういうようなものについては交際費以外のところで組むとかしないと、目をつけられる交際費のところで執行したら、何ぼでも疑いの目で見られるというのか、本当に節約していきながらこういうようなことになるということですので、その辺を平成29年度の予算のときも言いましたけども、できるだけそういうような形にしていってはどうかというように思うのと、市長の上京、そんな泊まりで市長が上京したというのはほとんどなかった。全国の市長会とかそういうようなときは、自分だけ出るわけにいかないの、今聞いた中では4泊、泊まってるというようなことも聞いてきたら、なぜ4泊もなるんや。大体、東京で11時ぐらいの会議であつたら、朝一番の新幹線で行って、普通は皆帰ってくる。それが過去の実績や。それが宵立ちをしていく。またその日に泊まる。あくる日にも国の機関に陳情やという名目で今までやられてきた。これが実態や。しかし、私らが聞いたときにはそういう話が一切返ってこなかった。だから、今後そういうようなことも、市長にえらそうに

言うのではないですけども、今はほとんど日帰りされてるわけやけど、やっぱり職員もできるだけ日帰りをしていく。それは重労働かわかんけども、そういう姿勢になってもらいたいというふうに思いますけども、その辺の考え方はどうですか。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 食料費につきましてですが、私も4月から人事課長をさせていただいて、近隣12市町の課長の方に、どうですかということをお尋ねしながら進めております。また、前任の課長にも教えてもらいながらしてきているわけですが、実際問題、食料費は現在も支出されておらなかったと思います。他市の課長にも教えてもらったら、その中身として、飲み食い、あるいは昼であれば誰でも食べるでしょうということを市民目線から見ると支出できないと、秘書の担当とかはおっしゃられました。ところが、ある一部については、今、委員おっしゃっていただいていますように、市長だからこういう会合に出て、いろんな地域、まちづくり、市民のために役立ってるという会合であるということから、ある一定は、それが本来なのかなというようなことも考えていかなければならないと思っております。

それから、その中に占めております激励金のことについてですが、これにつきましても、財政の方からも相談していただいていますので、ほとんどが体育、スポーツ等の出場者に対する激励金ですので、そちらの方への配分等も今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長から説明していただきました。全体的に食料費は支出されていないということですので、それは信じておくということにしておきたいというように思います。

それから、激励金の話も出ましたけども、今後何らかの形でどうしても出さなならんというのであれば、交際費のあるところからするとか、それを考えていっていただいたらというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 それでは、47ページの9目企画費の8節報償費の中にあります市政検討委員会委員報償費12万円、平成28年度の内容として、前回、私も一般質問をさせていただいたときに実績を教えてくださいました。平成28年度に係る実績を通して教えてくださいたいのですが、平成28年の回数、それから人数、最初に検討委員会を立てられたときの基準と設置の内容について聞かせていただきたいと思っております。

それから、その次の48ページの10目公平委員会費の中の報酬の公平委員会報酬19万7,000円です。もちろん不用額も発生してるわけですが、公平委員会につきましても、前回、一般質問でこの内容をお聞きするところが、時間の都合でなくなってしまいました。ここ近年の実施状況と位置づけというか、改めてお聞きをしたいと思います。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部、岸本でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの委員からご質問の、葛城市市政検討委員会でございます。こちらの目的につきましては、葛城市の市政全般を着実に推進するために、市役所外部の視点から市政全般について分析、検証及び精査し、問題を提起した上で今後の市政全般の基礎とするということを目的としております。

平成28年度の実績でございます。平成28年度につきましては、4回行っております。それにそれぞれ4名、5名、4名、4名という形の方が出席をいただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。

川村副委員長のご質問の、公平委員会の活動状況について説明させていただきます。平成28年度の公平委員会につきましては、職員採用試験の立会として、3次試験まで及んでおりますので、それぞれ3回出ていただいております。プラス、最終の合否判定等を含めて5回出席いただきました。それから、あとは研修会です。奈良県公平委員会連合会等について出席いただき、研修をいただきました。平成28年度の公平委員会委員さんの活動は、主なものはそういったものでございます。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 申しわけございません。先ほどの設置目的以外に所掌事務といたしましては、市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること。市政全般に関する諸課題の洗い出し及び訂正方法に関すること。前2号に上げるもののほか、市長が定める事項となっております。委員につきましては、7名以内で組織するというようになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 市政検討委員会の目的ということでご説明をいただきました。まず、順序立ててお聞きしたいのですが、市民の皆さんが市政検討委員会についてのホームページを見られまして、ご質問がございました。目的の中の答弁の中で、外部から見た市政全般に対する助言というか、そういった形で市長の諮問委員会ということでございますけれども、公募をされる。7名以内ということですので、今4回、4名、5名、4名、4名という回数によって人数が変わっているんですけども、全体に市政検討委員会の委員としてきちんと何名で構成するというような基準ではないのかどうかというところを、もう1回詳しく説明をいただきたいと思っております。

それと、この諮問機関は、ほかのいろいろな行政委員会と同じような報償金額だと思うのですが、その内容。それから、公募をされて、この内容についてホームページでまたお知らせをいたしますというふうに書かれているというようなことも言われてますので、そのあたりの市民に対する報告というのはどういうふうになっているのかというところをもう一度質問したいと思います。

それから、公平委員会のことなんですが、今言われる職員採用、ここについて主にお仕事

をしていただいているということですが、私も先日の一般質問の中で、公平委員会とはどういったお役目をしていただく委員会なのかということです。例えば、職員さんの相談事とか、そういったことの内容については、これまでされたことがないのかなというふうにも思っております。この委員会の役目というのが、ストレス度チェックとかをされて、職員が非常に苦しい状態にある。こういったことを各所管の上司に言って、もちろんいろいろと自分たちの置かれている立場も含めたこれからの仕事について、公平委員会の位置づけというのがそこに向いていくのかというのを、私はわかりませんので教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 前村人事課長から。

前村人事課長 それでは、公平委員会の方からですが、公平委員会は地方自治法の規定に基づきまして、委員おっしゃっていただきますように、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることとされており、地方公務員法第8条においても、職員の給与、勤務条件、その他の措置要求を審査、あるいは職員の不利益処分についての審査請求に対する採決、苦情処理等を行うということになっております。これまで、合併から以後、請求、苦情処理というのはございません。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 市政検討委員会の委員さんの構成内容でございますが、弁護士さんが1名、公認会計士さんが1名、あと市職員が3名というものになっております。

報償費につきましては、この2名の弁護士さん及び公認会計士さんにお支払いしているものでございますが、1回1万5,000円ということにしております。こちらにつきましては、葛城市特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定されております情報公開及び個人情報保護審査会委員のものに照らし合わせまして、その委員の報酬が1万2,000円となっておりますが、市外の方でもいらっしゃるということから、交通費等を勘案いたしまして1万5,000円としているところでございます。

あと、市政検討委員会の報告等につきましてはですけども、それぞれ報告がまとまった時点で報告しておりますが、地方創生の事業評価について、ただいま報告させていただいているところでございます。報告はホームページで行っております。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 先に公平委員会の方のご答弁をいただきましたので、勤務条件に関しての職員からの審査請求があればということで、合併以降、1回もないということですが、残業の問題、それから休日出勤、そういったことがこれまでにあって職員が非常にそういう審査請求をしにくいような状況になっていないのかということも私も心配いたしますので、あえてこれを聞かせていただきました。職員がそういった立場で不当な扱いを受けてるとか、そういったことについてなかなかそこに至らないということも、もちろんあると思いますし、職員の立場という意味で、こういうことは言うべきではないという思いというのはあるかもしれないんですけど、ここについて、職員さんにこれからストレス度チェックとか健康状態と

か、それは職場だけではないというふうにもおっしゃっておられましたので、それもあるんですけれども、かなり上司の方が見られて危ない状態というか、しんどい状態というのが見受けられるような状況を、ここに上がってくるまでの間にきっちりと解決していただくようなことというのは当然あっていいことだと思います。私があえて公平委員会という立場が、労働者として当然確保されなければならないような最低条件を確保されていくべきである。猛烈な仕事ぶり、根性を出してやっていかなあかんというような空気が果たしていいのかという、私は常にこの辺に疑問を持っておりますので、あえてこのことについてお伺いをいたしました。今のところないということでございますので、ここに審査請求をしていけないような、職場環境であってはならないというふうには思っております。

それから、今の市政検討委員会です。市外の方、外部からということですので、外部の方が職員3名とともに、ほとんど7名以内の構成の中に弁護士さんと会計士さんを公募したという内容だと思いますけれども、弁護士さんにしろ、葛城市にも顧問弁護士さんもいらっしゃるわけでございます。その方との連携もどうなのかというところが1つ疑問点でありますし、会計士さんにおきましても、監査がきっちりとなされてる中で、あえて市政検討委員会で再度検討していくという流れがどういったものかという市政検討委員会の目的というものが、はっきりと市民にはなかなか映っていないのではないかというふうに私は思います。これについての情報公開はホームページの中で、やはり市民にわかりやすいような報告の仕方というものをきっちりやっていただきたいというふうに、私たちにもその問い合わせがございまして、あえて市民の代表として、そういった内容についてははっきりと公開をしていっていただきたいと思っております。

今4回ということで、平成29年度にかけてもう6回されてるわけでございますが、頻繁に市政検討委員会が繰り返し行われていく実績を本当に市民の人たちがどう理解していくかということもあわせて、これから市長の諮問機関である市政検討委員会の位置づけというものを市民の皆さんにわかりやすく説明していただきたいと思いますというふうに思います。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

少し概要についてご説明をさせていただきたいと思います。私たちが執行する行政に対して、そのチェックをする機関として、まず市議会が重要な役割を果たしていただいていると思っておりますが、それ以外にも監査委員でありますとか、あるいは、制度上は包括外部監査でありますとか、いろんな方法があるわけでございますが、包括外部監査におきましては、これは外部監査委員がまさにその扱うテーマも含めてお決めなさるものでございまして、言わば監査委員、それから包括外部監査の中間的なといいますか、ある意味いいところどりをするといった運営の中で市政検討委員会というものについて、葛城市においては設置をしている認識で理解しております。具体的には、市長部局の方で取扱いをしたい案件について、市長の方から諮問させていただく。それに対してそれぞれ立場的には外部の立場、客観的な立場で、さらには、法律職あるいは会計の専門家としての専門的な見地を交えてお答えをいただくと。そういった仕組みを導入しているものでございます。

あと、内容については、これは必ずわかりやすく明らかにしていきたいと存じますが、一方、取扱っております内容については、確定的に外部に対してお出しができるタイミングでそれぞれお出しをしていくという中で、もともと、そもそも最初の昨年度の段階では、まずは新規にご就任をいただいた委員の先生方に、葛城市そのものでありますとか、地方財政制度について、あるいは地方制度そのものについてしっかりとまずはご理解をいただくためのレクチャー等も含めて、いろいろ回数をこなしていったところでございまして、今後、調査等が進んでまいりましたら、それぞれの内容についても、これは必ず明らかにわかりやすく公表させていただきたいと存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時15分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、1款及び2款の質疑に入ってまいりたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 午前に引き続いて、39ページ、一般管理費の1節報償費、これは宿日直14名の嘱託職員の賃金やと思うわけやけど、以前から言ってるように、嘱託職員を採用して宿日直の業務をやっている。12日に集中豪雨があったときに電話をしたけども、内容がわからないのでなかなか対応がされていないように思う。だから、災害対策本部を設置しても電話がつかないというふうな状況があるわけです。それと、當麻、新庄両方に宿日直をやってもらってるわけやけど、特に當麻庁舎の宿日直でどれだけの業務をされているのか。新庄庁舎の場合は晚は少ないと思うけども、例えば、死亡届とか、火葬場の関係は対応しているが、當麻庁舎はほとんど受け付けてない。その辺でどういうふうな考えを持っておられるのか、それもお聞きをしたいというふうに思います。

それから、41ページ、使用料及び賃借料の中で、高速道路通行使用料の予算が56万円に対して15万1,000円。今年は非常に少ない。いつも25万円から35万円が執行されているのに。なぜ、平成28年度は半分以下に減ったのか。一般質問で出ていたように、晚のお送りが平成28年はなかったのかどうかということです。

それから、同じ使用料及び賃借料の中で、事務用機器賃借料、コピーのリース代だと思っわけやけど、当初予算48万8,000円に対して執行3万240円。非常に少ない。内容についてそれぞれ説明願いたいと思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。

岡本委員のまず1点目、宿日直嘱託の業務、特に當麻庁舎の宿日直についてでございますが、當麻庁舎におきましても、新庄庁舎の宿日直と同様に、確かに火葬の許可書は新庄庁舎に集中しておるわけではございますが、その他の戸籍の届け出は、24時間中いずれの庁舎で

も婚姻等の届けを受け付けておりますし、その他の電話対応、案内、そして庁舎の管理、見回りということをやっただいております。

2点目の高速道路使用料につきましては、平成28年度4月から10月まで、奈良市方面、天理インターを中心に使用している回数が約10件ほどです。それから、あと、大阪市内が同じく10件弱、そして京都方面、神戸というのが若干ございます。11月以降につきましては、大阪、京都、神戸方面はありませんで、奈良方面につきましては5件、そして大阪方面について3件程度ございます。

以上でございます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

使用料及び賃借料につきまして、事務用機器賃借料といたしまして、当麻庁舎1階の輸転機に係るリース料を当初予算におきましては48万8,000円を見込ませていただいたところでございます。この分につきましては、当初、月々のリース料を4万1,000円と仮定させていただいた中で、11カ月ということで予算計上させていただいたところでございます。ただ、決算を迎えさせていただきました平成28年度の数値につきましては、2カ月分のリース料ということで3万240円ということで、かなり額が少なくなったということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ回答していただきました。当麻をどうのこうの言うわけやないけども、戸籍とか、それは確かに24時間受け付けというふうにやってるわけやけど、そんな話になってきたら戸籍の職員しかできないことになる。あえて嘱託職員と名前をつけてしてあるが実際は受け付けするだけであって、戸籍に記載していくのは職員しかできないということになってきたら、一番当初そういうようなこともできるようにと嘱託職員という形をとって業務を行っているが、本来それがいいのかどうかということやと思っております。いつも言うように、いろんな形の中で、これが儉約に当たるのか当たらんか、それは知らんけども、例えば、新庄庁舎にまとめるとか、何らかの方法を考えてやっていくべきではないのか。そうすることにより、この約3,500万円が半分ぐらいの金額になってきたら、1,000万円、2,000万円の節約になってくる。この前の委員会でも言ったように、これだけ財政が逼迫してきたら、やっぱりみんな、たとえ100万円でも儉約できるところは儉約していく。この姿勢が私は本当に大事やと思うんです。ですから、誰かがそういう嫌われ役になってやかましく言わないと、副市長も私みたいにがみがみ言う副市長と違うわけやから、なかなか言いにくいと思う。だから、私がかかって今このように嫌われ役を言ってるわけやから、例えば宿直1つにしても、そういうふうにして改革をしていく。そういう姿勢やないと、この財政難を乗りきることができない。あと5年たったらパンクするとはなっていないけど、もうパンクするのは目に見えたような財源的な問題になってきてる。そうなってきたらやっぱりきちっと儉約すべきは儉約していく。この姿勢が一番大事だと思うし、例えば高速道路、これは決算が15万円となってい

る。それにしても高速料金は半分になってる。大阪、京都も入ってるということになってきたら、前から問題となっている大阪、京都お送り、これがやっぱり高速道路を使ってたということが立証されてくる。今後そこらもきちっとやっていく。わずか10万円か15万円の金かわからへんけども、儉約できるものは儉約していく。こういう姿勢に改めていく。みんな考え方を変えなあかんというふうに思います。

それと、輪転機についても、予算は1年間やけども、実際に使ったのは2カ月ということになってます。それは1つの儉約につながったのかしりませんが、大体そういうことがわかっているのであれば、予算は、例えば三月とか半年とか、きちっと組むようにしてもらいたい。ある程度見通しのきくものについては、見通しを立ててやってもらいたいというふうに思います。ですから、宿直と高速の件だけもう一遍、返答願いたいと思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 まず当直につきましては、職員が本来これまでやっておりました分、職員については本来業務に集中させてもらえるということでメリットがそれなりにあったと思っております。やはり今、財政のことを考えていただき、節約の観点から、合併の本当の意味のメリットも発揮すべく、やはり1カ所に集中させるとかいう方向を今後は検討していかないといけないかと思っております。

戸籍の届け出につきましては、職員がやりましても結局は受理だけでありまして、住民異動については開庁日でないとこれまでもできないという現状かと思っております。今後そういった1つに合わせられるかどうかというのをあわせて検討させていただきたいと思っております。

もう1点の高速道路の使用料につきましては、利用の仕方を精査しながら十分進めていきたいと思っております。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 課長の方から、前向きにとれるような発言をしていただきました。今後そういうようなことも検討しながらやってもらいたいというふうに思います。高速道路につきましては、やむを得ない場合については使わないと仕方がないので、それまで儉約しなさいとは言いませんが、今言いましたように、大阪、京都のお送りとか、そういうようなことのないように。勤務時間中なら仕方がないけど、勤務外で使うということについては、やっぱり住民の目が光ってる。そういうこともきちっとやってもらいたいというふうにお願いをしておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き、質疑を行ってまいりたい、このように思います。

歳出の40ページに当たります。職員採用試験並びに職員昇任試験についてであります。とりわけ職員採用試験については、平成28年度の職員採用の状況並びに本職員採用試験に市長はどのような対応というか、職員採用にかかわったかお伺いをしたいと思います。ご承知のように、これまで市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することは至極当然である、禁止する規定もない、こういうことで採用試験に参画をし、合否はもちろんのこと、100点の得点を持って採点まで行っていた、こういうわけであります。この間、若干改善は

されてきましたけれども、平成28年度においてはどのようにかかわったのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

それから、職員研修事業についてです。42ページになると思います。決算の主要な施策の成果に関する報告書の7ページでありますけれども、1つは、企業研修6人、あるいは庁内職員研修373人は、去年は1,000人を超える参加をされていたと思うわけでありまして、どのような研修が行われ、どのような成果が上がっているのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、また41ページに戻りますけれども、一般管理費の13節委託料、訴訟提起弁護士委託料180万円が執行されております。これは、大字疋田の囲繞地における用地取得に係る訴訟ではないかというふうに思うわけでありまして、詳細、内訳についてお伺いをしておきたいと思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしく申し上げます。

白石委員のまず1点目のご質問です。職員採用試験につきましてです。平成28年度は2回実施させていただいております。9月1日採用分といたしまして社会福祉士を募集し、1人採用させていただきました。そして平成29年4月1日採用といたしまして、平成28年9月18日、1次試験、2次試験が11月15日、3次試験まで行わせていただき、一般事務職7名、土木技術職、これにつきましては、県と共同での1人採用、それから保育士、幼稚園教諭につきまして9人の採用をさせていただきました。その際の判定にかかわった関係ですが、副市長、それから教育長、そして人事担当の部課長、それから公平委員3人という形で1次判定を行い、2次と3次、保育士等の採用については関係部長ということで保健福祉部長が加わった形となっております。

それから、2点目の研修につきましては、492名が平成28年度の参加人数で、大幅に減っております。これにつきましては、平成27年は1,286名という数に対して492名の数ですが、これにつきましては、内部研修でございますが、平成27年につきましては手話あるいは認知症サポーター養成、それから施政方針勉強会、行政不服審査法等、1回当たり約200人相当が参加します庁内研修があったわけですが、その年度で初期の目的が達成されたということで、平成28年度はそういった内部の研修をやっておりませんので、その分減ってるのがその数のあらわれでございます。

それぞれの研修成果につきましては、まず、奈良県市町村職員研修センターへは88名が行っておりますが、これは新規採用職員あるいは再任用職員の研修、そして専門的に契約事務とか法学、政策形成、パソコン等の内容となっております。それから、滋賀県の方へは8名が行かせていただき、働き方改革とか固定資産税課税事務、あるいは災害発生時のマネジメント等の研修内容となっております。市町村アカデミー千葉へは7名が行かせていただいて、人事評価制度、公共施設の総合管理、行政と教育の連携による地域づくり等の内容を研修させていただきました。内部の研修としましては、人権研修、これは毎年行っております。それからクレーム対応の研修、そして人事評価制度、それから面談、挨拶といったような内容

の研修を行って373人。その他研修といたしまして、県市長会、それから葛城広域合同の研修に10名、そして企業研修といたしまして、県立高等養護学校、そして樫原ロイヤルホテル、柿の葉すし本舗たなかさん、それから東洋アルミニウムさんへ6名が研修に行かせていただきました。

その成果につきましては、さきに申し上げている部分につきましては、新採のそれぞれの、まず公務員としての心構えとか、地方公務員法とかの勉強をさせていただき、あるいは契約、法学それぞれの研究について深めていただいたと思っております。企業研修につきましては、やはり接客とか企業の考え方とかいうものを学んできていただいたと思っておるところでございます。

以上です。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

前村人事課長の答弁を少し補足させていただきます。採用試験についてでございます。白石委員のご質問は、多分論点はこういうことであったのかということ、少し補足をさせていただきます。まず平成28年度からの職員採用に関しまして、先ほど人事課長の方から市長、副市長というふうな表現がございましたが、阿古市長におかれましては、11月1日就任以降で、その中では、実際この採用の面接等には同席、立ち会いはなさいましたが、かかわってはおりません。また当時は、副市長は私、松山ではなくて前任の副市長でございます。先ほど申し上げたのは平成29年4月1日採用で、平成28年度に実施をした試験についてでございます。平成30年度新規採用につきましては、これから近々作業を進めていくところでございますが、こちらにつきましては、阿古市長には合否判定その他については関与いただかない形で進めていく予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。白石委員ご質問の、訴訟提起弁護士委託料の件について説明をさせていただきます。

本件につきましては、委員もご指摘のとおり、大字疋田の南大阪大丸株式会社が開発をいたしました地域内におけます公衆用道路の未帰属の問題に端を発しまして、所有権者と交渉を重ねましたが、なかなか帰属に至らず、平成27年の補正予算を組ませていただいて、訴訟提起を行ったものでございます。平成27年度の予算で着手金として108万円を支出しております。平成28年度は成功報酬ということでございます。この訴訟の内訳といたしまして、所有権者であります会社の所有権確認、それから所有権移転登記手続請求事件、これがまず1点目。それから、その土地に賃借権設定仮登記がされておまして、その登記の抹消登記手続請求事件。それから、根抵当権の設定がされておりましたので、その根抵当権の設定登記の抹消登記手続請求事件と、この3つがでございます。それぞれの成功報酬につきましてはですが、所有権移転確認等請求事件につきましては83万5410円。それから、賃借権設定仮登記の抹消のための分につきましては58万3,860円。それから、根抵当権設定の抹消登記請求事

件につきましては40万円。合計で181万9,270円になるわけですが、この端数分を値引きいただきまして、180万円ということになってございます。

それぞれの金額の算定につきましては、その土地の評価額、地価公示が8割ということで、割り戻した評価をもとに計算をそれぞれいたしております。2番目の賃借権設定仮登記の会社でございますが、特別代理人と申しまして、法人自体が所在不明というところがございますので、特別代理人の申し立てをあわせて行ってございまして、その分の加算がされております。トータル180万円ということでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長並びに副市長からもご答弁をいただきました。職員採用試験については、毎予算決算委員会で取り上げてまいったわけでありましてけれども、ご承知のように、奈良県内12市で市長が合否にかかわっている市というのは葛城市だけだったんです。これは、やはり地公法の規定、あるいは人事委員会のある地方自治体、人事委員会のない地方自治体の扱いによってこういうことが生まれてきたということは理解はしているわけでありまして、昨今も山梨市において、市長がわざわざ、これまで採用試験に関与していなかったものを、面接に参加をするというふうなことを始め、それがどういう形で、採点を書きかえて補欠で採用名簿の中に入れていくというふうなことが行われて、大きな事件として報道されたわけでありまして。

地方自治体の職員採用については、人事は公平でなければならないというのは、これは大原則です。競争主義を根本として、公正、公平な人事が行われるというのは当然のことです。とりわけ葛城市は立派な政治倫理条例を持っているわけでありまして。公正な人事を図るために、市職員、臨時職員を含む採用に関して、推薦または紹介をしないこと。これは当然、市長、特別職の議員は、この規定の対象になっているわけでありまして。推薦、紹介どころか、採点、合否にかかわるなんていうのは、到底、政治倫理条例からすれば考えられないことでもあります。

この点は、阿古市長が昨年10月に市長に当選されて、いち早く採用試験に当たって、採点あるいは合否にかかわらず、立ち会いをする。その中で今後どう取り組んでいくか、どうかかわっていくかということをご答弁いただいてきたわけでありまして、今、副市長のご答弁が明確にあったように、平成30年度の採用に関しては、市長は関与をしていただかない。こういうご答弁がありました。ぜひそのように行っていただいて、人事行政の公平性の確保を図っていただきたい、このように思います。

それから、職員研修についてであります。個々の専門的な事務をこなしていくための研修、あるいは一般的な挨拶とか民間企業に赴いての接客等々、いろいろな面での研修がなされているというふうに思います。これはこれとして私は大事なことだと。やはり万能吏員であるとともに、それぞれが専門的な知識、技術を身につけて市民の期待に応えていく。行政の事務をより水準の高いものにしていくというのは大切なことだというふうに思いますけれども、私は何よりも地方公務員として、憲法で規定されている全体の奉仕者として市民のために働

いていく。ここがやっぱり一番大事だと、これは常々言っていることであります。憲法にも書いてあるように、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないんだということです。このところをきちっとそれぞれ職責に係る研修等々も必要でありますけども、原点に戻っていただいて、地方公務員としての職責を全うしていただく根本精神を発揮していただきたい。こういう研修もぜひ採用していただきたい。これが1点。

もう1点は、この間、勸奨退職が非常にふえているんです。これから葛城市を背負っていただかなくてはならない幹部が、この数年間多く退職をされている。また、定年によって退職されると、こういう事態が続いています。大変憂慮しています。やはり幹部職員を育成する、抜てきをしていくということは、研修においても大事なことだというふうに思います。昔はよく自治大学校へ行って、それこそ1カ月程度研修をして、全国の地方自治体の職員の中でもまれて、いろんな経験をして勉強をして帰ってきて、地方自治体の幹部として成長してきていただいたという、私はそういうことをよく観察し、本当に必要なことだというふうに感じてまいりました。この間、費用もかかり、少ない職員数の中で、幹部の中でなかなか長期間あけるということは難しいと思いますけども、ぜひ幹部職員を育てていくという視点から、自治大学校等も考慮して、そういう研修に参加をしていただきたいということを最後に求めておきたい、このように思います。ご所見があればお伺いをしておきたいと思います。

そして、訴訟提起弁護士委託料の事件の中身、そして、その報酬の中身について詳細にご説明をいただきました。積年の課題をやっと解決できて、地域住民にとって公共下水道の整備も進んでいくと、こういうことで大変長くかかりましたけれども、評価できるものだというふうに思います。

以上であります。

朝岡委員長 自治大学のこれからの所見といたしますか、そういう研修について。

阿古市長。

阿古市長 ご提言ありがとうございます。組織はやはり人でございます。人の育成というのが何よりも大切やと理解しております。研修内容につきましては精査をしまして、どういう育成をするのがいいのかということは、次年度の予算編成の段階で織り込んでいきたいという思いでございます。過去の研修内容がどういう内容であったかという精査をやりたいと思います。

自治大学につきましても、おっしゃってるご意見はごもっともやとっておりますので、それも検討課題に入れていきたいと思っております。研修内容につきましては一定の時間をいただきまして、やはり公僕であること、私が就任したときの一声が実はそれでございます。市職員の皆さん方の前で、職員というのは公僕なんですよというのは、やはり私の根本的な考え方でございます。市民の皆さん方に対する接し方も含めた中での研修を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。1つだけ、幹部職員、職員全体の水準を上げる研修をあわせて、小さなまちで幹部を育て、採用試験によって優秀な人材を確保するというのはな

なかなか難しいところがあるんですけども、採用試験において優秀な人材を確保するということとあわせて、若手職員の中でも有能な人材については、やはり登用していくということ、そして、市役所内の人事を元気あるものにしていただきたいと思いますということを述べておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 2点お聞きをいたします。まず1点目でございます。大字間街灯設置工事につきましてお尋ねをいたします。成果報告書では、大字間通学路交通事故多発地点防止上、特に必要など、こういうふうに記載をされております。平岡、疋田、柿本ですか、それぞれ2基、6基、3基と、こういう実施をされたということでございます。私が聞きたいのは、通学路と特定をされております。私は、通学路に限定するべきなのか、通勤の方はいかがなものかなど。通勤される方で夜道を帰られるというようなこともございます。その辺のところのご配慮といえますか、お考えがあるのかないのか。通学路というのは、対象を小・中学校に置かれてるのか、その辺のところも含めてお尋ねをします。まず1点。

それから、先ほどございました47ページの自治振興費、負担金補助及び交付金、すむなら葛城市住宅取得、これについては先ほど市長の方から、まだまだ見直しが必要やと。効果も含めてもう少し有効な方法をとっていきたいと、こういうお話でございました。実施された内容については、新築95件の中古住宅1件、子育て63人分と、こういう内容でございます。目的は定住人口の増加、地域経済の活性化ということで、市内に居住をする住宅の取得ということを条件につけられておるんですけども、定住人口の増加ということと地域経済の活性化と、この目的であれば、住宅を取得しても借りても定住人口が増加すれば目的に合致するのではないかと思います。私が何を言いたいかといったら、大体想像していただけたと思いますけれども、先日の一般質問のところで非常に空き家が増加しておると。中でも、先日ある方に葛城市の空き家と言った途端に、イトーピアですかと言うんです。市外の方、それなりのいろんな知識をお持ちの方が、すぐさま言われました。先日、イトーピアに住んでおられる方も空き家が多くてということで、非常にそういう当時の開発住宅のちょうど節目を迎えておる。また、旧の住宅街におかれましても、後継者の仕事の関係等々で市外に出られて、空き家になってると。有効に使えるような空き家対策について、すむなら葛城市住宅取得対策にそのようなものも含んでいただければと、こういうふうに思うんですけども、ご所見をお伺いいたします。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

大字間につきましては、以前からなかなか大字と大字の間ということで設置の方が進んでいなかったという、そういう理由のもと、平成28年度から予算を計上させてもらいました。金額的に工事費として100万円計上させてもらったわけでございます。その中身のことでございますが、今回3カ所につきまして工事をさせてもらいました。平岡、南藤井の通学路、

この部分につきましては、関電柱に設置させてもらっております。また、疋田、西室、この分につきましてはポールから新設させてもらいました。柿本から東室、ポールから新設ということで3基設置させていただいております。各地域につきましては、通学路にももちろんなっておりますが、新庄駅等に行かれる、そういう住民の方々がその通学路を通っていかれることもあります。私が後から聞いた話でございますが、その間をつけていただいて結構明るくなった。特に夜等、安心して夜道を帰ることができるということで、ありがたいということで聞いたこともございます。この部分につきましては、また平成29年度、今現在考えておりますが、そういう観点から通学路、また大字間の中での交通事故の多発するような、そういう防犯上の重要なところ、そういう箇所につきまして設置等を考えている次第でございます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの増田委員のご質問のうち、空き家に関してのすむなら葛城市制度の活用についてというご質問でございますけれども、空き家対策につきましては、私が一般質問において答弁させていただいておりますとおり、まさに今、実態調査を始めるところでございます。それを踏まえて空き家の活用方策、あるいは特定空き家の除却の方法についての検討を進めていくことになると思いますけれども、こちらのすむなら葛城の活用については、そもそも先ほど市長からも答弁がありましたとおり、これ自体の見直しというものもあるかと思いますが、これを空き家の方に活用する。恐らく現状でも中古枠ということで適用にはなるかと思うのですが、そもそも金額の適正性などの検証が必要になってございますので、それらを総合的に勘案して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 先ほど私が聞いたかったのは、通学路ということを決めておられるのは、小学校と中学校なんですよ。小学校と中学校の通学路に夜、通学するときに危険やから街灯をつけると、こういうふうに理解したときに、暗くなるまでに帰ることが望ましいのかなど。それも必要です。夜遅くクラブ活動で帰られる方も大事です。そういう対策も必要です。あわせて、通勤されてる方は、夜帰ってこられます。その方々の夜間の防犯対策も同じように大切であろうと。だから、通学路という考え方を、通学路及び通勤者といいますか、そういう考え方も含めた大字間対策をやっていただきたいと、そういうお願いでございます。

それから、すむなら葛城市の空き家でございますけれども、考え直していただくという市長のお言葉をお聞きしたので、それならそういう空き家も含めて、そのお考えの中に盛り込んでいただけたらと、こういう思いでお尋ねをしました。もし、市長、お答えいただけるようでしたら申し上げます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 ご質問に再度、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

街灯につきましては過去の経緯がございまして、旧町の段階でもあったんですけども、P

TA等に大字間も含めまして街灯をつけるか、つけないか、その意見を集める場所を、そういうようなものを優先して実はやってきた経緯がございます。ですから、やはり通学路を優先してやってきたということは事実でございます。委員おっしゃるとおり、必ずしも子どもたちだけではございませんので、特に若いご婦人方が通勤等で夜にお歩きになるような場合もございますので、そういうようなこともこれからの検討課題の中に入れていきたいと思っております。ただ、それをどういう場所で集約していくのか、その情報をどういうように収集していくのかということにつきましては、一定の工夫が必要なのかなという思いでございます。

それと、すむなら葛城市住宅取得事業補助ということで、空き家の方にもというご意見でございます。部長が答弁いたしましたように、現状でも中古住宅が多分空き家になるかとは思いますが、私が検討しますと言った部分がありまして、それは、葛城市というのは平成16年に合併いたしましたから、緩やかに人口増加がございます。ですから、例えば山間地域、特に吉野ですとか過疎地帯と言われる地域とはまた別の考え方があるのかなという思いです。特に過疎が非常に厳しい地域では、もっとすごい金額でそういうような補助をしているエリアというのは、かなり全国にもあると思っております。ただ、葛城市の立地条件の中で、どういう具合の助成の仕方があるのかということ、これから検討していかないといけないという思いです。ただ、根本的に言えるのは、個人の資産に対して税金を使うということは、非常に慎重であるべきやと私は思います。税金といいますのは皆さん方のお金ですので、いかに公平であるかということ的前提といたします。一定の理由はあるんですけども、例えば、子どもさんが自転車に乗るような場合、そういうような補助を出したりですとか、耐震診断でありますとか、ある一定の方向性を示すに当たっての、そういう個人資産に対する部分の補助というのは、考え方としてはあるのかもわかりませんが、根本的なところを考えますと、やはり個人の資産に対しての税金の投入というのは、よほどでない限り慎重であるべきやという思いが根底にはございます。それが本来の税金の使い方、皆さん方のお金の使い方一番の原点であるのかなと思っております。そういうことも加味いたしまして、私は検討をさせていただきたいという思いでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。先ほど少し市長も述べていただきましたけども、通勤される方の必要性も感じていただいているということ伺いました。実は私の大字も非常に暗い地域で街灯がとぎれている。私のすぐくお知り合いの方が、22歳のころ通勤途中にひったくりに遭われて、それ以来、通勤するのにお母さんが送り迎えをしていると、こういう実情がございます。その人は、二度と遭いたくないということもあるのかもわかりませんが、もう一つは、お母さんがそういう目に遭わせたくないという思いで、毎日送り迎えをしています。そういうことも私は身近で感じてるので、通勤される、特に大字間の暗いところは、この事業の対象にさせていただけたらと、こういう思いでございます。

それから、すむなら葛城市の中で、空き家対策につきましては、私は吉野等々の条件とだいぶ違うというのもすごくよく承知をしておるんですけども、空き家を使わなかったら、こ

れは、壊さない限り地域にとって非常に害のあるものによって変わっていくんです。壊さないで害になって、空き家対策特別措置法がつくられたと。使えるものはちゃんと使っていただくような、地域の保全も含めた対策にもつながるのかなと、こういうことも空き家をいろいろと聞いておられますと、調べておられますと、そういうことにもつながるかと思しますので、新築住宅95件にお金を出すというのは、ある意味、見方を変えれば、開発業者さんがプラスアルファのメリットを市がやってくれるので助かるなど、こういうことにもつながって、もう少し市として、先ほど市長がおっしゃられたように、税金を投入する意義ある使い方、定住促進の仕方、こういうふうなことも鑑みて、空き家対策についてもご検討いただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 41ページ、一般管理費の負担金補助及び交付金の中で、近畿市長会負担金、全国市長会負担金、こういう負担金については、当初予算を計上するときに各協会に問い合わせをして、どのぐらいの負担金が要るのかということをお問い合わせして計上してあったと私は理解をしておるわけですが、金額が減っている。この理由です。

それから、43ページ、4目財産管理費、毎年これを言ってるわけですが、登記委託料と出ているわけやけど、以前からずっと言ってる未登記の分です。平成28年度で未登記の分を何筆、登記をしたのか教えてもらいたいというふうに思います。

それから、46ページ、交通安全対策の工事請負費の中で、疋田の通学路を1,200万円繰越して、工事をした。なおかつ、新年度で146万円執行してると、こう実績で書いてある。それと、カーブミラー新設24面、改修49面となっているわけやけど、恐らく改修については鋼管ポールの改修ではないかというふうに思います。このときにお聞きしたいのは、カーブミラーの支柱です。今、恐らく入札前に1本当たりの単価を先に見積もりをとって、仕様書に掲載してると思うわけやけど、このときに鋼管ポールの支柱の厚み、以前は規定をしてあったと思うわけやけど、新しいカーブミラーの支柱が非常に寿命が短い1つの原因は、厚みが薄いのではないかと。それと、1つの工夫として、地表からたとえ10センチでも補強のパイプを入れてコンクリートを流しておくとか、そうしないと一番腐りやすいのが地表との接点で、絶えず雨が降ったらそこに水がたまり、さびていく。それで倒れていくと、思うわけやけども、そこらの対策をどういうふうにされているのかということです。

それと、区画線を5,650メートル引きましたと、こうなってるわけやけども、どうも前から区画線をお願いしてるけども、区画線の引っ張ってある場所、地域が偏っているのではないかと。新年度も言ったように、忍海小学校区域はほとんど白線が消えたままになっている。それと、2車線の道路のセンターライン、これも薄れてる。平成29年度は優先的に忍海小学校区をやってくれますねんという話をしたと思うわけやけども、考え方として、予算があまりない中で、集中的に今年はこちらを走りますよ。来年はこちらを走りますよという考え方もあると思う。しかし、偏ったようなことをしないで、ある程度の計画を立てた中でやってもらいたいのと、特に新年度の予算のときに通学路の問題、これは夏休み中にPTAの方と

協議をしないと、勝手にできませんというような表現をしたらおかしいけど、それはできない。ですから、夏休み中にきちっと協議をして、平成29年度についてはどこをやっていたらいいか決めますと、こういうような答弁をいただいた。しかし、本当にそういうようなことになって、そのとおりにやってもらってるのか。特に通学路について、やはり十分な歩道のある通学路というのは、ほとんどないに等しい。例えば、新庄小学校でも、歩道があっても、そこを通学路にしないというふうな考え方に立ってるところもある。ましてや忍海校区の場合であったら、歩道のあるような通学路はない。そうなってきたら、やっぱり白線できちっと仕切って、子どもの通学の安全を確保してやってほしいということですので、今、実績でいただいている区画線、例えば、どの場所にされたのか。また、先程言いました疋田23号線、繰越した金額にまだプラス140万円追加をしてある理由、これについて答弁いただきたいと思います。

朝岡委員長 前村人事課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。

岡本委員のまず、県市長会、近畿市長会、そして全国市長会の負担金の予算との差、残額についての説明をさせていただきます。

まず、県市長会の負担金については、市町村会館の維持経費及び市長会の運営費用に充てられているものでございまして、これについては均等割、基準財政収入額割、人口割で積算、負担されたものに軽自動車税の申告書データ入力システム負担金というものが加えられております。ここの軽自動車申告書データのシステム件数によりまして、平成27年度はここが68万円に対しまして、平成28年度は54万円ということで、その差額が減となっておりますのが主な内容でございます。

それから、近畿市長会の負担金につきましては、平成28年度限りの暫定措置として分担金の減額が実施されたということです。これにつきましては、平成26年度も繰越金が多かったため、暫定措置として減額実績があり、平成28年度も、同じような措置だと思っております。

最後に、全国市長会の負担金の予算との差額ですが、平成27年度につきましては、この市長会の中に全国青年市長会の負担金というものが含まれておりまして、ここの分の10万円分の支出が平成27年度はあったわけですが、平成28年度はそれが支出されておきませんので、その分が減っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの岡本委員のご質問の中、まず順番に答えさせていただきたいと思っております。

登記委託料につきましては、未登記の以前から懸案事項となっております分について、登記をしたのかということでございますが、本年の平成28年度決算における登記委託料につきましては8件ございますが、いずれも現年に係る登記に係る測量委託料等になっておりまして、過去からの懸案事項であります未登記分については、なかなか解消できていないのが現状でございます。

カーブミラーの新設、また改修等の部分でございますが、先ほど委員がご指摘のとおり、年度当初にその単価の価格というものを設定いたしまして、全て同一の単価で、形、大きさに応じた金額を設定した中で執行をさせていただいております。ポールの厚み等につきましては、従前と変わっていない仕様でございます。ただ、場所によりまして基礎の部分にコンクリートを流してできる部分と、ポールだけの取りかえ等とかもいろいろその場所によって異なってくるわけでございますが、できるだけ強固なものにしていきたいというところではございます。

また、区画線でございますが、5,650メートルの執行をさせていただいたところでございます。この中には、下の説明にもありますグリーンベルトと一緒に区画線を施工した部分もでございます。委員ご指摘のように、忍海小学校区の方についてご要望等もなかった部分もあるのかわかりませんが、なかなか実施できていないという部分も事実でございます。区画線につきましては、通学路点検という中で8月ぐらいに毎年、各学校でまとめていただいたものを、各関係機関とともに現状を現地検証させていただきまして、秋に実施をさせていただくと。前回6月議会でも一般質問があったわけでございますが、いかんせん、学校からの要望を踏まえて、学校安全プログラムの中で協議をいただいた中、また警察、県土木等と一緒に立ち会いの中、現場を確認した中で実施をしていくということで、おくれておるのが現状でございます。本年度につきましても、8月のお盆過ぎに現場の確認をさせていただいて、これから実施に向けて取りかかるところでございますので、できるだけ早く実施をしていきたいという旨でございます。

疋田23号線の通学路整備でございますが、成果説明の方にもございますように、平成27年度からの繰越し分として1,285万2,000円の事業を執行させていただいたところでございます。これにつきましては、路肩の擁壁工を主な工事として行ったわけでございます。現年分で146万1,240円分を執行させていただいた分につきましては、工事の中で追加が出た中で、追加変更という形の分が、繰越しの中で予算がございませんでしたので、現年分の予算として執行をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 負担金の関係につきましては、やはり内容については、財政あるいは人口割、1つの基準はあると思うわけやけども、当初と大きな違いが出てきているので質問したわけで、全国については青年市長会ですか、これが入ってないということで減額されてるということですね。その辺につきましては理解はできました。

問題の未登記、これも私が議員にならしてもらってからずっと言ってるわけやけど、全然やってもらえない。葛城市として財産管理をどういうふうに解釈をされてるのか。今は土地の売買は少なくなりましたが、現実的に土地を売買されるときに、いつも問題が起きてくるということは、登記がされてない。例えば1,000平米の土地で売買する。ふたをあけて実際に取引したら、100平米減ってます、200平米減ってますと、こういうようなことになっている。ところが、お父さんのときに道路用地に無償で提供した。子どもさんは知りません。

こんな問題が出てきています。皆さん方もそういうようなことを聞かれてるというふうに私は思っていますが、何十年、一向にする気がない。何でする気がないのか。財産管理の担当課は総務財政課です。私らは全然関係ないということでやってるのか、やっぱり市全体で行政の財産もきちっと管理をするという姿勢にならないと、私は後々問題が大きくなっていくというので、いつも言ってます。今8件しましたという答弁があった。分筆するのに境界明示の費用が要りますとか、そんな予算ばかりを組んであって、本当の未登記が解決されてない。以前、私は1つの案として、定年退職されて、再任用の職員、嘱託職員が大勢おられるので、そんな先輩のいろんな知識を持ってる人らが、たとえ3人でも、1つの課の中でチームをつくってやってもらったらどうやということのを毎年提言してきたって、何にも反映されてない。具体的に私も上げてるわけやから、例えば今すぐにできないとしても、来年度からでも、そういう知識の持ってる職員さんがたまたま再任用でいる。その人らにでもしてもらって、たとえ年間300筆、400筆でもやってもらえたら解決できるというふうに思うので、前向きな答弁をしてもらいたいというふうに思います。

それと、特に交通安全、これは、阿古市長に、やかましく言うのではありませんが、今、部長の答弁がありましたように、学校安全プログラムというのがあって、PTAから要望がない。それらの手続は大事かもしれませんが道路管理者は誰やねん。やっぱりある程度担当してる課のもとで、しょっちゅう点検に行けとは言いませんが、日にちを決めて、白線だけやなしに、例えば草刈りの問題、いろんな問題、以前からパトロールをやってるはずなんです。ですから、きちっとパトロールすれば、白線の薄いところがわかったはずなんです。PTAから要望がないのもそれはいかんやろうけども、要望があったことだけをやっていたら自主性が無いと解釈されても仕方がないと思います。一番肝心なことは特に早急に忍海小学校の通学路を今年は優先的にやってもらうという約束をしてもらいたい。だから、少なくとも平成29年度は忍海小学校区は全部見直すと、そこで全部やりますという答えをいただきたい。

朝岡委員長 では、ここで少し暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時40分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

岡本委員の質疑の答弁からよろしくお願いいたしたい。

杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、委員の方からご質問いただいた件を確認いたしましたところ、夏休み中に安全プログラムに従いまして、各PTAの方から上がってきた箇所につきまして、学校教育課とか警察とか、各担当課の方で下見に行った件数などでございますが、新庄小学校区が2件、北小学校区が3件、忍海小学校区が2件、磐城小学校区が2件、當麻小学校区が9件、新庄中学校区が3件、白鳳中学校区が1件、これが今上がっておりまして、現地を確認した段階でございます。今後、実際の現地を見て確かめたことに関しまして、話をまとめて10月2日に市長要望するというような運びになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいま、教育長の方からご答弁がございました通学路安全点検に関しましては、その中で今、現地を確認した中で、建設課といたしまして、それらの部分について最終決定になった後、即座に実施をする予定でございます。また、それ以外に岡本委員のご質問の中にもございましたが、これとは別にグリーンベルトの施工を忍海小学校区の方で本年度は考えておりますので、そちらの施工もまた行っていく予定となっております。

それと、未登記部分の登記のことに関しましては、委員も従前からよくご存じだと思います。なかなか進まないのが現状ではございます。しっかりやらんかいというご指摘もございますが、なかなか過去からのいろんな問題がある中で進んでいないのが現状でございますので、解決を1つでもできるように鋭意努力はしていきたいと思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁していただきました。もう少しPTAから出てくるかなと思ったけども、本当に数が少ないということですけども、先ほど言いましたように、特に道路管理者として日ごろから点検をしていただいて、PTAから上がってこないでも、やはりすべきところはやってもらいたいというふうには思います。

それと、登記の件です。増井部長も4月に来られて、過去のことはなかなかわかりにくいと思います。努力するというところでいただいておりますので、それは評価したいと思いますけども、やはり先ほど言ったように、私が言ったとおりにしなさいということやなしに、どういう方法でやっていったらすぐにいけるのかということも検討していただいて、本当に着手をするという姿勢をとってもらいたいというふうに思います。ひとつその辺もよろしくお願いいたしたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 46ページの2款総務費の中で、8目自治振興費の中の14節です。この中でLED街灯賃借料というのが117万円ほど上がってるんですけど、市内の街灯に関しては、先ほども工事費であったりとか、そういうような形で明記されているんですけど、ここの部分に関しては賃借料と上がっておりますけど、何か違いがあるのでしょうか。またその賃借料に関して少し詳しくご答弁いただきたいと思います。1点だけ。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。ただいまのご質問でございます。

なぜ賃借料で上がってるかでございます。この部分につきましては、旧當麻地域の中で、以前、白鳳灯という水銀灯が設置されておりました。台数としまして653灯でございます。その653灯は、平成24年度、国の小規模地域公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業

がありまして、その事業は環境省の方で所管していた事業でございますが、その手続をさせてもらいまして、その事業費の4分の1が補助対象となり、その補助事業分は、環境省より事業者が直接交付を受け、市としましては、残りの事業費を10年間のリース契約にさせていただきました。平成28年度決算額約117万円は1年分のLED賃借料となっております。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 わかりました。要はリース契約によってということですね。あともうしばらくあるということに理解したからよろしいです。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 49ページの12目地方創生推進交付金事業費の中の委託料でございます。成果報告書の13ページ、地方創生推進交付金事業のいろいろともろもろ書いております。先ほど市民サービスカー購入費のことについても説明をいただいておりますけれども、1番のボランティアセンターの委託料、それから3番のバウチャー制度調査、私も前回の議会で質問させていただきました。これからの高齢者福祉に関してのいろいろな地域のサポートをどうしていくかという内容も将来的にどうしていくかという内容を加味して、葛城市がこれから何が必要とされていくかという、この交付金事業そのものはこれから検証していただいて、この葛城市、地方の特性を生かしながらどういった活用をしていくかということを検証していくという形でいただいた交付金事業でございます。これは大きな方向性だと思いますけれども、特にどういったことをこれから伸ばしていったら、どういうことはもうだめだったのかということ、この成果報告書をもとに一定の成果をご報告していただきたいと思っております。

朝岡委員長 東社会福祉課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課の東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの川村副委員長のご質問の件でございます。

これにつきましては、そこにも書いてありますとおり、ゆうあいステーションにおきましてボランティアセンターを開設いたしまして、コーディネーター役の臨時職員を配置したりとか、またボランティア相談受け付けや調整、そして情報発信、講座の開催によるボランティアの育成です。また、県社会福祉協議会及び県ボランティアセンターとの連絡調整を行って、それぞれのノウハウの蓄積といったものについて意見交換を行った次第であります。

主な内訳といたしましては、ほとんどが賃金、人件費となっておりますけれども、平成27年以前から実施しておりますけれども、今後も継続して実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの川村副委員長のバウチャー制度のことで回答させていただきます。

昨年、バウチャー制度の構築のための調査及び分析の方を委託料にて実施してまいりました。それと並行しまして、長寿福祉課の方ではサポート活動を行うための生活応援サポータ

一の養成を行っております。分析結果を利用しましてサポーターを養成したわけですが、そのサポーター自身、最終1カ月だけですが、3月、13名の方の活動成果としまして、地域支援事業費の方から精算金としまして3,700円を支出しております。

平成29年度以降の活動なんですが、地域支援事業費において、一般介護予防事業として生活応援サポーター養成講座を実施いたしております。ちょうど昨日、この養成講座につきましては20名の方に集まっていたいて、募集して20名来ていただけまして、昨日、その開講式をさせていただいて、本年も6回の形でやっていく予定でおります。この費用としましては、平成29年度の予算は、講師の謝礼が16万円、そしてボランティアポイントの還元をするということで、30分100ポイント、100ポイントは100円という形で25万円計上させていただいてますし、あと、役務費としまして郵送料とボランティア保険、合計47万2,000円を計上させていただいております。まだ実績はいうほど上がってないのですが、1つつ積み上げていきたいと考えておまして、バウチャー制度の調査分析の結果を利用しまして、また生活支援コーディネーターの方とも連携していく予定でおります。

以上です。またよろしくお願いたします。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いたします。ただいまの川村副委員長のご質問に関して、地方創生の全体的な動きについての答弁をさせていただきます。

今説明がありました介護バウチャー制度とボランティアセンターにつきましては、昨年度末に市政検討委員会にて事業評価のレビューをさせていただきまして、それぞれ、ボランティアセンターにつきましては一部改善、介護バウチャーにつきましては抜本的改善という評価をいただいております。それに基づきまして、先ほどご説明がありましたとおりの進め方をさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 せっかくこういった検証をさせていただく非常に大きなチャンスであったというふうに、またその成果もあったように思わせていただいております。一部ボランティアの、うちは社会福祉協議会が非常にボランティアの体制、市民の皆さんのご協力によってボランティア体制が非常にいい形で構築されていく中、ゆうあいステーションの中でこういったボランティアを開設していただくという、市民の周知度というのは非常にあると思います。そういったところで市政検討委員会ですか、そこでこれについての事業評価をしていくという、こういった役目をしていただいていると今、私も聞かせていただいて、そのところはよかったと思っております。これは、地域包括ケアシステムの構築に非常に大事な部分だというふうに思っておりますので、ここで今1番と3番について、これから少し改善をしながら継続していくというふうに私の中では捉えさせていただきましたけども、例えば、2番の買い物支援事業、健康支援事業がこういう形で市の予算の中で、この形ではなくなっていたというふうに思ってるんですけども、場所がどうであるかというような小さな検証がこれから逆に次のステップに上がって、こういったところでやった方がいいという1つ

の検証ができたという、この大きな地方創生推進交付金の成果が、将来これから2025年の高齢者が非常にこれからふえてくる中で、大きな意味合いを持ってほしいと思っておりますので、ぜひともこの成果を、市長は大きくプラスと、このときにこれをやってよかったというふうな思いを持っていただいているのか、そこらあたりを市長にご答弁、ご所見を聞かせていただきたいと思えます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 地方創生の関連事業につきましては、補助対象となる年次がございます。その中で補助金のつく期間、施行したという経緯もございます。そういう事業につきましては、一定の事業評価をしております。その評価の中で、葛城市という自治体に向く事業と向かない事業の精査もしたいと思えます。人口規模、自治体の規模に見合った事業のあり方というものを考えて、低コストの事業としてその成果を引き継いで出していきたいという思いでございます。その事業判定の中では、買い物支援事業等はタブレットを使ってという事業だったんですけども、やはりそういう形ではないものが、多分葛城市では実績から判断すると終了、廃止という分野に入ったのやと思えます。必ずしも買い物困難者といえますか、非常に買い物がしにくい立場の方はございますので、その方々にはかわった事業を、低コストの中でやれる事業に移行していきたいという思いで今年度も取り組んでいる事業も、正直なことを言って、組み上げようとしている事業もございますので、もうしばらくその成果をどういう形で生かしていくのかというのはごらんいただけたらと思えます。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 これは、本当に検証が無駄になってないということを今回これだけの予算をかけてやっていただいて、市長が、また葛城市に見合った、低コストでと言っていたいただきましたので、低コストで皆さんの満足度が上がれば最もよいというふうに思えます。ただ、ボランティアセンターと介護バウチャーの内容も見させていただくと、まだまだ市民の皆さん、人口規模に見合うサポーターの条件と、それから体制というのはまだまだこれから非常に山が高いなというふうに思えます。このところを市民の皆さんの協力と、このごろ本当に希薄になっているご近所づき合い、そういったところを私は女性の目線として、市民全体からそういったボランティア、介護の生活応援サポーターの13人の人たちがこれからつくっていただく体制がどういった方法がいいのかというのは、これはもう本当にこれから少しずつつくっていただくことなんですけども、それぞれの自治会があって、そして隣組があってと、それぞれやり方も違うと思うんですけども、既にそれが構築されている葛城市全体の自治会という中で、助け合いとふだんからふれあうコミュニティを、そういう成果をたくさんの中には入れていただいて、構築していただくのがいいのかなというふうに、まだはっきり私らもわからないところですけども、そういった市民の皆さんのご意見をたっぷりいただきながら、助け合いというところはこういったところから生まれていくのかなという根本的な考え方を、ぜひ市民の皆さんのご意見を頂戴して進めていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、46ページ、自治振興費の負担金補助及び交付金、まちづくり事業一括交付金の中で、大字のポンプの維持管理と申しますか、7万円出してる。これは、旧當麻は15カ大字中13カ大字に自警団が合併前からあった。これは活動されてるといふふうに思います。市全体で、24カ大字に7万円という実績になってるわけやけど、當麻地区の13カ大字を引いたら、新庄地区は11カ大字あるわけやけど、この11カ大字の中で自警団を称する団体が幾らあるのか。ポンプはあるけども、月に一回もポンプのエンジンをかけたことない。ほこりがかぶってるという大字がある。そんなときにどういうふうな考え方で7万円を出してるのかということも1つ教えてほしい、それから環境美化の関係で、1カ大字4万円。これは3年ほど前からですか、環境委員さんの分を一括交付金の中に入れてある。それで、今この4万円を大字に出して、各大字でどんな仕事をされてるのかということを検証されてるのか。例えば、ごみステーションの管理をしてもらってるのか。環境美化の活動をきちっとした検証をされてるのかということをお聞きしたい。

それと、49ページ、12目の地方創生推進交付金事業、国の国庫補助2分の1で、この中で委託料6事業されてます。その次の13目の地方創生加速化交付金事業、これは繰越しやけども100%の交付金事業。これで負担金を除いて5事業されてるわけやけど、それぞれどんな形で契約をされたのか。今、予算と実績を見てみますと、落札率というのか、これが大概90%を超えてる。99%、97%、こんな高い比率で落札をされてる。どういうことでこういうふうになってるのかということなんです。この事業は国の補助金をもらえるからいいという形でされたのではないと思いますけども、この6事業、5事業のそれぞれ成果、それと今、川村副委員長から話がありましたけど、今後どういう考え方をされてるのか。もうこの事業だけで終わってしまうのか、それとも、この分の幾らかの事業は継続していきますよ。ただし、継続する場合に補助金はつくのか。いや、これはつきませんよとか、いろんなことがあると思います。その辺のことをまず教えていただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部の岸本でございます。よろしくお願いたします。

まちづくり一括交付金につきましては、今までいろいろ分かれていた補助金を1つにするということで、一本化させていただいておるところでございます。ポンプの補助は今、24カ大字出ております。点検等の様子について把握しているのかというご質問でございます。書類を出していただいて、書類審査により確認をさせていただいているのが現状でございます。ポンプ点検の内容を聴取している現状ではございません。

それと、美化清掃の部分でございまして、環境委員さんの活動費として4万円出させていただいております。こちらについては、平成25年度から環境委員さんに直接出しておりました分を、こちらの一括交付金として一緒に支払いをさせていただくようになっておるものがございます。それぞれの活動につきましては、それぞれの大字の方でお願いしているという

状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永商工観光課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願いいたします。

地方創生加速化交付金の関係で、相撲観光創造事業委託料の方が決算額1,373万5,880円出しておる分ですけども、これは4つの事業がございまして、1つ1つ回答させていただきます。

まず1つ目が、けはや座お笑い道場でございます。こちらの方が、予算額が600万円に対して決算額も同じく600万円になっております。こちらの方は公募型のプロポーザル方式によりまして、参加表明1社、企画提案を出されたのも1社というふうに記録されております。

それから、相撲観光創造事業といたしまして、こちらの方は、フィールドワークと相撲サミットの開催の方をさせていただいております。こちらの方が、予算額が200万円に対しまして、決算額199万9,080円になっております。こちらの方も公募型プロポーザル方式によりまして公募いたしました。参加表明が1社で、企画提案を出されたのが、これも1社ということになっております。

海外プロモーション事業でございます。こちらの方は、予算額200万円に対して決算額も200万円。こちらは随意契約になっておりまして、一般財団法人の奈良県ビジターズビューロー、県の外郭団体でございまして、こちらの方が相撲のファミトリップとかというのをいろいろ誘致していただいております。協働してPRの方をすることによって1社ということになっております。

それから、相撲館観光案内アプリケーション制作事業でございます。こちらの方が、予算額が378万円に対しまして、決算額373万6,800円となっております。こちらの方は、参加表明が3社ございました。それから提案が2社ございまして、これも同じく公募型プロポーザル方式によって契約したものでございます。相撲観光創造事業は以上でございます。

それから、葛城市と御所市の共同事業でございます。こちらも3つ事業がございまして。物産展の開催でございます。こちらの方が、予算額が37万円に対して決算額36万9,900円となっております。これは近鉄阿部野橋駅の構内で物産展を開催するに当たりまして、近鉄グループであるアド近鉄に随意契約しているものでございます。

それから、観光情報誌の作成業務でございます。こちらの方が、予算額368万6,000円に対しまして、決算額368万2,800円となっております。こちらの方は公募型プロポーザル方式による一般のプロポーザルでございまして、1社で最終的には契約をしております。

それから、共同観光の宿泊型のモニターツアー、こちらの方が、予算額が221万5,000円、それに対しまして決算額が207万7,588円となっております。こちらの方も公募型プロポーザルでございまして。参加表明が3社ございました。それから、最終的に3社の提案がございました。御所市との共同は以上でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 東社会福祉課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課、東でございます。

ボランティアセンターの契約、実績についてでございます。社会福祉協議会への事業委託をしたものでございまして、実績といたしましては、ボランティア活動の予定表の作成であったり、また、ゆうフレンズのボランティアの活動者、受け付け、記録、そして時間預託の計算、通知事務等でございます。また、ボランティアの問い合わせ、相談受け付け、登録、紹介、調整です。マッチングですけれども、そういったものもさせていただきました。実績といたしましては、問い合わせ相談45件、登録17件、紹介66件、マッチング22件、継続19件でございます。そして、ボランティア保険加入手続でございます。実績といたしまして、加入申し込み先26件、加入人数にいたしまして835人でございます。また各種教室、陶芸であったり、社交ダンス、太極拳といった受講者の募集、また開講事務等を行っております。

それと、あと、傾聴ボランティアに関する講座の開催をさせていただいております。平成29年2月16日、2月23日、3月2日、3月9日というふうな日程で開講させていただいております。実績といたしまして、29名の受講、うち24名がボランティア登録をさせていただいております。

最後に、ボランティアセンターの情報発信についてということで、あらゆるボランティアセンターの内容を次回に向けて、皆さんからの要望等を聞いたりとかしていただいた次第でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

私の方からは、買い物支援事業運営委託料、そして介護バウチャー・システム策定実証事業委託料につきまして回答させていただきます。先ほど、介護バウチャー・システム実証事業委託料につきましては、詳細につきましてはご説明さし上げた次第です。契約方法につきましてですが、双方いずれも随意契約でいたしております。

実績でございます。買い物支援事業につきましては、成果報告書の方にも記載がありますように、おたがいさまサポートハウスというのを設置しまして、寺口ふれあい集会所、ゆうあいステーション、忍海集会所の3カ所で実証実験を実施しております。件数としましては、モニター数、合計256名、利用者数40名という買い物支援の利用者数の実績が上がっております。

以上です。

朝岡委員長 松浦子育て福祉課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

母親雇用支援事業委託料のことなんですけれども、葛城市において、母親が子どものそばで短時間でも働ける就労拠点を構築することで、子育てを行う財政的な基盤を整え、出生率の向上を図るため、葛城市母親労働拠点創出事業業務委託の契約方法を公募型プロポーザル方式で行いました。2社の応募がありましたが、1社は辞退されました。予算額といたしまして3,198万1,000円、契約金額は3,196万円です。事業実績につきましては、平成29年7月現在の実績といたしまして、雇用人数は、スーパーバイザー3名、オペレーター14名、キッ

ズ保育士が5名となっております。

毎月平均勤務時間は、スーパーバイザー及びオペレーターは1日3時間半程度、10日程度の勤務です。保育士は1日3時間程度で9日間、26.4時間の勤務となっております。

以上です。

朝岡委員長 西川健康増進課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

地方創生推進交付金事業委託料の中の健康支援事業運営委託料でございます。これにつきましては、買い物支援事業と同時に実施しております。先ほども説明がありましたように、ゆうあいステーション、寺口、忍海の3カ所で実施しております。内容につきましては、健康支援における定期的な血圧測定、活動量計を用いた歩数計算、歩数による歩行カロリー計算など、登録者自身の健康状態の把握につなげ、また運動不足の改善や意識的に運動することの認識を持つようにしたものでございます。

実績としましては、利用者数延べ5,775人、開館日数による1日の利用者数が、3カ所で20.3人となっております。事業状況でございますけれども、従来100%補助であったものが、平成28年度より国の補助が2分の1となり、市の持ち出しが発生することとなります。また、買い物支援事業の利用者が少なく、かわって新しい事業の構築となると、買い物支援事業が中止となった場合、おたがいさまサポートとしての人件費、これを2つで分け合っていた分が健康支援だけの人件費となるために、大幅な予算額増が必要と考えられます。

こういったことで、事業としては国の実証実験で利用者の運動、ウォーキングの必要性、自己管理の認識を高めることとなったと考えられますけれども、補助金の減少がより以上の登録者、利用者の増加が見込みにくく、費用対効果を考えれば今後の継続は難しいということで、平成29年度は中止としております。

これに対して新たな事業、代替事業として平成29年度、費用対効果を考えまして、ほとんど費用のかからない事業を実施しております。例えば、特定健康診査実施者に対して、年12回実施していただきました健康運動指導士による運動教室やホームトレーニングメニューでございますけれども、この講習会を一般の方にも対象を広げ、また定期的に体組成など検査を実施しております。

実際、平成28年度186人であったものが、平成29年9月現在で205人という実績になっております。また、現在年1回、健康推進委員さんが実施していただいておりますウォーキングイベント、これに加えて、新たに月におおむね2、3回ずつ、出発地点を変えて正しく歩こう会を実施していただいております。仲間づくりにもなり、また誘い合ってウォーキングすることにより継続性が保たれるということで、月3回の11カ月、約33回実施をしていただいているところでございます。

また、ほかにも各大字へ赴いて、保健師が健康相談を実施するというのも実施を考えております。以上について、費用対効果も考えて、平成29年度よりこういった新しい事業も構築しております。

以上でございます。

朝岡委員長 板橋情報推進課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋と申します。よろしく申し上げます。

私の方から、情報特派員の養成事業委託料について説明させていただきます。情報特派員といいますのは、「かつらぎ・てれび」の番組の制作をしていただいているボランティアスタッフのことで、そちらの方々に対しまして、番組の撮影でありましたり、編集あるいは配信作業、それから機器のメンテナンス等をお願いするというのがこの委託事業でございます。

契約につきましては、当初、機器を導入した業者さんがやはり機器の使用が一番たけてるという理由から、1社随契ということでさせていただいております。

以上です。

朝岡委員長 岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部、岸本でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、地方創生加速化交付金のすもう葛城プロモーション事業についてご説明申し上げます。この事業につきましては、移住促進につなげるためのプロモーション映像の作成と、近鉄阿部野橋駅におけますデジタルサイネージ、またADトレインによるPRということになっております。観光プロモーションの映像につきましては、本編10分30秒程度のもと、短編2分40秒程度のものを2本作成しております。こちらは市のホームページで今、公開をしております。

契約につきましては、公募型プロポーザルで行いまして、4社参加のもと行わせていただいております。

次に、ADトレインとデジタルサイネージでございます。ADトレインにつきましては、1編成4車両の中づりやドア横等の集中広告を行うものでございまして、期間は1回当たり1週間となっております。平成28年9月15日から9月21日と、平成29年2月7日から2月13日の期間で実施しております。デジタルサイネージにつきましても1週間ございまして、平成28年9月12日から9月18日と、平成29年2月6日から2月12日の期間で実施しております。こちらにつきましては、モニターの方に映像が15秒単位で展開するものでございます。また、この期間にあべのハルカスのイベントスペースにおきましてキャンペーンを実施しております。9月17日と2月12日にそれぞれ実施してございまして、9月につきましては2,000人程度、2月につきましては800人から900人程度の集客があったと見込んでおります。

委託につきましては、近鉄のものでございますので、アド近鉄との契約とさせていただきます。随意契約になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白澤生涯学習課長。

白澤生涯学習課長 生涯学習課長の白澤です。よろしくお願ひいたします。

私からは、アートFAIR実行委員会助成金について説明させていただきます。決算額は763万4,091円ということで、主な事業費の内容といたしまして、印刷費、それから警備費、展示業務委託料の方になっております。こちらはアートFAIR実行委員会というものを立ち上げさせていただきまして、そちらの方で運営を行っております。アートFAIRの方は、

葛城市を聞いたことがない、どこにあるかわからない、行ったことがないなどの声が多く、知名度が低いという認識から、全国に葛城市をPRしていくことを目的に、一昨年、平成27年度より葛城発信アートFAIRを開催しております。

募集作品は、自由テーマとともに葛城を題材とした作品を募集することで、応募者にまず葛城市を知っていただき、葛城市のよさ、美しさやアートを通じて表現していただく。また、観覧される方には、その作品から葛城市を感じ取っていただくということをコンセプトに、市内在住の画家や芸術家、市内学校や大阪芸術大学の協力をお願いし、実行委員会を組織し、実行委員会主催により今年で3回目を迎える事業となっております。

平成27年度におきまして、出展数は229点。昨年度は応募総数238点でございまして、微増ではありますが、9点の増となりました。また、観覧者数におきましては、平成27年度は7日間で1万2,862名、平成28年度におきましては、5日間で1万107名、1日当たりに換算しますと、1回目より2回目、184人の増となっております。

出展数、観覧者数ともに前年度を上回り、募集作品も北は北海道、南は熊本まで作品が集まっております、事業自体の知名度も上がってきています。

以上です。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの個別事業の報告が一通りございましたけれども、これらの事業につきましては、先ほど川村副委員長に対する答弁でも申し上げましたとおり、市政検討委員会におきまして全体的に事業評価をしていただきまして、それぞれ継続、一部改善、抜本的改善、廃止、終了、目的を達成したため終了というようなカテゴリーに分けて、それぞれ評価をさせていただいて、先ほど報告にありましたとおりの平成29年度以降の事業の執行というものを進めている次第でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ詳細に説明していただきました。自治振興費のポンプの関係です。今の答弁では、地元から書類でいただいておりますということです。こんな大きな補助金を地元に出しながら、適正に使われてるかどうかということをきちっと検証する必要がある。最初の項の自治振興費補助金はそれぞれ各補助金ごとに検証を行いながらやってきた。誰とは言いませんが、地元の方からそれぞれ報告をするのは、非常に手間がかかるので一本にしてくださいと言われてたので一本化して、一括にて補助金を交付している。今、地元の区長さんがそれぞれどれだけの理解をしておられるのか。今の現実として、市役所から補助金をもらっているというぐらゐの理解しかしてないのと違うのか。せやから今、岸本理事が答弁されたポンプの補助金も、環境委員の補助金も全て税金です。しかし、実際にどんな使い方をしてるのかということの検証も1つもできてない。私はポンプを例にあげて言いました。どこの大字とは言いません。市は自主防衛の重要さを言われているが、ポンプはあるけどほこりをかぶってる。もし火災でも起きたときに、そのポンプが動くのか動かないのか。最低1カ月に一遍はエンジ

ンをかけないと、機械のことですのでいざというときに使われない。そういうようなこともやっぱりきちっと把握をしてもらいたい。私は細かいことばかり言うかも知りませんが、担当者となったら、地元へ補助金を出して、本当にどんな形で使ってもらってるのか。地元の人がどれだけ有意義に使ってくれているのかということもきちっと検証してもらいたい。

それと、自治振興費だけではありません。団体補助についても、本当に団体補助として目的どおり使われてるのか、使われてないのか。監査はやってるはずですが。その監査の内容がどうなってるのか。例えば、一部の団体の中で、補助金ですので全部いただきます。例えば年間100万円いただきました。10万円残りました。ためていってます。年間もらう補助金は100万円であるけども、トータルは300万円。補助金を貯めている団体もある。そんなことを1つも検証されてない。例えば、公園まつりに150万円。これも一時はためたこともあった。例えば50万円を貯めているとすれば、100万円にカットしますよ。そういう予算査定をやってきた。今は全然そんな査定はされていない。毎年同じ補助金を交付している。それで本当に葛城市の財政がいけるのかどうかということを私は検証してもらい。何遍も言うように、財政が苦しくなってきたら、団体の補助もカットさせてほしいとお願いする時期がもう目の前に来てる。そうなってきたら、大字に自治振興費補助金を一括交付しているがまずこれをカットさせてもらいたいという時期がもう来る。来てからでは遅い。ですから、私はこんな嫌われることばかり言ってる。本当に真剣に考えてほしいということをお願いしたい。

それと、今、地方創生にかかわって、本当に詳細に答弁いただきました。私が何を言いたいかといたら、皆、公募型プロポーザルをやってます。しかし、この事業の中で、余りにも入札率が高過ぎる。大半が全て90%を超えて、99%、97%。何ぼ公募型でもこんな落札率はない。それと、皆ほとんど1社。たまに4社、2社来た。ところが、競争性が全然できてない。何で2社来て99%になるのか。その入札の仕方、例えば、公募型は期間が短い。通常1カ月かかる。それが2週間しかできへんとか、何らかのことがあるからやってる。それと、業者名を全然聞いてない。それぞれもう一遍、業者名を教えてほしい。

それと、大半が、全てとは言わんけども、国の補助金をいただきながら、業者の実験的な事業が多いのと違うかということも指摘していきたい。ですから、平成29年度はこういうふうに変えますとか、今までは補助金をもらっていたが、補助金もつかないので事業を変えていきますとかいう発言もありました。この事業をやってもらうのはありがたい。しかし、補助金がついてるときはいいけども、補助金がつかなくなったときに、行政としてこの事業を続けていけるのか、いけないのかということが一番大事なことです。例えば、買い物支援事業が実施されている。ところが、全部100%市単独になってきたら、これだけの大きな金額、何千万円という金額を投資していかなければならない。その中で、市民3万7,000人全体から見て、何人が利用されるのか。しかし、障がいを持っておられる方は全体から見て100人であっても、支援するものは支援しなければなりません。それはわかります。せやけど、そういうことをしっかり考えた中で事業の計画をしてもらいたい。当初、地方創生と名を打って100%補助できた。ところが、もう今既に50%になってる。地方創生加速化交付金、これは

100%繰越しになっている。例えば、平成29年度は補助金がつくのか。もしついたらとしても2分の1になる。この事業をやってもらったら半分を市町村が持たなあかん。国や県と違う。国は金を捨てるほど持ってる。市町村はそんなにない。それもしっかりみんな考えていかんと、同じ公務員でも国の官僚の考え方は違う。金はどんどん降ってくるというのが国の官僚の考え方や。市町村はそんなに違う。汗水垂らして節約をしてやっていくというのが地方の職員や。それだけの大きな違いがある。ですから、全てについていろんな形で細かいことばっかり言って悪いですけども、本当に検証してもらいたいというふうに思います。ですから、業者名と今後どういうふうな形になっていくのか。答弁をもとめておきます。どれだけの成果が上がってるということについては答弁は結構です。

朝岡委員長 それぞれの担当課、答弁願います。

岸本理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部、岸本でございます。

すもう葛城観光プロモーションのPR映像作成のプロポーザル参加業者につきましては、奈良テレビ放送、株式会社国連社、凸版印刷株式会社、ジャパンインターナショナル総研となっております。

契約者につきましては、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所ということになっております。

それと、もう1点、委員ご指摘のポンプ並びに環境委員の確認といいますが、実績をちゃんと検証しているのかということについてでございます。この件につきましては、関連の課とも確認し、また区長さんの方から申請が上がってきたときに確認していくようにしてまいりたいと思っております。

朝岡委員長 東課長。

東 社会福祉課長 ボランティアセンターの委託についてでございます。これは、葛城市の社会福祉協議会への委託でございました。これにつきましては平成28年度のみでございまして、平成29年度予算からは社協の努力ということで予算は計上しておらないということでございます。以上でございます。

朝岡委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

買い物支援事業運営委託料について回答します。契約先は凸版印刷株式会社です。予算でございますが、本年度は買い物支援の方は予算を組んでおりません。しかしながら、平成29年度以降につきましては、実証実験のデータをもとに、コープの移動販売について協定を締結しております。現在7カ所、移動販売で販売に当たっておりまして、これが買い物支援にかわる代替手段となっております。また、買い物支援で行っております車ですが、11月には新型車両、特に要望の多かった冷凍食品に対応した車両を導入して、事業拡大につきまして、車の配車先等につきまして、地域包括支援センター職員とならコープさんとの間で打ち合わせを現在やっておるところでございます。

予算につきましては、予算化はしておりません。職員が対応に当たってるという状況でござ

ざいます。

次に、介護バウチャー策定実証事業委託料でございます。これにつきましても、契約先は凸版印刷株式会社でございます。代替手段としまして、先ほどもご回答させてもらったかと思うのですが、生活応援サポーターさんを養成していくという形で予算計上しておりますが、もともとの調査、分析というのが目的でしたので、その予算につきましては一旦もう全てなくなっておる状況でございます。代替手段としての予算としましては、合計47万1,000円を計上いたしております。内訳としまして、サポーター養成に16万円、ボランティアポイントのための費用として25万円、そして役務費の中で郵送料7,000円とボランティア保険5万4,000円を計上しております。

以上です。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

それでは、業者名等を申します。まず、けはや座お笑い道場でございます。こちらの方が業者の企画提出期限ですけれども、5月18日から6月3日までの間をとっております。業者は株式会社吉本クリエイティブエージェンシーでございます。

それから、相撲観光創造事業でございます。こちらの方が、公告が12月7日、企画書提出が12月20日となっております。契約先は株式会社JTB西日本奈良支店でございます。

海外プロモーションは、先ほども言いましたように随意契約で、一般財団法人の奈良県美術アートビューローでございます。

それから、相撲観光案内アプリケーション制作事業でございます。こちらの方が、公告12月22日から企画書提出が1月12日となっております。契約先は凸版印刷株式会社関西情報コミュニケーション事業部でございます。

葛城市と御所市の共同観光物産展の事業でございます。こちらの方が、随意契約でアド近鉄の方が契約先となっております。

同じく、観光情報誌の制作でございます。こちらの方が、公告が12月12日、企画書提出が12月21日となっております。契約相手は株式会社JTB西日本奈良支店でございます。

それから、同じく共同事業で、観光促進宿泊型のモニターツアーの事業でございます。こちらの方が、12月19日公告の12月28日に参加表明していただいて、企画書の提出も同日となっております。こちらの方が株式会社サンキュー観光となっております。

それから、それぞれの事業の成果でございます。お笑い道場でございますけれども、年間10回開催させていただきました。来場者数は722名となっております。この成果を受けて、あとアンケートとかもとおるんですけども、この事業を何で知ったかということで、結構情報誌で知ったという方が多いということになっております。来場者の73%が市外から来られたというふうになっております。

それから、先ほども言ったように722名来場しましたけれども、一概には言えませんが、相撲館の1年間来館者数ですけど、221人の増ということになっております。722人来てるねんから、それ以上というのが成果やと思うんですけども、ここから見ると、これを目的に来

たというものも少なかったかなということが言えるかと。こちらの方は平成29年度以降事業はしません。廃止となっております。

海外プロモーション事業でございます。こちらの方は3月16日から21日、フランスの方に職員が2名行きました、相撲葛城市をPRしてまいりました。それから、成果といたしましては、結構フランスというのは日本の歴史に物すごく興味を持っておられて、やはり質の高い観光を望むという声がありました。それから、相撲に対しての興味等もございまして、現地でエージェントであったJCBのフランスの担当者が後日、當麻寺の方を視察に来られたということもございました。

それから、相撲観光創造事業、フィールドワークのサミットでございます。こちらに関しましては、まずフィールドワークとして桜井市から香芝市、葛城市の相撲の発祥の地である、そういうスポットを回っていただいて、いろいろ意見を集約させていただきました。その後、サミットをさせていただいて、その意見を披露するという形で進めさせていただきました。その意見の中には、やはり駐車場がない、道が細いという面、指摘がございました。それとトイレの面、ちょっと不便であるというお話もございました。それから、相撲館だけ、葛城市だけという単品では観光には適さないであろうと。やはり3市共同で面的な観光が必要ではないかというような結果が出ております。

それから、相撲観光の案内アプリケーション制作事業でございます。こちらの方はタブレットを導入しまして、館内の所蔵品とかを説明するアプリを開発させていただきました。こちらは日本語以外に5言語入っております、外国人の方も使っていただくということが可能でございます。こちらに関しましては、これを機に所蔵品の整理がちゃんとカテゴリー別にできたという面と、やはり結構相撲というのは複雑なもので、それをいろいろ所作とかを説明するには適したものであるということが言えたと思います。こちらの方が、導入が年度末ぎりぎりだったので、平成28年4月はゼロ人ですけども、5月からは4人、6月から17人、7月から37人と利用者がふえております。相撲館の方でも進んで使っていただくようには指導しておるところでございます。

葛城市と御所市の共同事業でございます。まずは物産展でございます。こちらに関しましては、商品の質が高いという近鉄百貨店の方から評価をいただきました。実際に持っていった商品は、ほとんど完売ということになりました。そこから考えますと、まずは観光でこちらに来ていただいて初めて物産というか、商品を見るという形になりますので、やはり観光面で魅力をつけてというのが必要になってくるということになります。

観光情報誌の作成に関しましては、こちらはもともと御所市と葛城市でつくっていただいた情報誌の分で、再度つくるということは、もともとニーズが高かったということもございまして、御所市からも再度つくっていききたいということで、御所市の方からも声がかかりましたので、今回、地方創生の事業として入れさせていただきました。

それから、御所市、葛城市の共同観光促進宿泊型のモニター事業でございます。こちらの方は、三重、愛知、静岡、岐阜の旅行協会の会員がモニターとなっていただきまして、御所市、葛城市を1泊2日で回っていただく。2つのコースを利用させていただきました。こ

ちらでやはりモニターとしていろいろ意見をいただいております。先ほどの桜井市との共同でやりましたツアーとサミット、そちらの方と意見は一致しております、やはり大きなバスでの移動が御所市と葛城市は困難であろうということと、あと宿泊施設が乏しいのではないかと、食事どころが少ないというご意見をいただいております。しかし、単品の観光としては、相撲館、當麻寺、竹内街道というのは結構魅力はあるよねというお話も聞かせていただきました。今やりました全事業は、平成29年度は全部、今回は予算計上はしておりません。それと別に、けはやまつりです。こちらの方は、去年200万円でさせていただいたんですけども、平成29年度に関しましては、国文祭と兼ねて同じ2日間でやることによって金額が下げられるであろうということで、今回、平成29年度は80万円の予算でさせていただくということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

49ページの地方創生推進交付金事業の中の委託料、健康支援事業運営委託料でございますけれども、これにつきましては、先ほども言いましたように、買い物支援事業と同時に行っているおたがいさまサポートハウスでの事業でございます。事業としては、凸版印刷が独自に企画、立案して手がけた委託事業でもあり、随意契約となっております。また、新たな代替事業として、先ほども説明させていただきましたけれども、ウォーキング教室については従来から実施していた分について、一般の方たちにも対象を広げたために、特に費用は追加されておられません。また、月3回実施していただいております健康推進委員さんの楽しく歩こう会でございますけれども、これにつきましても健康推進委員さんが実施していただいておりますので、費用については発生してございません。また、各大字公民館に赴いて栄養や運動などの講座を開くこととなっておりますけれども、これにつきましては、保健師もしくは機器の賃貸など発生するかもわかりません。数万円程度ではございますけれども、これにつきましては、そういった費用が発生する可能性がございます。

以上でございます。

朝岡委員長 松浦課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

先ほどの説明で補足させていただきたいと思っております。委託先は、株式会社ママスクエアでございます。委託料は、平成28年度、昨年度のみで、その後はママスクエアの自主運営となっております。母親の就労等について、先ほども申し上げましたが、雇用面での成果も上がっていると思われまますので、今後、市としては雇用について検証していきたいと思っております。

以上です。

朝岡委員長 白澤課長。

白澤生涯学習課長 生涯学習課長の白澤でございます。

アートFAIR事業につきましてですが、こちらの方は800万円の助成金をいただきまして、実行委員会の方が実際に運営に当たっております。業者の方につきましても、運搬業者、

それからポスター製造とかいろいろそういう業者さんはいてるんですけども、それぞれ美術作品というところで、専門業者という方を利用しているのが昨年まで非常に多かったように思います。

今年度におきましては、昨年までは国の補助で全額補助金が出ておりましたが、今年度は国民文化祭ということで、そちらの分野別フェスティバルということでアートFAIR実行委員会の方を開催することになっているのですが、3分の2の補助金をいただくことになっております。その中で、3分の1は市の単費で出さなくてはいけないということになっておりますので、印刷に関しましても何社かの業者で見積もり合わせをさせてもらって、その中で安い業者を選ぶような形で今年は努力をしております。来年度以降も続けていきたいと思っておりますが、補助金の方が全くなくなってくると思いますので、これからも精査してやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

朝岡委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。よろしく願いします。

私の方からは、49ページの地方創生推進交付金事業費の中の13節委託料、情報特派員養成事業委託料について説明させていただきます。契約相手先は近鉄ケーブルネットワーク株式会社で、平成29年度以降の事業なんですが、市民特派員がやはり行政ではない目線で、市民の目線で情報を発信するというのは非常に有効かと思われまます。今年度につきましては、ネットワークの一部見直しをかけた上で、月額1万円なんですが下がりました。これ以降もまた費用について見直しさせていただいて、継続させていただきたいと思っております。

以上です。

朝岡委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

私からは、岡本委員からいただきました落札率の話と、あとは今後の地方創生関連交付金を使っていくに当たっての方向性の部分についての答弁をさせていただきます。実際、落札率につきましては、市政検討委員会の方にも事業評価をしていただいた中で、高いというのは事実でございます。ただ、その費用の執行自体については、適切に執行したものであるということでございますが、ただ、こうやって落札率が高いということをもって委託事業者との関係というのを疑われるというところはございますので、今後このような交付金の執行に当たっては、ちゃんと競争性を持たせた形の調達というのを、とりまとめの部としては各原課にも周知してまいりたいと考えてございます。

また、今後この交付金を活用した事業というものを庁内で検討していきたいと考えているところがございますが、特に健康支援事業でありますとか買い物支援事業というのは、このたび廃止、終了という形にさせていただいております。これはやはり市の実態でありますとか、予算が執行される年はその交付金を使えばいいんですけども、実際それが終わってから市単独でやっていくといったことになって、そのときに実態と合わないようなことになってしまう。要は費用対効果の観点から、コストがかさみ過ぎて見合わないのではないかと

うような結果になってしまったという例であると思われます。このようなことがございませんよう、最小費用最大効果ということ念頭に、庁内での検討を進めてまいりたいと考えてございませす。

以上でございませす。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 理事者側で大変答弁に時間を使っておりにませす、申しわけございませせん。

このたびの質問も含めて、岡本委員の方からは、市の財政の考え方でありませすとか予算編成のあり方について、大変貴重なご意見を賜っていると認識をしておりにませす。国の交付金につきませすは、もともと地方で必要なものを、本当にしっかりと原因を分析して、課題を分析して、それに対する特効薬といひませすか、最適な方法でどういふふうな取り組みをしていひたらいいのかということを考えるときに、これはなかなか市の単独予算で全てをやっておりにませすとかチャレンジな取り組みもできませせんので、そういった意味では、この交付金というものを有効に使ひながら、ただ、それを無駄にすることなく、執行あるいは検討に当たる職員の方も十分にその効果の検証という観点をしっかりと持ちながら、今後とも取り組んでいひかねばならないといふふうと考えておりにませすところございませす。

交付金の対象期限は決まっておりにませすので、もしよりよいやり方を見つければ、これをまた、ゆくゆくは市の単独事業として、最小の経費でもってその成果を引き継いでいくということをしつかりと予算の、これは要求はしつぱなしで、あとは査定したらいいじやないかということではなくて、まさにこれは市民の皆様にご説明をするとともに、全員ではありませせんが、きょうこの場にも幹部職員が多数集まっておりにませすが、市職員それぞれがしっかりとその効果を得られる方法をちゃんと考えて、連携も図りながら提案をしていく、あるいは執行をしていくということも、これは市職員の方もしっかりとその辺は認識をしながら、職員一丸となって適正な執行に取り組んでまいりたいと考えておりにませす。

来年度以降の予算編成に、今回賜りました意見を十分に踏まえながら、取り組んでまいりたいと思っておりにませす。

以上でございませす。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 長時間答弁していただきました。真面目に答えてくれると思ひけども、本当にもう一度、各大字への一括交付金については、各大字でどんなとこに使ひているかということを検証してもらひたい。今すぐにどうにかしなさいといふのではないけども、やっぱり補助金を出して以上は、きちつと監査もしていく。この姿勢が薄れてしまひている。今まではもつときちつとやってたはずや。それをやってほしひ。

それと、いろいろ地方創生にかかわって、企画部長なり副市長に答弁していただひて本当にありがたかつたと思ひませすけども、今言ってるように、公募型と言ってるけども、今、岩永課長の方から答弁があつたけども、企画提出期限が非常に期間が短い。これが1つの大きな原因であると指摘してきた。とくにママスクエア。それと今言ってる地方創生交付金事業、これは3つとも凸版印刷がとつてる。だから、リコーの社員が来て、凸版印刷の社員が来て

います。会社持ちで社員が1人、2人派遣されています。何でそのようになるのかということはどうわさされている。それでこの事業は凸版印刷や、水道の小水力発電はリコーやといったら、やっぱりなと推測される。それと、さっきも言った落札率が非常に高い。本当の随意契約であれば、もっと交渉すべきや。競争性が出てきて90%、あるいは80%台で落ちる契約が、随意契約で99%、97%。何のための随意契約ということになるわけですので、同じことを何ぼ言ってもあかんけども、何も癒着してるとは言いません。しかし、大半は皆1社で決まっていたような入札の仕方になってる。JTB1つにしてもそうや。サンキュー観光がどこか知らんけど、たまたまだけであって、だから、副市長が言われたように、これを基礎としてこの効果を検証して、今後どうしていくかということが一番大事なことやと思うけども、批判ばかりしていてもあかんけども、今後こういうことのないように、国から来た100%の補助金をもっと有効に使っていく。そういう姿勢になってもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 総務費について、引き続きお尋ねをしてまいりたいと思います。歳出の42ページであります。文書広報費の11節需用費の印刷製本費811万7,000円余りであります。これは、市の広報の発行に係る経費であります。この発行については、当初予算においてこれまでの方針を変えて、凸版印刷のアドバイスによって、職員でやっておれば、やはり退職することもあれば異動もある。そういう不安定な中ではなくて、こういう仕事は業務委託すべきだという形で1,290万円余りの予算を計上し、執行する。こういうことになったわけであります。理由は、その担当職員が異動になれば対応できないということでした。実際、担当者は異動になりました。単なる異動ならまだいいのですが、陸前高田市へ異動になりました。こういうことで逆に戦力ダウンというふうなことになってしまったわけでありますけど。これらについては、やはり方向転換をしていただきまして、従来どおりの職員によって住民に身近な情報、各原課のいろんな仕事ぶりを市民の皆さんにお伝えをし、企画、原稿を書き、レイアウト等々にもかかわってやっていくということになった。そういう経過があるわけではありますが、この辺、予算編成における議論と、実際に決算において方向が全く変わった結果になっておりますので、その点については、やはりきちっと説明責任を果たしておかなくてはならない、こういうふうに思いますので、ぜひご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、51ページであります。1目税務総務費の8節報償費、ふるさと応援寄附報償費、あるいは13節委託料のふるさと応援報酬関係業務委託料139万1,000円余り、歳入にもわたって若干お伺いしておきたい、このように思うわけであります。ふるさと応援寄附金については、政府の中でもいろいろ考え方が変わってきて、返礼品についてやはり一定の割合におさめて、過大なことにならないようにということであったものが、またそれが取り払われるのではないかと、そういうふうな状況にあるわけで、非常に地方自治体としては財政状況が厳しい折、ふるさと応援寄附金というのは貴重な財源になっているところもあるわけですが、まずお伺いしたいのは、平成28年6月定例会の補正予算において、日本郵政に委託を

してインターネットでの広告を上げ、そして返礼品を含めてそちらにお願いをし、市としての事務を大幅に軽減する。そして、ネットでの効果を期待して652万円が措置されたわけがあります。ところが、市長がかわったからかどうかわかりませんが、今年3月に補正6号において470万円減額をして、執行額が140万円余りということになってるんです。これについてもどのようないきさつ、経過において、これは補正予算のときにも一定議論されたというふうに思うわけでありまして、私は所管の委員でありませんでしたので、その審査に加われなかったわけでありまして、実際にどれほどの効果を期待し実施したけれども、補正予算の減額補正のときの内容を少し見てみますと、若干見込み過ぎた、こういうことであつたので、650万円のうち470万円減額。見込み過ぎもいいところです。その辺がどうであつたかということです。では、こういうことによって、本当にふるさと応援寄附金が本市にとってどれほど財政的に貢献をしているのかということで、私は検証されなくてはならないというふうに思います。委員長、歳入に及びますので、その辺はご容赦いただきたい、このように思います。

執行された費用については、ここでこのように書かれていますし、また、入については歳入の寄附金のところで載ってきますけれども、実際に決算資料としてお示しいただいた資料の中で、葛城市にふるさと応援寄附金をいただいた件数が209件、寄附金総額が391万6,000円です。一方、葛城市内の納税者が他の自治体に対してふるさと応援寄附金をした件数が569件、寄附金総額が4,481万7,000円です。市民の皆さんは、他の地方自治体に対してこれだけの寄附金をされているんです。そのことによって、これはただ寄附するわけではないわけで、返礼品もあれば地元の市民税の控除が受けられるというメリットがあるわけです。その市民税の控除額が何ぼになってるか。これを見てみますと、2,006万6,000円、2,000万円を超える税額控除になっているんです。これは特別地方交付税で何%でしょうか、75%ぐらいですか、措置をされるということでもありますけれども、この事態を見ると、本当にふるさと応援寄附金そのものが今、本市にとっては、これは大変な状況だということで、この事態だけを見れば、よしあしは別にして、もっと他の自治体の市民の皆さんから応援してもらうようにしなくてはならない。簡単にいけばそういうことになってしまうんです。しかし、平成28年度の予算執行では本当に方針が定まらず、日本郵政に全業務、宣伝から返礼品の調達から発送までやってもらう、こういうふうにしたけれども、思ったような効果が出ないから見直したのでしょうか、650万円のうち470万円減額をする。方針がころっと変わってしまってるんです。こういうことでは、当然、今私が申しましたような状況は、逆に悪くなるのではないかというふうに思うんです。やっぱりきちっとした計画、方針を持って、いろいろ是非はあるけれども、ある制度については、それはやはり税額控除がふるさと応援寄附金よりもオーバーして、特別地方交付税で予算措置をしてもらわなくてはならないということでは問題があるというふうに思います。その辺、平成28年度の予算執行がどうしてこうなったのか。実態として、入と出のアンバランスをどのように解消するのか、少なくとも近づけないと、お考えになられるのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、3つ目です。最後です。54ページの13節委託料の個人番号カード用証明写真装

置設置業務委託料100万円余りが執行されております。国はマイナンバーという形で、何か市民にとっては非常によいことのように宣伝され、個人番号カードが市民の要望に応じて作成されると、そういう写真を写す機械があるわけで、その委託料がここで出ているわけです。そこでまずお伺いをしておきたいんですけども、現在、マイナンバーカードの発行を受けておられる方は累計で何人おられるか。主な施策の成果に関する報告書では、平成28年度の発行状況は2件ということになっています。手数料として1,600円が書かれておりますが、実際にどのような発行状況になっているのかお伺いしておきたい。また、当然、鳴り物入りで市民の皆さんにとって大変便利な、どこでも住民票やその他の印鑑証明等がとれるんだと、こういう啓発、宣伝をしてきたわけでありまして、これらの市民の皆さんへの普及の取り組みはどのようになされてきたかということをお聞きしておきたいと思っております。

朝岡委員長 岸本企画部理事。

岸本企画部理事兼企画政策課長 企画部、岸本でございます。よろしくお願いたします。

白石委員ご質問の、広報紙のDTPを含めての委託の件についてでございます。広報につきましては、長年、そのDTP、デザインやデータの作成に至るまで職員が行ってまいりました。それで、平成28年度につきましては、この部分を含めた委託ということになりまして、金額的にも長年600万円が推移していたところが800万円台になったところでございます。

職員につきましては、それぞれ専門的な知識も必要になる部分もございまして、今年からまたDTPも含めて全て職員で広報を制作することになりまして、私も初めてこちらの課に来たんですけども、職員はそのデザインも含めてすることについて非常に意欲を今持っております。表紙ひとつについてもいろいろ考えながら、また市長や副市長の意見も聞きながら、真摯に一生懸命、今つくっているところでございます。まだ職員の方もかわって不なれなところもございまして、それなりにやる気を持ってやっておるところでございます。また、そうすることによって職員自体が市内のいろんな状況も見えてくることもございまして、予算の削減にもつながっておるところでもありますし、もう少しこの形で職員の方で頑張ってみたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 仲川税務課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしくお願いたします。

ただいま白石委員から質問のありました、ふるさと応援寄附についてですが、ふるさと応援寄附報償費の平成27年度208万9,049円に対し、平成28年度の執行が86万3,010円、122万6,039円の減額ということについてですが、これは先ほど白石委員も言われたとおり、インターネットによるサービスの業務委託を行ったというところで、こういう金額になっています。その委託ですが、平成28年度9月に日本郵便株式会社の子会社である株式会社郵便局物販サービスと契約いたしました。手数料、ふるさと応援寄附決済手数料18万6,000円、これについては、クレジット決済及びコンビニ決済に係る手数料です。その他委託料のふるさと応援寄附関係業務委託料652万3,000円のうち、3月補正で470万円を減額し、予算額182万3,000円、これはふるさと応援寄附に係る日本郵便ウェブサイトでの寄附受け付け、返礼に

係る返礼品調達、選定、発送、生産者の調整、寄附者からの問い合わせ等の業務委託ですが、平成28年9月20日、ふるさと納税寄附受付サイト利用契約を行い、12月22日には利用契約解除の申し出、平成29年3月31日付をもって契約を解除しています。

利用期間中の支払いは、手数料3万2,430円、業務委託料139万1,480円となりました。現在、平成29年度はもとの状態に戻し、市役所ホームページ等でのPR、郵送、ファクス、電子メールにて寄附受け付けを行い、寄附金納入、返礼品の調達、発送、業者との連絡調整を全て税務課の職員が行っています。

平成28年度、寄附金の209件のうち、市が受け付けを行った件数は71件です。残る138件はインターネットサービスの業務委託先での受け付けです。インターネットを利用した寄附金受け付けは、寄附者にとっては大変気軽に利用できていたのが現状だと思います。今後はふるさと応援寄附PR活動や受け付けに利用者の興味を引くような工夫を行っていかねばいけないと思っています。

それから、先ほどおっしゃっていただいた、ふるさと納税の市外の方が、葛城市にふるさと応援寄附をしていただいた件数は209件で、前年度と比べますと58件少なくなりました。また、寄附金総額で見ると391万5,618円で、前年度と比べますと84万6,483円の減額となっています。

それと反対に、葛城市から他の自治体に寄附をされた件数は、前年度111件に対し、平成28年度は324件で213件ふえ、寄附金総額で比較すると、前年度513万3,000円に対して、平成28年度は2,572万2,000円で2,058万9,000円増加しています。これを住民税の控除額において計算すると平成28年度は1,133万3,000円となり、前年度203万8,000円と比べますと929万5,000円増加しているということになります。増加しているということは、本来、葛城市に納めていただく住民税がそれだけ減っているという状況です。

参考までに申し上げますと、先ほどおっしゃっていただいたとおり、平成29年度は更に他の自治体に579件寄附され、寄附金総額は7,834万7,219円。これに伴います住民税の控除額は約2,600万円になる見込みというところで計算しております。

以上です。

朝岡委員長 吉川市民窓口課長。

吉川市民窓口課長 市民窓口課の吉川でございます。

白石委員の質問のマイナンバーカードの交付の状況でございます。葛城市での交付状況は、本年8月末現在で2,888件、人口割にして7.76%でございます。申請件数でございますけれども、申請件数は3,539件で9.51%ということになっております。全国の状況でございますけれども、総務省が公表しておりますのは5月15日現在でございますが、全国の交付率は9%、市におきましては8.7%、奈良県では10.5%、その時点での葛城市では7.4%でございました。

今年度の交付状況でございますけれども、4月から8月まで254件交付してございまして、毎月約50件ずつ交付しているような状況でございまして、先ほどコンビニ交付のときでも申し上げましたけれども、なかなか全国的にも普及が進んでないという状況の中で、先ほどのコンビニ交付とか利用範囲が今後広がっていくということがございますので、それに伴って、ま

た交付枚数も比例してふえていくのではないかというふうに思っております。国の方も当初の計画どおりにはなかなか動いておりませんで、平成28年度予算は丸々繰り越しているような状況でございますので、国も今後、交付の促進に向けていろいろな施策をとっていくのではないかというふうに考えております。

葛城市においても問い合わせ等いろいろありますので、徐々にコンビニ交付とかそういう面で利用価値が進んでいって、便利になりますよというのもお知らせしながら、枚数がふえていくように頑張っていきたいと思っております。

成果報告書の方で2件というふうにおっしゃった部分につきましては、これは個人番号カードの再交付による手数料の件数でございますので、平成28年度中に2件再交付したという数字でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長から詳細にご説明をいただきました。広報かつらぎの発行については、確かに民間企業は企業なりにすぐれた実績なり能力があるわけで、それらを活用して葛城市の事務事業を合理化、効率化していくということは、これは当然あり得ることだというふうに思います。しかし、私は、岸本理事の答弁で、取材の中で市民の暮らしぶりとかいろんな取り組みとか、そういうものを歩いて肌身に感じて記事を書き、写真を撮って、それを広報にしていく作業というのは、単に広報をつくるというだけではなくて、やはり市民と役所の距離をうんと短くし、そのことが本当に市民に開かれたまちづくりにつながっていくというふうに思います。毎月1回広報を発行するということは、本当に大変なことだというふうに思います。民間事業者の発想からすれば、DTPを委託するという考えは、これはこれで利があるんだというふうには思いますけれども、やはり地方自治体の仕事、役割というのは、単なる効率化を主の目的ではなくて、住民のための仕事をやっていくということが一番の値打ちであります。その上で事務を効率化していく、より経費を節減していく、そういう努力がされるべきだというふうに思います。私は、このことについては大いに歓迎をしておきたい。しかし、行政としてそういう大きな方向転換をし、また改めてもとに戻すということになったことについては、きちっといろいろな経過をしっかりと把握し、どうしてそうなったか、どうしてまたそれをもとに戻そうと考えたか、ぜひしっかりと内部でご議論もしていただいて、岸本理事は、もう少し頑張ると言われていましたけれども、市民のための広報紙なんだという立場で広報紙づくりを頑張っていたいただきたい。意欲を持って取り組んでおられるということに安心をいたしました。よろしく願いをしておきたい、このように思います。

それから、ふるさと応援寄附金です。現状、皆さんと同じ認識に立てたというふうに思います。世間では非常に大きな話題になり、いい面ばかりが強調され、報道をされています。なかなかそういう制度を利用して収入の増加を図るということは、本当に小さな地方都市にとっては大変なことだというふうに私は思いますし、そのようにやはり国や県もご認識をしていただきたいと思っております。しかし制度としてあるわけで、これは全ての国民を対象にこういう応援寄附金というのできるわけで、そうであるならば、流れに流されてしまったらだ

めですけども、しっかりと軸を持ちながらも、こういう制度が市民にとってマイナスにならないように頑張ってもらわないかと思うんです。市長、これは難しいかと上を向いていますけども、それは難しいと思います。しかし、現状は確かに特別地方交付税で一定の補てんをしていただけるということでもありますので、75%にしても500万円ぐらいは持ち出しになってしまうということなんです。最後に、その辺の取り組む、こんな仕事に流されてしまっただけは困るんですけども、ご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

マイナンバーカードの件についてであります。現在の発行状況は2,888件で7.7%ということでもあります。毎年、多額な負担金が支出をされ、またシステムの更新委託料がふえて、今のところ葛城市にとっては財政的な負担になってきている。市民が本当にマイナンバーカードということで利用され、50%を超え、60%、70%になってくるといふことになれば、まさに費用対効果が出てくるといふふうに思います。しかし、残念ながら、この制度そのものは個人を識別するというか、そういう法律ですから、もともとはそこが目的なので、そういう目的の中で市民の皆さんの利便性を図っていくと。それが図れば普及もしていくということになると思うんですけども。この点、どんどん進めると私の立場からはなかなか言いにくいわけでありましてけれども、セキュリティの問題もあり、これは大変ですけども、費用対効果ということからしたら、今は全国的に見て惨たんたる状況であると言わざるを得ないということです。この点は別にご所見、ご説明は要らないというふうに思います。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 全国的に魅力のある返礼品を用意できる特定の特産物を持っている自治体と、そうでない自治体において、いろいろ差があるわけがございます。また、特産品につきましても、そのコストと、それから実際に寄附をいただく額の収支のバランスを見ると、必ずしも多くの寄附を集めているところについても、その分の収入があるかどうかというのは、これもまたそれぞれによって状況がさまざまだと思います。そういったことも踏まえながら、本市にとって、この部分でしっかりと寄附を上げていく方向がいいのか、あるいは、そもそもこの制度はこの制度として国の方で更なるいろんなルール、制限をおかけになるのか、あるいは廃止になるのかということを見守りながら、本市においてはほかの部分でしっかりと収入の確保、あるいは支出の削減を図っていくのがよいかということにつきましては、引き続きいろいろと研究しながら、本市にとって本当にいい方向について検討してまいりたいと考えております。

あと、少し確認が要りますが、交付税に関しましては、多分、特別交付税の方ではなくて、もともとの普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額と基準財政需要額の差額が最終的に交付されるという構造の中で、収入におきましては標準税収入の75%をまずは収入として確保すると。標準税収入額といいますのは実収入ではございませんで、あくまで標準税としての収入額ですが、この先多少確認が必要ですので不正確なことを申し上げられませんが、もしこの中で、控除額の方は当然入ってきませんから、そうすると入ってこない部分の75%が収入額の順に少ない、少なく入ってきたという収入としてはカウントをされて、それと需要額との差額ということであれば、最終的には普通交付税の方で、委員お述べの部分75%

分は反映されているということになるかと思いますが、このことにつきましては、今手元で確認ができませんので不正確なことは答えられませんので、少し確認をさせていただきたいと存じます。いずれにしましても、財政運営においてこのことも意識をしながら、総合的に葛城市にとって何が一番よいのかということをしかりと判断をしながら、今後の予算編成に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 副市長の方から、ふるさと応援寄附金についてはご所見をいただいたということであり、今年3月の補正予算において、470万円ほどの減額補正をされたということは、その内容について改めて課長の方からご答弁をいただきましたけれども、やはり今後、ふるさと応援寄附金に対する取り組みについて、方針転換というか、新たな取り組みをしていくと。これは非常に国との関係がありますので、葛城市がどうのこうの言っても変わるわけではありませぬけれども、そこは方向性としては、葛城市という現状ではベターではないのかというふうに思います。

国は一定の財源措置を普通交付税において実施をされているということでもあります。この点は、それはそれとしても、国も地方自治体もこの制度そのものをしっかりと考えていかなければならないということのあらわれではないのかなというふうに思います。また、この点についてしっかりとしたご所見が聞けるように、大いに議論をして方向性を決めていただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、引き続き、3款、4款の質疑に入りたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時42分

再 開 午後5時00分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、ただいまから3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、3款、4款の説明をさせていただきます。決算書の59ページをお開きください。3款民生費につきましては、全体といたしまして52億2,703万8,237円の支出でございます。また、1億171万3,000円を繰越いたします。

1項1目社会福祉総務費につきましては7億1,145万8,096円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で3億2,884万655円、28節繰出金で1億8,141万3,809円でございます。

2目国民健康保険医療助成費につきましては、1億8,509万76円でございます。主な内容
といたしましては、28節繰出金で1億8,509万76円でございます。

めくっていただきまして、3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては、28節繰出
金で7,681万9,231円でございます。

4目障害者福祉費につきましては7億6,313万1,610円でございます。主なものといたしま
しては、13節委託料で2,533万2,670円、20節扶助費で7億2,739万7,679円でございます。

めくっていただきまして、5目老人福祉費につきましては4億7,774万6,589円ございま
す。主なものといたしましては、13節委託料で549万7,799円、19節負担金補助及び交付金で
2,069万7,100円でございます。めくっていただきまして、20節扶助費では1億323万7,051円、
28節繰出金で3億4,171万6,943円でございます。

6目介護保険料助成費につきましては577万2,750円でございます。主なものといたしまし
ては、28節繰出金で576万6,000円でございます。

7目いきいきセンター管理運営費につきましては3,536万2,803円でございます。主なもの
といたしましては、11節需用費で953万2,578円、13節委託料で289万4,514円でございます。

めくっていただきまして、8目福祉推進費につきましては1億1,337万5,924円ございま
す。主なものといたしましては、11節需用費で379万800円、13節委託料で7,015万2,764円、
19節負担金補助及び交付金で3,717万6,815円でございます。

9目旧老人保健医療事業費につきましては、支出はございません。

10目臨時福祉給付金事業費につきましては2,935万1,437円でございます。主なものといた
しましては、13節委託料で288万9,378円、19節負担金補助及び交付金で2,256万3,000円ご
ざいます。

11目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費につきましては9,994万2,603円ございま
す。めくっていただきまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で9,378
万円でございます。

12目臨時福祉給付金事業費経済対策分につきましては140万7,857円でございます。また、
1億171万3,000円を繰越いたします。

2項1目児童福祉総務費につきましては3億1,476万1,477円でございます。主なものといた
しましては、20節扶助費で2億6,547万3,930円でございます。

めくっていただきまして、2目児童措置費につきましては14億233万6,324円ございま
す。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で2億2,951万1,120円、20節扶助費
で11億7,277万5,020円でございます。

3目保育所費につきましては3億3,351万8,400円でございます。主なものといたしまして
は、7節賃金で7,992万8,268円、11節需用費で3,700万9,796円、めくっていただきまして、
19節負担金補助及び交付金につきましては1,966万2,940円でございます。

4目児童館費につきましては1億1,759万4,730円でございます。主なものといたしまして
は、7節賃金で3,781万5,788円、11節需用費で613万8,683円、13節委託料で1,276万1,925円、
15節工事請負費で4,959万360円でございます。

5目ひとり親家庭等福祉費につきましては2,539万6,112円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費で2,511万8,818円でございます。

6目地域子育て支援センター事業費につきましては1,857万6,011円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、7節賃金で410万1,952円でございます。

7目子ども・若者サポートセンター事業費につきましては9,750万1,904円でございます。主なものといたしましては、7節賃金で1,499万4,460円、15節工事請負費で2,958万2,952円でございます。

8目子育て世帯臨時福祉給付金事業費につきましては、23節償還金利子及び割引料で68万9,000円でございます。

めくっていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費につきましては1,889万965円でございます。

4項1目生活保護総務費につきましては2,955万9,395円でございます。

2目扶助費につきましては3億6,875万4,943円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費で3億3,568万3,046円、23節償還金利子及び割引料で3,307万1,897円でございます。

めくっていただきまして、5項1目災害救助費につきましては、支出はございません。

4款衛生費につきましては、全体といたしまして47億5,256万1,439円でございます。また、2億1,464万円を繰越しいたします。

1項1目保健衛生総務費につきましては1,849万5,716円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で1,335万3,037円でございます。

2目予防費につきましては1億647万8,559円でございます。主なものにつきましては、13節委託料で1億455万3,380円でございます。

めくっていただきまして、3目生活衛生費につきましては49万9,694円でございます。

4目健康づくり推進事業費につきましては2,469万9,637円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で1,738万5,721円でございます。

5目母子保健事業費につきましては3,253万3,689円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で2,249万4,727円でございます。

6目保健施設費につきましては1億1,349万9,989円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費で606万7,754円、13節委託料で504万5,983円、14節使用料及び賃借料で555万3,337円でございます。

7目環境衛生費につきましては7,528万4,368円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で560万6,033円、めくっていただきまして、15節工事請負費で2,517万4,985円、19節負担金補助及び交付金で1,002万6,898円でございます。

8目火葬場費につきましては2,173万1,096円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で1,517万9,390円でございます。

2項1目清掃総務費につきましては8,388万272円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で409万3,264円、めくっていただきまして、14節使用料及び賃借料で683万

611円、19節負担金補助及び交付金で644万1,870円でございます。

2目塵芥処理費につきましては5億6,514万5,638円でございます。主なものといたしましては、7節賃金で2,933万7,190円、8節報償費で1,700万円、11節需用費で6,519万9,659円、13節委託料で3億798万2,806円、15節工事請負費で3,065万400円でございます。

3目し尿処理費につきましては2億3,405万6,195円でございます。めくっていただきまして、主なものにつきましては、7節賃金で879万5,400円、13節委託料で581万7,902円、19節負担金補助及び交付金で1億6,862万6,396円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費につきましては34億7,625万6,586円でございます。また、2億1,464万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で4,989万1,764円、15節工事請負費で34億2,042万1,820円でございます。

以上で3款、4款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明をいただきました3款民生費及び4款衛生費の質疑に入ります。質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、3点質問をさせていただきます。まず、74ページ、民生費の4目児童館費です。成果に関する報告書25ページのところで、児童館費の管理運営費について、各施設ごとの分析をしていただいております。磐城児童館1,677人、延べ学童保育者数でございますけれども、管理運営費が979万9,676円、當麻児童館1,049名の1,014万1,003円、新庄小学校学童保育所2,312名、1,319万9,759円、新庄北小学校学童保育所1,113名、755万8,411円、忍海小学校学童保育997名、793万1,720円。これを見たときに、こういうものを割り算して1人当たりという計算は好ましくないかもわかりませんが、私がざっと見る限り、非常にばらつきがあるなというふうに感じました。それぞれ、取り組み内容についてほぼ同じようなやり方、手法であろうかなと思うんですけども、その辺の差の理由をお聞きさせていただきたいと思います。

それから、85ページ、環境衛生費の13目委託料、環境検査委託料84万521円でございます。いろいろな水質検査などの内容かと思うわけですが、この検査はそれなりの目的があって検査をしていただいて、河川の水質検査であったり、いろいろとそういう環境面での検査であるのかというふうに思われますけれども、これは内部の資料として検査をしているのか、市民の安全・安心を証明といいますか、そういうことを目的にされてるのか、目的と結果の周知方法についてお尋ねをしたいと思います。

それから、3点目、86ページの環境衛生費です。負担金補助及び交付金、再生資源集団回収助成金336万円、私はこれを毎度質問させていただきますけれども、こういう取り組みが、キロ当たり5円の助成をされて672トン、集団回収をしていただいた。これが以前聞いたときも何かあやふやな返事だったんですけども、市がキロ当たり5円を助成することによって、団体の集団回収が市の負担を非常に軽くする、そういうふうな5円の成果といいますか、その辺のところはどうなのかなと。逆に言うと、これをやらなかったら、市が指定日に回収し

なければなりませんので、それとも業者さんに委託して指定場所に自由に置いてくださいと、そういう処理の方法をとるのか、いろいろ手法はあるかと思えますけれども、これの効果をお聞きします。よろしくお願いします。

朝岡委員長 松浦子育て福祉課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。よろしくお願いいたします。

児童館管理運営費についてなんですけれども、まず児童館は、午前中は児童館の一般利用としてお子さんが遊びにくる場、それと子育て支援センターの連携型の集いの広場として、未就園児親子が遊びにくる場として機能しております。午後からは市内各5カ所で学童保育をさせていただいているんですけれども、その中で重きは人件費になるんです。磐城児童館には職員が1名おまして、職員の人件費はここには含まれておりません。當麻児童館は7時間勤務の臨時職員が2名おまして、そのほかの学童保育所では4.5時間の臨時職員が勤務しております。それについて、それぞれ差が生まれているというような状態です。

以上です。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしくお願いします。

ただいまの環境委託料ということで、河川の水質検査、これにかかわるものが22万320円、自動車騒音にかかわるものが51万6,240円、その他突発的な検査が2件で10万3,961円です。まず、河川の水質検査につきましては、市内の11カ所を検査しております。その内容につきましては、川の水質あるいはその地区によってダイオキシン検査もする場合もありまして、11カ所を申しますと、葛下川、東の川、太田川、それから東の川の椿本精工の周辺と、同じくまた、疋田の八川の境界、続きまして岩谷川、熊谷川、初田川、瓦堂池、熊谷川、それから平岡地区等の検査をさせていただいております。

続きまして、自動車騒音です。自動車騒音の委託に関しましては、平成22年の道路交通センサスの結果から、24時間の交通量がおおむね1万台以上の路線をするという内容で、葛城市の場合は、国道24号線、165号線、あるいは165号線のバイパス、166号線、県道御所・香芝の2ポイント、この5路線の6ポイントが該当しておりまして、毎年、各1路線を実施しております。以上が道路騒音に関することです。

水質検査のあと2件につきましては、突発的な所見が発生したときにさせていただいております。

続きまして、再生資源の委託料になりますが、これにつきましては、再生資源回収は基本、子ども会等の地域団体に協力いただいております。回収量並びに助成金は、平成28年度につきましては、67万2,020キロ、336万100円ということになっております。これにつきましては、年々減少という状況が続いております。この減少の原因としましては、少子化の原因による実施団体の変化、情報の電子化による新聞をとらない家庭等々、それに加えて、今年度の減少の中におきましては、子ども会の手伝いがなく、委託業者に収集してもらってる子ども会の助成が対象外になったということになっております。実際この補助金がどれだけ、先ほどのご質問の子ども会なりの実績になっているかというのが、まだはっきり検証はされてな

いのですが、単価的に、例えば1円でその再生資源を買っている業者と比較すれば、先ほど申しましたように5円とかの助成をしてる中において、その部分の増は見込めるというようなところですよ。

以上です。

朝岡委員長 水質検査や道路騒音の調査結果のことを増田委員さんは質問されていますので再度答弁してください。

吉村環境課長 水質検査並びに騒音の結果についてのデータは今持ち合わせませんが、全部基準内という結果にはなっております。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 児童館については、職員がいるところはその人件費が入ってないので、そこで差が生じると。基本的にいろいろと活動していただいている内容については、どこの児童館も同じような内容で運営していただいているというふうに理解をしておきます。一人当りの金額が違ったら地域によって中身が違うというのは、先ほどの岡本委員が言われた白線みたいになってしまいますので、そうやないということを確認させていただきました。

それから、河川の水質検査を、先ほど私が言いましたように、市民の方に水質は安全ですよということをお知らせするために水質検査で証明をしていただいていると、私はそういうふうに理解してるんです。そうであれば、こういう結果については定期的に広報紙なり、情報公開していただいて、今回の検査結果は、基準値をはるかに下回るきれいな水が市内には流れてますと、何かそういうふうな安心・安全証明数値みたいなものであるべきなのかなと思うので、今後そういうことができるのかどうか。騒音についても、基準内ですよと、私も大和高田バイパス近くに住まいをしておりますので、夜ばりばりばりと騒音が鳴るときはごさいますけれども、安心の評価をいただく、そういう検査であるならば、そういうことも1つの方法かなというふうに感じますので、結果を公開できるのかどうか、その辺をもう一度お尋ねします。

それから、再生資源については、私は、5円をもらう方の立場で言ってるのではないのです。これは、5円を税金から支払う値打ちがあるのかどうか。そういう意味なんです。子ども会とかは業者さんに回収した再生資源を持っていかれて、今ですと新聞で7円ぐらいですか。7円とこの5円と足して、最終的には活動成果としてキロ12円の成果が得られる。それでも10人、20人ぐらい寄って活動していただいて、私もある団体の集められた結果を聞くと5,000円から1万円の間ぐらいの活動収入になる。これは日当にもならない、そういう愚痴をこぼされてた参加者もおられましたけども、それにしろ、集落内のそういう資源を活動という1つのみんなで行き届くことに意義がある。そういうことだと思うんですけども、税金を投入する以上、10円であれば、多過ぎる。では、3円やったらどうやねんと。これはやっぱり5円と決めた何か、理由があると思うんですけども、ないならないと、えいやで5円になったと言っていたいただいても結構かと思えますけど、もう一度そのこの5円の根拠をお尋ねしたいと思えます。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしくお願いします。

先ほどの河川の水質検査の情報提供を広報なりというお話がございました。それにつきましては、現状してなかったというのは、安全が保たれてるという意味でしてなかったのですが、今のご指摘がございましたので、こういうのは安全であるというような広報も今後検討していきたいと、そのように思っております。

それから、もう1点の、5円というのが妥当なのかというお話なんですけど、当初、話を聞くところによりますと、先ほど申しましたように、5円よりも価格が低く2円、3円の時代があって、その中において5円を決めたということを知っておりますが、今おっしゃったように、必ず5円が正しいか、10円かというような検証はできてないのが現状です。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 私は水質検査については、安全だということを数字ではなくても、毎年こうやって管内の水質検査もやって、安全ですよ、安心してくださいというふうなことを、安全であればしていただけたらいいのかな。いや、うちの前の川は汚いねんとか、最近は下水も完備しましたのでそういうことはないですけども、そういう心配をされておられる方に、きれいな水が葛城市には流れてますと、こういうPRといいますか、やっていただくことは効果としてはあるのと違うかなと、こういうふうに思います。

それから、集団回収については、私が聞いたかったのは、当初にも説明のときに言いましたけども、そもそもそれをしなかったらどれだけの費用がかかっているのか。それに対して集団回収をしていただけたら、これだけ助かるんだという金額的な試算というのはされておらないのかということを知りたいんです。前の課長も言われました。計算してません。いろいろありますから、評価できません、そういうふうには言われたけど、一遍調べておいてください。協力団体の方々はやりがい、生きがいで、市のためになっていると思われている。それで、集団回収がなくなると市の負担がもっと大きくなるというのであれば、もう少し単価を上げて、集団回収の力を借りる手法をとるとか、いろいろ方法はあると思いますが。どれだけの効果があるか、税金の無駄であるのかないのか、その辺のところをまた次回までにお調べいただくとありがたいと思います。ありがとうございました。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 環境のデータですけども、もう全て情報公開の対象ですので、全てオープンにさせていただきます。ただ、広報の仕方につきましては、また検討させていただきたいという思いでございます。

それと、資源回収の助成事業というのは、単純に経費だけを見た事業ではなかったように理解しております。子ども会等の活動の運営費と、それと、これは固定になっているということは不思議なことなんですけども、相場というのはその年その年によって古紙の単価というのは違いますので、その辺を固定してずっとやってるというのは、それなりの歴史があるのかと思いますけども、委員ご指摘の、そういうような形ではなくて、実際に市が回収したらどれぐらいかかるというような試算は内部の方でもして、またどこかの時点でお伝えできた

らと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、私も86ページ、環境衛生費の、今、増田委員から話のあった再生資源回収の補助金の関係ですけれども、いつも私はお願いしてるわけですが、この回収の実質が毎年トン数が減ってきてる。今いろんな考え方があると思いますが、そもそも集団回収は小学校とかりサイクルを主にスタートしたというふうに私は理解をしてるわけです。この金額については、新聞、古紙の処分には、有料であった時期もあって、2円からスタートして3円になり、5円になりと、今であれば、ある程度の金で売れるようになった。補助金だけを考えたら、3円ぐらいに下げなければと思います。せやけども、これは、お金もお金やけども、一番の目的は、小学校とか幼稚園の子どもにリサイクルを推奨するというのが目的やから、私は余りお金にこだわる必要はないと思います。それでお願いするのは、年々回収量が減ってきてるので、教育委員会が担当するのか、環境課が担当するのか知りませんが、もっと大字とかに当初の目的どおりに、できるだけ年2回を3回にするとかして、子どもにリサイクルをする知識をつけてやってほしい。ただ、収集の関係で行政の方で週1回、ダンボールとか新聞とかを集めてる。こういうことも何ぼか影響してるのかというふうに思いますけれども、そういうふうな努力をしてもらいたいというふうに思いますので、その考え方を示してほしい。

それから、新エネルギー、これも平成25年ぐらいから突如出てきたということですが、当初予算で5万円の100件と見てた予算が、3月補正で400万円に減額になり、また今、最終的に285万円になってきた。ある程度定着してきたというのか、太陽光の金額が安くなって設置されないのかなと思いますが、これは設置される、されないは別にして、やっぱり制度として残していくという考え方で行かれるのか、その辺の考え方を教えてもらいたいというふうに思います。

私は、火葬場のことをいつも聞くわけやけども、一番聞きたいのは使用料。火葬場の炉は1基リースで行きますということで、当初予算で聞いていた。それで、10年リースで当初は469万円の予算を組んであった。ところが、今、3月に補正されて196万円に減額になっている。配電盤の改修か何かで聞いているわけやけど、炉の話がどこへ飛んでいったんやということをお聞きしたいというふうに思います。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしく申し上げます。

前後しますが、まず炉の方から。炉につきましては、炉の改修について、昭和62年4月稼働以来29年経過した1基と配電盤を入れかえるということで、単年支出を抑えるため10年リースという手法をとらせていただいております。実際にリースが行われ始めたのが11月からでございます。当初予算は12カ月分を見てたと思うのですが、それが減額されて5カ月分の賃借料になったという経緯です。

それから、先ほどの新エネルギーシステム設置補助事業、これはおっしゃるとおり平成27

年に比べましても、現状減っていったという状況です。これにつきましては、今すぐこの場で続けるとかいうのは、また検証なりさせていただいて、今後また判断していきたいと考えてます。

それから、もう一つの、リサイクルにつきましても、先ほど委員おっしゃってたように、市の方のクリーンセンター操業に当たりまして、本来でしたら集団回収、子ども会に行く分も、実際、古紙は月2回、古布は月1回というような収集がある中において、年に2回とか、そういうふうな子ども会さんの収集を待てずに出されるというケースも多くはなってくるかと思えます。これにつきましては、今後また多々検証する中において決めていきたいと思えます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の話であれば、新しい炉を設置してあるということはわかるわけやけど、当初予算のときに10年間で利子が600万円かかるという議論をしたと思えます。それで、何で買い取りを検討しなかったのか、もっと交渉したら4,000万円がもっと安くなるんやろうという話をしたけども、結局は、何の検討もしないでリースしたということになるわけですか。だから、節約するべきものは節約しないと、そんな10年間で600万円も金利を払うのなら、コピーのリースやないですけども、買い取ったらいいと思えます。建物を建替えるのでも何でもない。だから、交渉する過程の中で値切れという言葉を使ったらいかんけども、私はやっぱり交渉して買い取るべきやというふうには思いますが、そこらは検討してもらったらいいと思う。

集団回収の実績が減っているのは、市が月2回集めることが大きな原因であると。そういうふうには理解をしているということでもいいわけですか。それであればそれで子ども会の形式も変えていかないと、一番当初のリサイクルをするためにするという目的がもう変わってきてるということやから、その辺は教育委員会ともよく相談をして、どうするのかということを決めないでずるずる行ってしまっって、毎年減ってくるので、もうこんな集団回収をやめるというようなことにならんようにしてもらいたいというふうに思えます。

それから、新エネルギーについては、減ってることも事実やし、先ほど言ったように、これは1つの制度として、利用者が減っていても残していくということになるのであれば、それはそれで構わんと思うわけやけど、炉の問題と資源問題だけ回答してほしいと思えます。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。

先ほどの炉の問題ですが、委員おっしゃるのように、1号炉のとき、そういう背景があったというのは、私の勉強不足で不理解やった点があったと思えます。これにつきましては、今、平成29年度の新年度予算では、2号炉もリースの方向でやらさせていただいているのが現状です。

それから、あと、再生資源の方なんですけど、リサイクルという面で、各小学校とかに環境教育というのは、今現在も不定期ではございますがさせてもらっていると、そういう現状で

ございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問の中に、担当課では返答できない部分があると思います。これからの方針をどうするのかという部分については、やはり担当課、現場だけでは判断ができないということで、検討という返答をさせていただいてるのが実情なんですけども、まず、火葬場の炉の改修に当たりましては、委員がたしかこの議論も、最初からおっしゃってたご意見は理解しております。何でリースにするんやと、買い取ればそれの方が金利もつかへんで安いやないかというご意見やったと思います。まさにそのとおりやと思いますけども、予算編成をしております、現実、やはり財政的に非常に厳しく、単年度で起債を発行して予算組みをするということが非常に難しかったです。それで、今年度も火葬場の予算計上に当たりましては、リース契約で持ってきたわけなんですけども、ここ数年を見ますと、いろんな施設でリース契約という形で予算を計上している。今回、インターネット中継をしておりますが、この議場の、もしくは委員会室のインターネット配信に及ぶ音響等、映像等の設備もリース契約にしております。これは、本来でしたら単年度の処理でやればいいんですけども、予算編成上無理であったというような現状の財政状況でございます。

それと、太陽光等パネル、これはガスの方も入っております。件数は、多分、原課の方は57件のうち、その振り分けができてるのかどうか、今確認はしてないんですけども、基本的にこれは、私は継続すべき事業やと認識をしております。当初、予想より若干少なくなってきたというのは、ある種一定の設備が整ってきたのかなという思いもありますけども、昨今、住宅開発等もありますし、これからまた改修されるおうちもあると思いますので、数字は幾らになるかはわかりませんが、私は継続すべき事業やと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の方からも答弁をいただきました。新エネルギーについては、市長の考え方がそういうことであれば、私は廃止しなさいと言ってるわけでも何でもないわけやから、残すなら残していかれたらいいと思います。

再生資源の件については、よく検討していただいたら結構やと思います。今、市長がおっしゃるように、予算を組む段階でリースという話になってくるけども、考え方はいろいろあると思いますけども、私は、例えばコピー機とかはリースでいいけども、火葬場の炉のような固定的なものについては、市長が言われるように財政がしんどいのはわかるけども、年間4,000万円ぐらいであれば、ほかで節約していったら浮いてくると違うのかなと私は思うから、余りリースはしない方がいいのと違うかなと。リースにすれば余計な金利を払わなあかん。財政的に苦しいのはよくわかりますが、できるだけ頑張って、リースにしないでいけるものについては単体で購入する。10年間の利子を払うのがいいのか、予算を組むときにリースで、何も楽な方に行くではないけども、そこらも検討していただきたい。10年間の利子は、1基600万円、2基で1,200万円、もう1基要ったら1,800万円の利子がかかる。例えば10年間で割ったら年180万円、それは安い金かもわからんけども、トータル的には高い金になっ

てくるので、その辺はよく考えていただきたい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 それでは、質問を若干させていただきます。86ページ、4款衛生費の中で、7目環境衛生費、15節工事請負費の中の2,517万4,985円とありますけど、こちらの詳細の方で、太陽光パネル並びに蓄電池、ペレットストーブの設置となっておりますけど、これのそれぞれの金額、それと、ここで太陽光パネル導入に至っては、売電目的で設置をしているのか、また、自己発電のために設置をしているのか。また、売電目的であれば、何を見越して設備投資をしたのかということをお教えいただきたいと思います。

それと、68ページ、3款民生費、8目福祉推進費の中の14節使用料並びに賃借料というのがございますけど、この中の土地借上料180万円となっております。この3款ないし4款の中で、同じように土地借上料というのがほかにもございまして、84ページの6目保健施設費の中の14節です。こちらの方は509万7,720円、並びに88ページ、衛生費1目清掃総務費の中の14節、こちらも使用料並びに賃借料、こちらは679万4,980円とあります。この3点の賃借料がそれぞれあるわけなんですけど、値段設定の仕方というのは、あるルールに基づいて決めているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それと、3点目、89ページの衛生費の中の2目塵芥処理費の13節委託料、この中の犬・猫死体処理委託料400万4,640円とございますけど、こちらの方の、実際、犬、猫とか小動物の遺体等が道路にあったものを処理していただいているとは思いますが、業者の選定方法並びにここ1年間の実績、管理はどのようにしているのかということの説明をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしくお願いします。

工事請負費についてです。これにつきましては、公共施設再生エネルギー導入事業というのがございます。それで、事業概要につきましては、グリーンニューディール基金事業といひまして、100%補助事業で災害拠点、医療所拠点に再生エネルギー、この場合、太陽光発電、蓄電池、ペレットストーブなどを設置して災害時に備える趣旨の事業です。本市では、耐震構造や医療拠点の施設になる健康福祉センターに設置しました。その内容につきましては、太陽光発電が15キロワット、蓄電池15キロワット、マルチモニター、ペレットストーブ、これが工事の請負金額で、内容につきましては、太陽光発電が一式で60枚つけさせてもらってるのと、蓄電池が3台、ペレットストーブが1台、そのような内容になっております。これにつきましては、実際、健康福祉センターの電気代を賄ってるという形で、この補助金の内容からいいますと、まず売電はできない。それが1点あります。本来、この2月に設置させていただいた実績から電気代を割り出すと、月の電気代、例えば2月分の電気代を今現在、関西電力で支払ってる量の単価を求めて、2月分発電量に換算したら何ぼかというような数字が出ておりますので、それだけ報告させていただきます。2月分に発電量が733.8キロワット。これを電気代2月分の単価で換算しますと1万9,079円。同じく3月分、これにつき

ましては850.2キロワット。電気単価で計算しますと2万2,956円。4月、415キロワット、電気代にしますと1万1,205円。5月、1827.6キロワット、電気代に換算しますと6万2,139円。6月、2119.2キロワット、電気代に換算しますと7万5,053円。7月、2102.8キロワット、それによりまして6万9,393円で、以上で今、約半期で26万円弱の電気代に相当する分がこの発電で賄われたという実績です。

以上です。

朝岡委員長 東社会福祉課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課の東でございます。ただいまの土地賃借料でございます。

この件に関しましては、葛城市の福祉総合ステーションの公園用地として、大字染野から玉ヶ池を賃借している部分であります。前回、賃借期間に関しましては、平成5年11月1日から平成25年10月末日までとされておりまして、賃借料は年額にいたしまして180万円となっております。3年ごとにその額を協議するとなっております、当時の担当者によりまして、木戸池の賃借料と同額にするとの旧當麻町と大字染野との当初の約束があるということでもございました。平成23年度の木戸池の賃借料を建設課の担当者に確認をいたしますと、180万円を計上しているとのことでありましたので、同額の180万円を計上いたしました次第でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 西川健康増進課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの土地賃借料、保健施設費の中の14節使用料及び賃借料の土地借上料でございます。これにつきましては、健康福祉センター北側の駐車場の賃借料で、面積が1,404平米、平成20年10月より30年間の契約としてお借りしております。また、契約内容につきましては、健康福祉センターは乳児相談などがございます。こういったことで最も安全な場所、また便利のいい場所としてお借りしておりますので、そこらにおきまして契約がなされたものということでお聞きしております。

以上です。

朝岡委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの土地の借上料でございますが、今のクリーンセンターの中に當麻天神講というのがございまして、その分が4万円。それと、當麻クリーンセンターの仮事務所として使用してございました関西電力、疋田の変電所に隣接する仮事務所の分が675万4,980円、合計679万4,980円になっております。これの土地借り上げの根拠等ですけども、天神講につきましては、これもずっと以前から4万円ということで、昨年度も同じ関西電力の用地についても同じ金額ということで、借上料の決定については詳しい詳細はつかんでおりません。

以上です。

朝岡委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 それと、犬、猫の処理委託でございますが、MTTという会社に委託をしております、平成28年度につきましては、1週間のうちの夜間と休日に宿直等に連絡が入った場合に、MTTに依頼をお願いします。その際に、一応連絡された方の名前と連絡先は確認しながら委託をするところでございます。その内訳でございますが、新庄につきましては238万1,400円、頭数につきましては120匹。當麻につきましては162万3,240円、頭数につきましては82匹。実際に委託をした、処理をしていただいた頭数につきましては202頭。それとは別に、連絡をして現場には行ったんですけども、現場にはものがなかったというのが、新庄5回、當麻が3回で計8回。総合計をしますと210回というふうな形になっております。その内訳につきましては、犬が13匹、猫153匹、狸19匹、その他が17匹でございます。

業者選定につきましては、MTTという会社1社で随契をさせていただいております。

以上です。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 太陽光の導入に至ってというのは、補助100%で行っている事業ということでよろしいでしょうか。値段がかかっている割に、そんなに費用対効果があるのかなと思ったんですけど。補助100%で市単独費のお金がかかってないのであればいいのかなと理解しておきます。

それと、借上料なんですけど、3つの場所によってそれぞれ値段が違うと思うんですけど、健康福祉センターの駐車場の509万円に関しては30年間、結構長い期間の借り上げになるとは思うんですけど、さっきのリースか、また買うのかということで、長期であれば、私は借り上げるよりも購入した方がいいのではないのかなとは思いますが、その辺も踏まえて、市民の税金ですので、買った方がいいのか、またずっと借り上げていくのかということも1つ考えていただくことがいいのではないかなと思っております。

それと、犬・猫死体処理委託料、MTTさんでしょうか。こちら、夜間と、あとは休日の委託をしているというところなんですけど、年間で210回ですか。202頭の死体があったということなんですけど、平日月曜日から金曜日まで、これは多分クリーンセンターの方が死体の引き上げに行っていると思うんですけど、ちなみに、平日月曜日から金曜日、去年どれぐらいあったのかというのを教えていただけたらと思っております。

朝岡委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。

この賃借契約につきましては、契約上30年ということになっております。また、買い上げか借り上げかということでございますけれども、地主さんとの関係もございます。どうしても買えない場合もございますので、賃借契約にさせていただいているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 クリーンセンターが直営で処理した件数ということでございますが、昨年度までその記録はつけておりませんでした。ちなみにですけども、今年

度に入りまして、5月以降から直営で行った分も一応記録はつけさせていただいております。それを報告させていただきますと、MTTに委託した件数が77件、直営で処理した分が72件と、8月末現在でそういうような頭数になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 借り上げか買うかということに関しては、もちろん地主等があると思うので、その辺は理解することができました。MTTさんなんですけど、去年の実績、クリーンセンターのものは全く記録がないということに関しては、私は管理体制に問題があるのかなと思うので、今後その辺の部分をしっかり管理していただいて、1円でも市民の税金でございますので、今後このようなことのないことを守っていただいて、しっかり管理していただきたいと思っております。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 私からは2問、3款民生費と4款衛生費について、それぞれ1問ずつ質問させていただきます。子ども・子育て支援ということで、こども・若者サポートセンターも含めまして、それぞれ保育所、児童館、そして地域子育て支援センター事業費、その範囲と、それから、こども・若者サポートセンター事業です。この4つの全般に係る人件費のことについてお伺いをしたいと思います。私も子育ての中での保育士、またはそのこのアルバイト職員のことについては、かねてより質問をさせていただいているところでございますが、この4つの分野がある中で、前回の決算から平成28年の決算にかけて雇用の形もいろいろと工夫をさせていただいているところでございますので、それぞれの部署でそこに携わっていただく保育士さん、また職員さんも含めまして、どういった増員を図っていただいているのか。また、どこか雇用の仕方が変わっているかという、そのあたりの内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は、4款衛生費のことでございますが、衛生費の中のし尿処理費、また戻っていただいて、塵芥処理費は8節報償費という項目についての考え方、そしてそれぞれし尿処理費、塵芥処理費の報償費の内訳と内容、そして報償費を決めるに当たっての考え方についてお伺いをしたいと思います。

朝岡委員長 松浦子育て福祉課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課の松浦でございます。

今のご質問に関しまして、人件費のことなんですけれども、保育所は職員が23名、嘱託職員が12名、アルバイト職員が46名、計81名います。児童館に関しましては、正規職員が1名、アルバイト職員が34名です。地域子育て支援センターでは、平成28年度は、職員は1名、アルバイト職員が4名おります。そういう職員形態で事業が進められております。

以上です。

朝岡委員長 松山こども・若者サポートセンター所長。

松山こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンター、松山です。よろしく願いいたします。

こども・若者サポートセンターの職員体制ですが、平成28年度の実績でお話しさせていただきます。職員が5人で健康増進課と兼務で1名おります。嘱託職員が6人でアルバイト5人、あとスポット雇用で臨床心理士、助産師等がおります。職員の平成28年度の増員は、嘱託職員の社会福祉士が1名増員になったぐらいで、あとの職員は全て子育て福祉課で雇用していた家庭相談員、嘱託職員、それから、子育て福祉課の方で保育所の巡回相談に行っていた臨床心理士、幼稚園、小学校に行っていました巡回相談員、臨床心理士、アルバイトということで、確実に増員になっているのは、社会福祉士1名と再任用の事務が1名ということになっております。

以上です。

朝岡委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。

まず、塵芥処理費の報償費でございます。1,700万円の内訳でございますが、大字當麻に500万円、大字竹内に1,200万円でございます。當麻の500万円につきましては、以前からの500万円ということになっております。竹内の1,200万円につきましては、クリーンセンターを新しくつくるにつけて、地元竹内との協議の中でこの金額が決まったというふうなことを聞かせていただいております。

次に、し尿処理費につきましては報償費140万円でございますが、これは、し尿の中継タンクの設置に伴う報償費でございます。大字兵家が100万円、大字竹内が40万円の内訳になっております。この金額につきましては、区長さんの協議なり話し合いのもとでこの金額を決めていただいたというふうにはなっておろうかと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 保育士の増員計画というのを質問されておりますが、その辺はどうなのかな。

松浦課長。

松浦子育て福祉課長 保育士の増員計画なんですけれども、先ほど申しました実績は、平成28年度分の実績です。平成29年度におきましては、正職が27名で嘱託職員が14名、アルバイト職員が35名、合計76名となっており、平成28年度と比較して5名の減となっております。

以上です。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 子育てに関して先に言わせていただきますと、この決算のベースでも前年度の決算ベースからかなり増員があるわけなんです。平成29年度のことは置いておいて、平成27年、平成28年の推移というか、平成28年度決算ベースで、例えば、アルバイト職員が嘱託職員になっていただくような傾向とか、それから一般職員さんもふやしたという、子ども・子育ての内容を充実させるために保育士さんの増員というものが図られた傾向が多々見られますので、今どういう傾向でなったのかということをお伺いさせていただいたところです。

こども・若者サポートセンターは、子育て福祉課の方でほとんど中の方たちが集まってもらって、やりくりをやっていただいているんだなという内容についてはわかりましたけども、私が言わせていただきたかったのは、地域子育て支援センターの中でファミリーサポート事

業というのがあります。これは結局、吉村委員が一般質問された、子どもの具合が悪くなったときに迎えに行く。これは従来、家族が迎えに行くわけですけども、ファミリーサポートをお願いすると、そういった方たちが迎えにあって、家庭の中のできる範囲のことをやっていただくという事業の中で、こういうファミリーサポート事業というのも非常に力を入れていっていただかないといけませんので、こういう事業の仕組みをきっちりつくっていただくという観点からも、今言ってる地域の子育て支援、それからこども・若者、それから保育所もそれぞれ、児童館もそうですけども、児童館も問題点というのは、夕方から何時間か見ていただく職員さんがいないというか、アルバイト職員がなかなか雇えないという現状があるということもずっと聞いてるんです。そこにどうしていかなあかんかという工夫を、どういうふうな形の推移の中で考えていただいているのかなというのが、職員さんの体制づくりということにきっちり出てこないといけないんですけども、今見させてもらったら、かなり増員していただいているという傾向なんですけども、今後この子育てに関して、平成29年度の実績も今言っていただきましたので、特に市役所の中の課の中でいろいろやっていくということとは別に、例えば社会福祉士を入れたりというようなことも、これから専門職を入れたり、子育てに関しては資格職、保育士であったりするわけですから、保育士で賄っていくのか、それともシルバー人材センターのおじいちゃん、おばあちゃんたちに来てもらってサポートをしていただくのかとか、そういった今後の傾向というか方向性、それを聞かせていただきたいと思います。

それから次に、先ほどの報償費のことですが、報償費の考え方というのはいろいろと複雑だということは理解できるんですけども、し尿の中継タンクのことで前回質問させていただいたときに、竹内が立地しているのか立地していないのかというところ辺が非常に曖昧でしたので、そのあたりの答弁をお願いしたいのと、報償費は毎年払っていくという長い年月の中で決まっていくことですし、もちろん地元との交渉もあるのですが、これから、今、笛堂であるいろんな諸問題もあります。迷惑施設という捉え方を強調されますと、いろいろまたしんどい部分もあるのですが、実際にはやはり地域住民にとっては受け入れがたい部分というのがあろうと思います。その辺の考え方というのを、今の當麻クリーンセンター、それから、し尿中継所、また新たに笛堂にあります剪定枝の破碎処理場、そういうことも含めて考え方というか所見をお伺いしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 松浦子育て福祉課長。

松浦子育て福祉課長 子育て福祉課、松浦です。

保育士のことなんですけれども、平成28年度から平成29年度に関して減ってはおりますけれども、正職員に関しては、クラスを持つ担任は正職員で現在賄われております。その都度、保育士は募集させていただいてますけれども、なかなか手がいなくて採用が難しいような状態が続いております。

ファミリーサポートのことなんですけれども、現在、会員さんは、8月末現在で援助会員さんが58名いらっしゃいます。両方会員さんといって、援助もし、利用もする方が30名いらっしゃいます。利用会員が8月末現在で268名いらっしゃって、利用状況といたしましては、

平成28年度末では延べ331回の利用回数がありました。これは、保育施設までの送迎とか習い事の送迎、それから保育開始まで、終了後の預かりというのをさせていただいてます。ファミリーサポートクラブのシステムといたしましては、利用会員さんの要望に応じて、それに見合う援助会員さんを紹介させていただくんですけれども、あしたすぐに利用したいと言われてもそれはできないので、事前に打ち合わせをさせてもらって、そして1回目は打ち合わせさせていただきませうけれども、子どもさんと援助会員さんが合えば、ずっと同じ形で自分たちで交渉してやっていただいているという感じです。

病児のことに關してですけれども、ファミリーサポートクラブは、回復に向かう子は預からせていただいておりますが、病気の子どもさんに関しては、援助会員さんも講習を受けておられないので、それはやっておりません。

以上です。

朝岡委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

今、課長から申し上げたことに補足させていただきたいと思ひます。子どもに關する施設につきましては、保育所であったり児童館であったり、また子育て支援センターであったりと、いろいろな箇所で専門職の方によって子どもたちが見守られてるといふか、保育されるような状況でございます。その中で、今、先ほどから職員の状況といふことでご説明させていただいておりますように、正職員であったり嘱託であったり、またアルバイトであったりといふような立場での職員雇用といふことで対応させていただいております。

それと、あと、児童館につきましては、特に先ほど川村副委員長からも言われましたように、前に一般質問でたしかあったと思ひますけれども、シルバー人材センターであったり、また夏休み中には学生ボランティア等の活用であったりといふような工夫をしながら運営しております。基本的には保育する人数、これに応じて保育士さんの数が決まってくるわけでございます。実情を申し上げますと、アルバイトも特に児童館なんか先ほどおっしゃられたように、夕方からの時間で一定時間、短い期間だけを雇用していくといふ形になりますので、なかなか雇用も難しい面はございます。しかしながら、先ほど申し上げたように、シルバーの委託であったり、また学生的な方を夏休み期間中であつたりとか、いろいろそういう雇用も含めた中で工夫して正職員、嘱託職員、それからアルバイト職員、この辺の役割分担をきちとした中で、きちとした保育ができるような体制、こういうことを考えていろいろ進めてまいりたいといふふうを考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

報償費の件について私の方からまとめてお答えを申し上げたいと思ひます。市民活動の中でどうしても出てくるものの中で、市内で地域全体のことに關して、やはりご負担をお引き受けいただく種類の行政の内容が何種類かございます。例えば、現行であれば新クリーンセンター、あるいはし尿処理の中継施設、そういったものに対して、財源は当然税金でござい

ますが、それを一定のご負担のかかるであろう地域にお支払いをしているというのが予算の執行の中で若干存在しておるといふ状況でございます。ただ、その金額とか、どういう形での大字にお支払いするかというものにつきましては、それぞれ一定の方策があるというよりは、過去からの両町時代のそれぞれの経緯なり金額なり、いろんなものを踏まえた中で、バランス、金額も含めて決まってくるものでございまして、一概にこの単価が妥当である、妥当でないということを軽々に申し上げるわけにはまいらないかと思っております。いずれにしましても、そういった歴史的な経緯も踏まえながら、財源は税金であるということ、これは我々も十分に認識をしながら、また市民の皆様にもそのところを十分にご理解いただきながら適正な金額、適正な執行を図っていきたくと考えております。

なお、川村副委員長がお触れになりましたし尿処理の中継施設につきましては、たしか私の記憶では、私が就任後の一番最初の議会でありました3月議会の予算特別委員会におきましてご質問いただいたかと思っておりますが、当時出席をしておりました担当部長が、十分な資料の持ち合わせがない中で多少曖昧なご答弁を申し上げたのではないかというふうには記憶しておりますが、現行のおおむね兵家地内に存在をしておりますし尿の中継処理施設につきましては、これまでの当該場所、施設につきましては、過去をさかのぼりますと竹内集落の農業集落排水施設がおおむね兵家地内の現行の場所に建っておったとか、いろんな変遷がございまして、川の場合も多少変わっておりまして、現況の今の施設の中継施設並びに公園のある部分につきましては、それがどこに立地をしておるかといいますと、おおむね大字兵家でございますが、大字竹内についても含まれておりまして、求積いたしますと、大体おおむねでございますが、7対3ぐらいの割合ではなかろうかというふうには思っております。なお、先ほど理事の方からご説明いたしました100万円と40万円という配分につきましては、それ以前、新庄区並びに兵家区にありましたときも含めて、それぞれこちらの方につきましては、金額の配分等については、これは区長会といいますか地元の皆様の話し合いの中で金額並びに配分も決まってきたという経緯があるということを尊重いたしまして、お話し合いの結果を踏まえてこのような配分になっているというふうには市役所内部では引き継いでおりまして、私もそのように理解をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 ありがとうございます。今、子育ての方では、保育人数のこれからの確保、子育て支援の中で確保していくということにつきましては、これからも十分な対応をしていくという部長の答弁がございましたので、しんどい部分は原因は何かという、この間も言いましたようにアルバイトの賃金も考慮しながら、あと雇用体制、処遇をどういふふうなこれから改善の方向に向かってやるかということも含めて、また再々検討していただきたいと思っております。

副市長が今言っていただきましたし尿中継所の件は、前の答弁とまた違いまして、はっきりとその件も確認をさせていただいたというふうには理解をさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 だいぶ時間も押してまいりました。3点についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。私の質問は、63ページであります。20節扶助費の精神障害者医療費扶助費1,080万8,330円であります。ご承知のように、平成28年度から精神障がい者2級の方々にも、精神障がいに係る医療ではなくて、その他の病気等で医療にかかった場合、医療費を助成する制度が拡充されたわけであります。一応、報告書の21ページにそれぞれ助成の内容について書かれているわけでありまして、更に具体的にお伺いしておきたいと思っております。精神障がい者の1級、2級の方が市内にどれほどおられるかということです。そして、精神に係る病気ではなくて、その他の病気を受けられた延べ人数ではなくて、実人数についてお伺いしておきたい、このように思います。大体、この資料は平年ベースで精神障害者医療費助成1、2級、2,355件、829万840円、こういうことでもありますけれども、それを合わせても1,000万円を超える程度の金額であるわけでありましてけれども、大体これが今後の平年ベース、それは医療のことですからわかりませんが、この金額がベースになって推移するのではないかというふうに考えていいのかどうか、その点も確認をしておきたい、このように思います。

それから、これも63ページから64ページに係る障がい者の自立支援給付費、障害児通所給付費、地域生活支援事業費、あるいは社会福祉総務費の給付、交付、これらに対する障がい者、障がい児の自己負担額、そしてその給付費に対する負担率をお伺いしておきたいと思っておりますし、また、市が独自で行っている優先発注、障がい者の共同作業所等がつくった製品の優先調達の実態、それらがどのように拡充をされてきたか。その点もお伺いしておきたい、このように思います。

それから、66ページに飛びます。66ページのシルバー人材センターの運営費についてであります。負担金補助及び交付金という形で1,038万1,000円が執行されているわけでありましてけれども、シルバー人材センターの現在の会員数、そして職種、そして、これまでシルバー人材センターの理事長は副市長が当たっていたけれども、これが民間の方にお任せをし、シルバー人材センター独自のいろんな取り組み、活動をしてもらうというふうなことで、改革の1つの取り組みとして評価できるものだというふうに思うわけでありましてけれども、シルバー人材センターの会員そのものが高齢化をして運営そのものが困難になるというふうな中で、実際には公共の発注する事業がほとんどを占めているという状況なんです。このままの状況ではシルバー人材センターとしての役割が果たせなくなると、こういう心配があるわけでありましてけれども、もちろん機構改革をし、民間の理事長のもと旺盛に活動していただき、仕事をつくってということは重要なことでもありますけれども、過渡的なこととして、行政として一定の仕事を確認しなければならない、こういうふうに思うわけでありましてけれども、この点いかがお考えかお伺いをしたい、こういうふうに思います。

それと、やはりシルバー人材センターとしても、これは機構改革とあわせて、今、當麻地域と新庄地域にそれぞれ事務所を持って別々に活動をしているわけでありましてけれども、これは本当に非効率な状況をつくっているわけです。ぜひこれをどこか當麻地域と新庄地域の真

ん中あたりに事務所を構えて活動できる、そういう環境条件をつくるのが大事ではないかというふうに私は思います。

当然、シルバー人材センターの事務局がこれらについて努力をしていただくということは大事なことでありますけれども、現状の財政状況からしたら到底、基金なんて積めないわけですから、できないという環境なんです。この点についても今後の考え方、方向性についてお伺いをしておきたいというふうに思います。3点かな。

朝岡委員長 東社会福祉課長。

東 社会福祉課長 社会福祉課の東でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

委員ご質問の、精神障害者医療費助成事業であります。精神障害者医療費助成事業につきましては、精神通院医療助成費と精神障害者医療費助成からなるものでございまして、精神通院医療助成費は自立支援、精神通院医療により支払った医療費を助成する制度でございまして、精神障がい者1級、2級の方は対象外になるわけでございますが、精神障害者医療費助成は全ての疾患の入院及び通院に係る保険医療の医療費を助成する制度でございまして、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方が対象でございます。精神障害者医療費助成につきましては、平成27年4月の開始当時の対象者は1級の方のみでございました。しかしながら、平成28年4月より2級の方も対象となったわけでございます。対象者がふえたことによりまして精神障害者医療費助成が増加しまして、その分、精神通院医療助成費は減少している傾向でございます。また、精神障害者医療費助成の開始によりまして精神障害者福祉手帳を取得する方がふえているために、精神障害者医療費助成の利用も増加していくことが予想されるわけでございます。

手帳所持者でございしますが、平成27年度は、1級26人、2級109人でございます。平成28年度でございます。1級31人、2級123人となっております。それと、先ほど委員ご指摘の実人数でございます。実人数は129名でございます。なお、平成29年4月から奈良県全域で2級適用となったものでもございます。

続きまして、障害福祉サービスと補装具の自己負担率についてでございます。障害福祉サービスの総額は5億5,983万3,823円でございます。うち自己負担額は479万1,062円となっております。負担率に直しまして0.86%でございます。大人と児童に分けますと、大人が0.23%、児童が3.64%でございます。続いて補装具費の総額でございますけれども、916万8,816円で、うち自己負担額は55万5,511円でございます。負担率にいたしまして5.62%となっております。大人と児童に分けますと、大人が4.01%、児童が7.71%でございます。

障害サービス等を利用される場合、基本的には介護保険と同様に1割負担であります。大人の場合、ご本人と配偶者が非課税世帯であれば自己負担はございません。また、課税世帯であっても、自己負担の上限額は3万7,200円でございます。また、居宅生活者は所得割16万円未満の場合、9,300円が上限となっております。

児童につきましては、保護者の課税状況によりまして、非課税であれば自己負担は全くございません。また、課税の場合でありましても、所得割28万円未満の場合は4,600円が上限となっております次第でございます。

続きまして、優先調達の件についてでございます。障がい者の経済面の自立を進めるために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る優先調達の実績でございますが、140万1,660円でございます。平成27年の137万6,888円から比較いたしますと、増加をしているということでございます。これにつきましては、生活介護事業所からの給食用の食材購入、また、ふるさと応援寄附報償品でありますとか、敬老会のお祝い品、また駅前駐輪場の整理を委託しておるということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの白石委員のご質問で、シルバー人材センターの運営補助金のことにつきましてお答えさせていただきます。まず、今現在の運営補助金につきましては、国の基準に100万円を市の方でプラスした金額1,038万1,000円を補助させていただいております。また、この補助をするときにはシルバー人材センターの方からの決算書を提出いただいて、確認した上でお支払いしているわけですが、申しわけございません。本日こちらにお持ちしておりませんので、詳しい数値等はまた別途お渡しさせていただけるかと思っております。

あと、会員数につきましても、私どもの方でそのとき報告をいただいていたんですが、本日持ち合わせておりません。あと、仕事の確保、人材確保につきましても、公益社団法人として独立してみずからやっておられるところです。そこで検討していただいているものと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 民間の理事長になって、機構改革と合わせての今後の考え方、方向性の答弁が漏れてるのと違うかな。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 申しわけないです。今、理解できてなかったのもう一度お願いします。

白石委員 具体的に、2カ所に事務所があって、それぞれ事務局長がいて、事務員がいてやってるわけですね。そういう状況の中で非常に財政状況が厳しい、仕事が少なくなっている、そういうような中で、このままであればなかなか経営の維持が困難になる。もちろん会員の募集もちゃんとやっているけれども、実際に本当に欲しい人材というのはなかなか確保できないという、そういうのがあるから、そういう仕事もできるように機構改革をして、その一環として事務所も1カ所に統一してやっていかななくてはならない。そして、人材も育成していかななくてはならないと思うわけです。しかし、社協のように3億円近い基金があるわけでもなし、全然財源がないわけで、そこは行政として一定の支援をせないかんのと違うかと、こう思うわけです。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長、再答弁してください。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 すいません。申しわけございません。今現在のいきいきセンターの事務所、そして本体のあります事務所の方と、當麻と新庄とに分かれております。今現在のこのやり方自身は、そこそこ効率よく、その地域に合わせた方が自転車でもそこへ

来れるという利点もございます。場所を変えてどこかに持ってくるというのも、その方法はあるかと思いますが、その件につきましては、やはり独立しております公益社団法人さんで、私どもも当然、今後も決算書等を確認した上でご意見する必要はあるかと思いますが、そちらの方で考えていただく必要があるのではないかと考えております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長の方からご答弁をいただきました。精神障がい者の方々に対する医療費助成、これは平成26年でしたか。県が1、2級の方に助成をしていくと、こういう決定がされたわけでありまして、市長会は、手帳の申請をされたときにその認定をする、そういう基準が全国的に曖昧で、どれほど手帳取得の申請がふえるかわからないみたいな形で先送りをしたんです。その当時、どの程度の医療費がかかるのかという試算を私がお聞きしましたら、5,000万円かかると、こういうふうに言っていたわけでありましてけれども、実際に今の答弁の感じですよ、答えてくれなかったから、これが今後の平年ベースの医療費として推移をしていくのかなというふうにお聞きしたんですけども、なかったわけですけども、精神障害者医療費助成は1、2級の助成で830万円足らずということですから、この金額で大体推移をしていくのではないかというふうに考えていいのかなどうか。もちろん国保と一緒にするので、医療費というのは大きく変動するというのは理解していますけれども、到底5,000万円かかるようなものではないというふうに思うのですが、その点確認をしておきたい、このように思います。

それから、障がい者のサービス給付に対する負担です。これまで障がい者に対するサービス給付というのは、原則、基本的に無料でした。それが受益者負担という形で、障がいがいほど負担がふえるという、こういう自立支援法という法律ができて、1割の負担が導入をされたわけでありまして。それが新たに総合支援法ができたわけでありまして、基本的に応益負担の原則、制度そのものは残されてしまった。国はいろいろな軽減をかけて、先ほど説明をいただきました。限度額は3万7,200円以下であれば、こういう限度を設けたと。非課税、あるいは28万円未満であれば減免が受けられるというふうなことでやっているわけです。こういう減免をきめ細かくやらなくてはならないということ自身が制度としておかしいわけで、これは当然、障がい者の団体と厚労省が訴訟をした中で、その訴訟を取り下げて応益負担をやめていく、そういう法律をつくらうということだったのが、約束をほごにされたというところにあるわけで、それが0.23%、あるいは3.64%、補装具が5.62%という形で負担が残ってきているわけでありまして。障がい者の方々の障害年金、あるいは作業所等で作業して賃金を得るわけですけども、どの程度の収入があるか。これはもう言わなくてもおわかりだと思います。このような負担でも本当は大変なんです。そういう意味で、やはり市が独自の助成をしていく優先調達という形、これは法でそれなりに定められているわけでありましてけれども、ささやかに前年度よりも3万円ぐらい多くなったということでもあります。もっとも障がい者の負担を軽減する、収入をふやしていくということに原課は関心を寄せていただいて、応益負担制度があるということのご認識の上で対応をしていただきたい、このように思います。

それから、シルバー人材センターでありますけれども、本当に今、葛城市のシルバー人材センターは青息吐息だと実感します。リーダーの方が80歳を超えているというところがあるんです。この方が、それこそ働けなくなったら、これは仕事としてなり立たなくなる、そういう班が出てきています。募集をかけてもなかなか会員が集まらない。集まっても、幾らシルバーで生きがい対策が中心だといっても、やっぱり仕事は厳しいものがあります。当然、剪定に行けば、ちゃんと仕事をしてもらわないと依頼者は困るわけですし、草刈りにしてもなかなかの重労働なんです。職種が少ないですからなかなか続かない、人が集まらない、こういう状況なんです。しかし、ここは頑張ってもらって会員をふやしていただくということとあわせて、やはり合理的な組織運営をしていくべきだというふうに思います。利点もあると。どんな利点があるのかなと思うんですけども、私は1カ所にした方が大きなメリットがあるというふうに思うんです。そういう経費を削減して、人材を育てていく。葛城市独自で派遣業が営まれるようにしていく。そういう人を育てていって、公共の仕事だけではなくて、民間の仕事も広く確保していけるようにしていくべきだというふうに思います。当然、これは言われるように、独立した、地方自治体とは違う機関でありますので、それはそれとして大事なことですけれども、国の施策によって、生きがい対策でなくて、まさに就労対策のような現状になってきているわけで、そういうことに対応した行政としてのリーダーシップを発揮していただいて、財政的な支援をしていく。仕組みとして、シルバー人材センターは基金が持てないと、こういうふうに聞いております。社協は基金を持てるんです。3億円近い基金がある。3億円あれば事務所をどこか借りていきたいと思いますかと、プレハブを建てましょうかと、こういうことができます。シルバーはそうはいかないので、その点を十分考慮していただいて、シルバー人材センターの会員の方々、事務局の方々の声にしっかり耳を傾けて、高齢者の生きがい対策、あるいは高齢者の就労対策としての役割を果たせるようにしていただきたい。

以上です。

朝岡委員長 答弁はよろしいですね。

白石委員 結構です。

朝岡委員長 時間もかなり経過をいたしておりますので、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

延 会 午後7時06分